

## 平成24年知立市議会 9月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成24年9月24日(月) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

杉山 千春	川合 正彦	永田 起也	村上 直規
風間 勝治	中島 牧子	三浦 康司	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
建 設 部 長	佐藤 勇二	土 木 課 長	稲垣 衛
建 築 課 長	塩谷 興信	都 市 整 備 部 長	神谷 幹樹
都 市 整 備 部 次 長	杉谷 正樹	都 市 計 画 課 長	鈴木 克人
ま ち づ く り 課 長	野々山 浩	都 市 開 発 課 長	加藤 達
上 下 水 道 部 長	加藤 初	水 道 課 長	杉浦 範夫
下 水 道 課 長	塚本 昭夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第50号	平成23年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決
議案第51号	平成24年度知立市一般会計補正予算(第2号)	〃
議案第53号	平成24年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃
認定第1号	平成23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第3号	平成23年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第7号	平成23年度知立市水道事業会計決算認定について	〃

午前10時00分開会

○川合委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案は6件。すなわち議案第50号、議案第51号、議案第53号、認定第1号、認定第3号、認定第7号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第50号 平成23年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号について、挙手により採決します。

議案第50号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第50号 平成23年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○中島委員

今回の補正の中で財源構成というところで道路新設改良費550万円、県費が入ってこの財源はなくなったということであります。その下は400万円ということで河川改良、これは特に財源的なものではなく、一般財源で追加していると、行くと、この辺、財政的な関係を御説明ください。

○土木課長

15ページの道路橋梁補助金ということで550万円、これを補正させていただいております。

これにつきましては、山屋敷町3号線の歩道設置工事でございます。交通安全施設の整備事業費補助金ということで、かねてより要望しておりました補助金でございます。これにつきまして、補助対象事業費として1,100万円の県費補助を予定しております、その2分の1の550万円が補助金ということになります。

以上でございます。

○中島委員

河川改良費のほうは400万円というのを独自で行うということですね。

○土木課長

そのとおりです。河川改良につきましては、単独費で400万円歳出させていただきます。

○中島委員

結局550万円いただけるよということの中で財源をこちらのほうにシフトというか、そういう考え、財源確保という意味では550万円の県費が入るので、その分浮きますから単独でつけたと、こういうことですか。そういうことではないですか。因果関係はないんですか。

○土木課長

そういった因果関係はございません。

○中島委員

山屋敷3号線の歩道設置と言われましたよね。単独でやろうと思っていただけ、これについては補助がつくと、こういうことですね。それでいいですか。

それで、もう少し工事の内容についても歩道設置ということで大変狭いところで要望が強いということですが、どのように今後工事が進められるのか。

○土木課長

これは、前年度実計メニコンにも出させていただいております。知立小学校の通学路ということもございまして、高場住宅の東側約10メートルぐらいだったと思います。高場住宅の前から山屋敷

町の公民館までは3メートル程度の歩道がついておりまして、その通学路は、ちょっと北へ折れていくんですけども、その一部、折れる手前の10メートル区間に歩道がないというところで危険じゃないかというところで歩道設置の計画をさせていただきました。

実計メニコンでも一応大多数の賛成をいただいております。そういった中で、県費補助事業として要望させていただいたものが今回採択されたということで財源構成をさせていただくものでございますが、用地としましては約三十数平方メートルぐらいになります。3メートル掛ける10メートルということでございます。

あと、補償費ということで、建物がそこには工場が建っております、工場の移転と用地の買収、そういった費用を見込んでおります。

以上でございます。

○中島委員

工事はどのようにということを聞いたんですね。

○土木課長

工事につきましては、今、用地交渉を継続中でございます。早速用地交渉を継続しておるわけですけど、合意をいただいた中で工事を進めていくということで、まだ完全に合意はいただいております。10月中には合意形成ができるではなかろうかというところで、その後に工事に入りたいというふうな考えでおります。

○中島委員

移転補償とかいうものも含めてということで全体で1,100万円という内容なわけですけども、10月中に合意をいただいたとして、場所移転ということも含めて言いますと、年度内にこれは完成という見込みでよろしいのでしょうか。

高場住宅も出入りするようになって、人通りも車も多くなるかなと思うので、できるだけ早くということが課題と思っております。

○土木課長

大変失礼いたしました。

工事のほうは、用地の物件の調査から入って用

地交渉、それから物件交渉というそういったところから単年度では難しいだろうということで、工事完了までがということで、工事につきましては次年度施工ということになりますので、大変申しわけございませんでした。用地補償までが今年度、工事につきましては平成25年度ということになります。よろしく申し上げます。

○中島委員

すると補償費のみという、そういうことなわけですね、ことしの予算というのは、調査とかいろいろありますが、工事費は来年度と。平成25年度ということで、用地等が完了すれば、長い距離の工事ではないので速やかにということをお願いしたいとは思いますが、それが順調にいったらいいなど。用地の補償費ということでいいですね。

○土木課長

用地費及び補償費ということでございます。

○中島委員

この牛田高根の排水路の改修工事は、本会議でも質問が出ておりましたけれども、これについては、あのあたりいろいろ道路の改修なども行っている付近なわけでありまして、これは具体的にどのような日程で進められるんですか。

○土木課長

牛田町20号の工事のことにつきましては、現在設計中でございます。今後、発注した中で工事のほうは着手して、3月いっぱいまでには完了していきたいというふうに思っております。

○中島委員

牛田町20号なんですけども、牛田の安城市のほうから非常に幅の広い道路がずっとできておりまして、ちょうど高根の用水の交差点のところはまだ完了していないという状況ですよね。

幅を見てみると歩道も相当広くとった道路が東のほうはできてくるなという感じなんですけども、昭和4丁目に入ってくるところでは、ちょうど歩道分の広さがこちらにはないと。幅広くなってきても、きゅっと歩道の部分だけが住宅の部分は昭和4丁目に入ってくると幅がとれないので、向こうまでは広いんですけども、交差点から西に来

るときゆつと狭くなると、こういう形状になっていますよね。これは4丁目のほうはバックして広げるなんていう計画は、全く毛頭ないわけでありまして、その辺のすりつけという言い方はちょっとおかしいかもわかりませんが、大変交通事故の危険性をちょっと感じるんですね。

新しい道を狭いところで広く急になったところでよくぶつかったりするというようなこともありまして、その辺はどのように今後考えていらっしゃるのかなという、その辺の見解を伺います。

○土木課長

牛田町20号線の計画につきましては、安城市境から明治用水の西高根用水まで280メートルございます。この間に2メートル50の歩道と2車線の車道という形になります。それ以降の北へ3丁目までの踏切までにつきましては歩道がございませんので、その辺につきましては疑似ブロックというような形で路肩に歩道帯を設けたような形にしております。

歩道の動線としましては、安城市境から来ますと西高根線の西高根緑道の歩道を使っただいで左右に行くことができる歩道が使えるという形になりますけど、3丁目までのほうは路肩部分しか使えないという状況でございます。

あと、取り付けの関係ですけど、西高根用水が両サイド東と西に60メートルずつ、これも2車線にしますので、2車線プラス歩道、今の歩道が6メートル近くございますので、その一部を車道とさせていただいて2車線と歩道という形になりまして、4丁目につきましては、たしか北へ80メートルぐらいは7メートル幅員の用地がございます。そういった中で、60メートル区間ぐらいですりつけ、交差点部分は2車線として60メートルぐらいですりつけたいなというふうに考えております。そうしますと、車線を5.5メートルとりますので、あと75センチずつの路肩になろうかと思っております。

以上です。

○中島委員

図面ではないので十分理解はできたというわけ

じゃないんですけど、要は、2車線で歩道が2.5ある道路が安城市側からできると。緑道のところでそれはストップして、その先が歩道部分が、拡幅される歩道のことですが、その歩道の部分の幅はそれ以降は全く取れないというふうな状況になっていますよね。

その先、踏切のほうに向かって今、舗装だとかいろいろとしていただいてきれいになってきておいて、もう少し時間がかかるみたいですけど、舗装してきれいにしていくということでありますので、緑道よりも踏切方面に向かって拡幅というのは、ちょっと困難だという。今説明は緑道側の拡幅という意味で言われたのか、ちょっと私は理解できないんですけど、西高根用水の緑道のほうについて、もう少し拡幅するという意味なのか、今ちょっとわからないんですけど、両方の交差点とも、そう拡幅できるような用地がないので、とりあえず20号線のほうが拡幅が完了するときには、交通事故があそこで起きないというふうなふうに思うんですね。

今までにももう既に工事が始まって、少し様相が変わってきたら、あそこに交通事故が、前は田んぼに落ちるといって苦情はあったんですけども、車と車がぶつかったりすることはなかったんですけど、今、工事が始まって拡幅された状況になったところで角のうちにぶつかって交通事故が現にあったわけなんです。それは高根側の角のうちですけどね。

今度新しくできてしまうと、昭和の側の角のうち、安城側から直進してきたときに急に幅が狭くなると、あの家にぶつかっていくんじゃないかという恐怖も感じるんですよ。そういうところが今のお話にもう少しいろいろ話述べられましたけども、その辺の交通安全対策は大丈夫かというここに絞ってお話をさせていただきたいと思うんですけど、もう一度お願いします。

○土木課長

交差点改良でございますけど、西高根用水から安城市境までにつきましては用地買収を進めてきております。西高根用水からは名鉄本線までにつ

きましては既存住宅が建ち並んで拡幅というのが非常に難しい。用地買収も困難な状況ということがございます。

ただ、現在の幅員としまして、昔の大受のあの信号のあたりは幅員が6メートルしかないんですが、ちょうど現在の高根の交差点のところにつきましては、4丁目の部分が7メートルあります。そういった中で、交差点改良をそれぞれ東西南北それぞれ2車線をすりつけるような形で改良していきたいというふうに思っております。だから東西も南北も全て車線で改良をしていく。歩道の動線につきましては、安城市から交差点までいきますと左折の西高根用水の歩道を使って団地の中に入るというそういう形になりますけど、自転車は車道という形で、そんなような状況になろうかと思えます。

交差点の交通安全対策はというところではいろいろ考える方法はあるんですけど、ガードレールとか防護柵とかいろいろそういったことを考えられる限り対策は考えていきたいなと思っております。

○中島委員

ちょっと確認ですが、ここの交差点を両側とも一定の期間は2車線にすると言われましたね。真ん中に線を入れるということですね、2車線にするということは。今、旧国道なんかもそれを除いてしまって、お互いに譲り合う方式の線を取り払うというようなことで安全対策ということをやっているんだけど、ここの狭いところで真ん中に線を引いてしまうという意味なの、2車線にするという意味は。

○土木課長

来迎寺の信号交差点もそうなんですけど、交差点部分のみは大体30メートルぐらいは2車線、線を入れて区切っております。

ここの交差点につきましても一定の区間は2車線で車がすれ違いできるような交差点にしたというふうに考えております。

○中島委員

それが60メートルぐらいということですか。60メートルを両方とも2車線に線を入れるというこ

とですね。

信号は全体にできた段階で、いつごろこれはつけるという、日程的なことはどういうふうなことになるのでしょうか。まだ相当先ですか。

○土木課長

信号につきましては、ずっと要望させていただいておるんですけど、信号機がつけられる交差点ということで築造はしておるんですけど、信号をつける日にちにつきましては、警察のほうからはまだいただいておりませんので、ちょっとまだいつつけれるかというのが決まっております。

○中島委員

でも信号をつける前提で今2車線にするという話ですから、これは認めてもらわないと大変なことになりますよね。それはいつになるかがわからないということであって、それは確約されているんですね。道路形態とかの矛盾が出ますよね、そうじゃないとね。

その確認と、この西高根用水よりも安城市寄りの拡幅の工事完成というのはどこに目標値があるんですか。

○土木課長

信号交差点となるように工事は進めておりますけど、信号がつくという確約はいただいておりません。工事につきましては、来年の3月31日までには完成させたいというふうに思っております。

○中島委員

ここを広がったら交通事故がほんとに多いし、少し八ツ田側へ行く緑道、あそこでも、あわや死亡事故となるような、小学生がここの道路を渡ろうとしてはねられて重体ということがあったんですよ。だから、ここすごいスピードが出るようになっているんですよ、今。だから、つくかどうかかわからないという姿勢では大変危ない。ちゃんとつけてもらうということが必要だと思うので、そのように臨んでいただきたいというふうに思います。

こういう形態をとるという中で、なかなかお役所仕事というのはつけるということが確定しないまでは、つくかどうかかわからないという言い方す

るのかもわからないけれども、そうでなければこんなに2車線で交互に分散するという形態は要らないわけで、逆に言ったら。その辺はきちんとやっていただきたいと要望しておきます。

この排水路の工事そのものについては、この道路の横という意味でいいんですか。高根保育園のほうまでとかという話ですよ。

○土木課長

排水路につきましては、ちょうど今現在工事が途中で終わっております。そここのところに道路を20号を横断した排水路があります。それが高根保育園の北側まで排水路が全体では500メートルぐらい延長がございますが、その排水路が用排水兼用の水路ということになっておりますので、それを用水工事費を地元がやりますので、その分一緒に排水路のほうをお手伝いさせていただくというそういった補正でございます。

○中島委員

それで、まだよくわからないのは、西高根用水のほうも交差点を挟んで60メートルぐらいを2車線にしていくとさっき言われましたよね。

それで今の形態では、とても2車線なんていう形態じゃなくて、相当手を加えなければならないですよ。これは具体的にどのようにしてやるんですか。

○土木課長

2車線にするためには1車線が2.75メートルですので5.5メートルに路肩をつけた形になります。そうすると路肩が標準75センチ、50センチまで縮小できますけど、大体7メートルぐらいの幅員があれば2車線ができるということで、現在あそこの現況幅員が5メートルから5メートル50センチぐらいあったと思います。ですから1メートル50センチぐらい現在の緑道を縮める形で、6メートルある緑道が4メートル50センチぐらいにはなりますが、そういった歩道と車道の整備ができるという形になります。それが東西ですりつけている形になります。

○中島委員

わかりました。緑道は今、明治用水のせせらぎ

のようなものも住宅側にあったりして、あるところとないところありますけど、コイがいたりね、いろいろあるわけですけど、その緑道を狭めるといことしかないですよ。そういうことということわかりましたが、ここの交通事故がほんとにないことを願うということですね。今、街路灯が1本立っておりますけども、交差点の改良の際に、どの場所がいいのかいろいろと見直しが必要かと思っておりますので、その辺をよろしく願いいたします。

それから、ミニバスの運行事業のところ、時刻表の見直しということが中心的な事業になるといふに伺っているわけです。オレンジコース、3コースを除いて4コースを全部時刻の見直しをするということですね。慢性的なおくれ、これは私どももしょっちゅう聞かされて、一生懸命、頭下げながら時間があることで我慢して半分言ってきましたけど、今度は直るでねという話はしてるんだけど、見直しをしていくということで、これは交通対策会議を具体的にもって開いて、これを議題にのせるというのは、どんなスケジュールやられますか。

○まちづくり課長

タイムスケジュールについての御質問ですけども、明日9月25日に地域公共交通会議にこの議題を出させていただきます。そのあと10月に運輸局へ許可申請を行い、市民の皆様へのお知らせしまして、11月16日号の知立市広報に掲載させていただきます。予定としましては12月1日を改正させていただきますと思っております。

○中島委員

改正は大歓迎ですけれども、慢性的なおくれということで、時刻表がありますけども、大体コースで言うと、それぞれ1コース回ってくると何分おくれるのか、現状。そして、それをどのように改正しようとしているのか、方針、この両方についてお答えください。

○まちづくり課長

現状と方針についての御質問かと思われ。現状は、3コースを除きまして慢性的なおくれが

ありまして、全体としまして1便が1周してきますと最終的には知立市の駅で平均的5分から6分おくれが生じております。

が、しかし、この中に特に平日の朝夕の道路渋滞等で便にはおくれがひどいものがありまして、特に4コースブルーコース、5コースイエローコースに多大なおくれがみられまして、その時間は15分から20分になるようなことも頻繁に発生しているのが現状でございます。

もう一つの御質問の改正方針でございますけれども、今考えておるのは、朝夕と昼間の便では運転時間に差を設けます。朝夕の交通渋滞時期のダイヤを長くします。それから始発の時間及びそれぞれのコースの運行便数10便、12便ありますけれども、これは現行等変えません。結果、運行終了時間が長いもので1時間以内ぐらい遅くなるのではないかなと、こう思っております。

○中島委員

最終便が1時間ぐらい遅くまで走るということになるわけですね。朝夕と昼間と実際かかる時間をはかって差をつけると。これは、前は一応回ってみて時間を決めたと聞いておりましたけれども、その辺がちょっとやり方としてはまずかったと。朝夕と昼間を2回回るとかそういうことせずに昼間だけ回って決めていたと、こういう感じですかね。だから昼間は大体今のおりということですか、そうすると。朝夕というのは何時から、時間帯をもう少し言うていただけると、どのぐらいになりますか。

○まちづくり課長

朝夕うちの今の考え方につきましては、ブルーコースでいきますと1便、2便が午前中の朝で、夕方のほうは9、10、11便でございます、イエローコースのほうですと朝は2便、3便、夕方のほうは10便以降。

それで一つ考えているのが、バスが待機できるような余裕バス停を設定したらどうか。例えばブルーコースでしたら、野田新町駅ならばそこでとまっておりますのでそこでおるとか、イエローですと福祉の里八ツ田、こちらのほうに時間

合わせとってはいかんですけども、そういう調整バス停を設定していったらどうかというような考えでおります。

○中島委員

それはいいことだなと思います。本会議でも池田福子議員が指摘しましたけども、野田駅がJRが着いたその1分前にミニバスが出るみたいな、おけているときは乗れるという感じかな。そういう感じで逆転していたので直してほしいというそんな御意見が切実に寄せられていたんですけども、調整ということで、私はもつということですね。それは野田駅のところと福祉の里、大体その2カ所ということで。JR東刈谷のほうは、それは対象ではないんですか。

○まちづくり課長

可能なバス停ですので、東刈谷のほうも考えております。

○中島委員

基本方針としては、そういうふうに使っていたらと市民のニーズに合うようになるのかなというふうに思います。

もう一つは、イエローコースの方と話すことが多いわけですけども、福祉の里八ツ田に遅い時間に行ったら誰も乗らんし、おりんし、あれはちょっとという話があって、あることを前提にひよっとしたら来る方もみえるかもしれないので、簡単には変えれないよというふうな話はしてるんですけども、公共施設で完全に閉鎖した時間に、特に田んぼの中ですので、あそこを遠回りしないで行けないのかねという、こんな御意見もあるんですけども、そんなお話聞いたことはないですか。どうですか、その意見について。

○まちづくり課長

私は直接的にはないんですけども、コースで文化会館とかそういうところにつきましても、まだ開館してない時間等につきましては違ったバス停があるところについては、そういう運行はしております。

文化会館のところにつきましては、文化会館まで行かずに違ったバス停にて、手前にバス停があ

りますのでという運行はしております。

福祉の里につきましては違ったバス停がないので、現状で行っております。

○中島委員

イエローコースだと今、福祉の里八ツ田、このところが午後7時とか、今度見直しになって、もっと遅くなるという時刻がね、そういうことが予想されるわけですね。

そのあたりは何人ぐらいが乗っているとか、乗降客は、福祉の里の場合、夜の時間帯というのはどうなっているのかというのはわかりますか。

○まちづくり課長

ちょっとバス停ごとの資料は手持ちにないんですけども、少ないかと思われまます。

○中島委員

ちょっとそういう公共施設だから回ってるというところあると思いますが、遠回りしてそこを回ってるようなところであれば、普通の通っていく通り道であればいいと思うわけですけども、給食センターに福祉の里八ツ田、クリニック、こういう病院があるだけで、ほとんど一般の民家というね。ないわけじゃありませんよ、もちろん。八ツ田のほうからすればね。だけど非常に少ないんじゃないかなど。

その辺も一度ね、朝はいいと思うんですけど、夜の遅い時間ちょっと無駄ではないかという声が上がっておりますので、一度調査していただいて、そこのところも検討課題に乗せていただけたらなと思うんですが、どうですか。

○まちづくり課長

調査させていただきます。

○中島委員

それから、昭和の地域のバス停のところに椅子を置いていただいて座れるようになったわけですけども、これについてはありがたいと思っておりますが、ちょうどバス停が、昔のバス停、名鉄バスのバス停で切り込みがあるところで、ちょうど待っているところね、御承知のとおりですけども、一般の車が入り込んでしまっ、ちょうどベンチのところのガードレールがあったからよかつたん

だけど、そこにぶつかってガードレールが壊れた。ベンチの目の前にあるね、そこに座ってたら大変だったわけですけども、直していただきましたけれども、そういう安全性ということもちょっともう少し考えないとバス停についてはいけないなということもひとつ言っておきたいのと、昭和1丁目のところについてのやはり切り込みがあるわけなんですけども、その切り込みのところについては、ほとんどが不法駐車されていまして、イエローコースの乗降客も多くないんですけども、バス停のほうに寄せないでそのまま行かなきゃならないという状況があります。ちょうど前にお店が新しくできて、そこのお客さんがそこへとめてしまうという状況がありまして、これについては、やはり注意していただきたいということもお願いしたんですけれども、この点、2点お願いします。

○まちづくり課長

まず最初の2丁目のバス停での交通事故は、8月7日に発生しまして、バス停ベンチの前に、これも安全対策としましてガードパイプがやったわけですけども、そこに多分夜間だと思っておりますけども車が接触し、破壊されまして、私どもやっぱりバス停ベンチ、安全な場所であるところにそのようなことがあってはいけないわけでごさいます、先ほど委員言われましたけども、それがバス停を使っているときであったならば、変な言い方ですけども、やはりああいったところにはバス停ベンチとガードパイプ、防護柵というのはセットでこれからもやっていきたいと思っております。

設置位置につきましては、なかなか難しいわけでごさいますけども、基準等を考えますと、2丁目のあの位置につきましては、私どもとしましては考えた末のごさいます。

あと次に、1丁目のバス停の切り込みところへの違法駐車でごさいますけども、我々のところにもよく苦情の電話が入ります。私たちのほうも店舗等への御指導はしておるわけですけども、ちょっと苦慮しておるところでごさいます。連絡をしてるという程度でごさいます。

○中島委員



連絡はしていただいたんですか。

○まちづくり課長

行って現状を把握してきました、お声かけたぐらいです。

ただ、今現在は間隔的には少なくなってきたんじゃないかなというのが私の感じです。ちょっとそれは土日とかあれですので、何せそんなところに車をとめるなんていうこと自体は明らかにかんことですので、苦慮しておるところです。

○中島委員

こことまっていけませんよというような何か道路に印をつけてはどうかと思うんですね。土木課長のほうにこういうのは聞いたほうがいいの。道路、また車線、ゼブラというのは変ですかね。ここはとまっていけませんよというね、そういう印をつけてもらいたいんですよ。ちょっと参考に御意見を。

○土木課長

道路管理者として、バス停の注意喚起をしたかどうかという話だと思うんですけど、市内ではどこでもやってないですし、私がほかを見ても、どういことを他市とか名古屋市とか、かなりバスの多いそういったところだとどうい対策をされてるのかというのも存じてませんので、一回研究をさせていただきたいと思います。

○中島委員

まちづくり課長のほうでもあるかしら。それは研究課題にさせていただきます。

やっぱり、あまり悪気がないんだと思うんです。すぐ行くからいいわみたいな。二つお店ができちゃったんで、外へベンチがあって、カフェテラスみたいになっていて、お酒飲んでるんじゃないって思っちゃうような人までいるので、そこでまた車で行っちゃうということがあっては大変ですので、その辺は道路管理者と十分に相談していただいて、とまらないように。少なくとも駐車場を設けてくださいと、お客さんには。そういうお願いをしないと、どこに駐車場が何台ありますかというって具体的に聞いて話をしないとだめじゃないですか。多いときはすごく多いですよ。出たなど思

ったら、そこへさっさと入って来るし、私もしょっちゅう通るので、ほとんどとまっていますね。

ですから、それはバス停がああいう状況であるということは、たまたま乗降客が少ないかもしれないですけども、あその場所については。バス停がないからとまっていますよというわけにはいかないんですよ。あそこにとまると、やっぱり切り込みよりも少しはみ出してとまるので、あそこを一応右折と直進、左折と二つに分かれてるんですね。

ところが狭くなっちゃってて、それが不便だということも苦情できてるんですよ。それこそ牛田のほうからきてるんですよ。向こうへ回る人が、右折帯の人と一緒にならんじやあって、左へ回れなかったと。あそこにいっぱいとまってるから困るのよという形で言われてるので、これはバス停だけの問題じゃなく、道路管理者のほうとしても、あその信号の直前でしょう。信号直前の右折帯がある場所の切り込みですので、やっぱりきちんとしてもらわないと困るんですよ。土木のほうでもいいから現状を見ていただいて、あの切り込みがあったところは駐車していいんですか。どうなんですか。駐車禁止でしょう。どうなんですか、切り込み。

○土木課長

道路そのものが駐車禁止になっているところについては、その切り込みも駐車禁止になろうと思います。

これも違法駐車ということになれば、警察のほうとも一回連絡を取り合って何とかしなきゃいけないのかなと。これも安心安全課とも、それからまちづくり課、3者で一回協議させていただきたいと思います。

○中島委員

警察が出動しなきゃ解決しないようなことでもほんとに情けないなと思いますので、まずはバス停の管理者が、ここは駐車禁止ですと。停車っていったって随分長いこと停車してますから、食事したりしているのね、そこで。物を買って行くんじゃないくて、食事ができるものだから、食事して

いる人が結構ふえているんですね。だからバス停の管理者として、まずはそういうここは駐車禁止だし、バス停だしということをもう少し明確に言って、これは道路交通法違反ですと。これは警察が来ればべたんと張られまして罰金ですよと、こういうところですよということをきちんと話をしてくてくださいよ。けんかに行かなくてもいいんだけど、何もけんかするという意味じゃないんだけど、よく知ってもらわないと警察が来るかもしれないよということも含めて、あそこはいくら何でも駐車しちゃ困りますよ。2台、ひどいときは3台切り込みの中にね。だからおしりはぐっと真ん中に出して3台とまっちゃうんですよ、現状は。です、それだけはやはり解消してもらように、よろしいでしょうか。

○まちづくり課長

こちらから注意喚起、オーナーのほうにお話を差し上げに行ってきます。

○中島委員

地域交通会議は、あした開くとおっしゃいましたよね。そこのあしたの提出する資料は、もう既に新しい時刻表をつくってお見せするという、こういう段階なのか、どういう内容になるんですか。

○まちづくり課長

本来ならば確定したものを出させていたでいてというのが筋だと思んですけども、また方針のことは決まっておるんですけども、実は調整中のごさいます、あしたお出しするのは素案ぐらいというふうに思っております。

○中島委員

今いろいろ話をさせていただきましたけれども、福祉の里の夜遅いところで、ほんとに必要なということも含めて、一度資料も全部出していただいて、皆さんに諮ってください。

これは要るんだよって皆さん交通会議の方が口をそろえておっしゃったというならばあれなんですけど、夜遅く何しろ行ってもおりないし、誰も乗らない中でただやって、ぐるっと回ってくるだけなんですよということに乗ってらっしゃる方が皆さんおっしゃいますので、どの時間帯でどうす

るかということは、その条項の資料をしっかりと見ていただいて、今出なかったのを見ていただいて、それもあした皆さんに諮っていただけるような、きょう出しました問題について、ちょっと諮っていただけるようなそんな内容にしていきたいなと思います。

11月16日でこれは警察のほうへ出すとおっしゃいましたかね。

○まちづくり課長

スケジュールの話ですが、10月には運輸局のほうに許可申請をしたいと思えます。11月16日は市民の皆様への広報掲載でございます。

先ほど委員のおっしゃられました夜間の公共施設につきましても、いま一度市のほうも考えていきたいと思っております。

今回の地域公共交通会議におきましては、委員の八ツ田等の夜間への公共施設への利用についてのバス停云々につきましての議論につきましては、少しちょっと議題とか間に合っていないので、書面的にはできないかと思えます。ですが、御意見はその後については、しっかり反映していきたいと思っております。

○中島委員

書面では間に合わないけれども、口頭でお話をしただけということなんですか、あしたの会議で。それは間に合わないということで、口頭でも十分に調査ができないので、ここでは議題にのせられないという、こういうことですか。

そうすると、10月中旬に運輸局と言ってますけど、時間的なことが非常に窮屈ですよ、これは。できるんですか。

○まちづくり課長

皆様へのバスのおくれを解消するためのためにバスダイヤ改正を12月1日を目標としますと、このスケジュールでいきたいと思っております。

です、議題において口頭で出していきますけども、ちょっとどこまでかというのがここでは回答できません。

○中島委員

急な指摘ということで言えばそうなのかもしれ

ませんけども、文化会館でも使わないときには回っていかないという措置をとっていらっしゃるなら、その方針の一環ですよということであれば、突拍子もないことではないと思いますので、何か乗ってるわということがはっきりすれば、それはそれでいいですよ。

ただ、時間を短縮しようという今回の改正の大きなテーマがある中で、そういうことをやればもっと短縮できるのかな。おくれの問題ですけども、1時間ぐらい延びてしまうところもあるというお話でしたので、それはという。

ちなみに、1時間も全体でおそく来るというのは、どこのコースになるの。それぞれ何時に最終便になるのか、するっと教えていただけますか。最終便、知立市に戻る時間ですね。

○まちづくり課長

ちょっと手元にないので、そろい次第、回答させていただきます。

○中島委員

そろい次第、教えてください。

次のテーマなんですけども、知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設等の構造等技術基準等の規則、長い規則がありますが、開発に関するものですね。

この公共施設等の基準という中に、いろいろなものがあるんですが、道路、水路というものの基準という点でちょっと今、問題指摘されていることがあります。伺いたいと思うんですが、この中の基準で、道路側溝というものについては、どのような側溝を入れていくのかということが書いてあります。

新設道路及び開発等事業区域に接する道路には道路側溝が整備されているものとする。側溝がなきゃいけませんよ。当然のことですよ。車道部は排水計画に適合した断面が確保されたPU3型を使用し、原則的に蓋をかけ、5メートルごとに細目格子蓋をします。グレーチングですかね、こうなってます。

歩道部はPU2型、車道部はPU3型というふうに規定しているわけでありまして、これに

限定するということについては、どういう理由なんですか。

○土木課長

開発等に関する手続条例の中の基準ということで、道路基準ということで私のほうからお話させていただきますと、開発の中の新設道路及び接続する道路、そういったものの側溝をつくるときにつきましては、県の標準仕様という形の中で、この基準をつくるときには、そういった標準からいこうということで、PU3というそういった側溝、それが県の標準側溝ということになっておりますので、側溝部分につきましてはそれでいこうということと歩道部分につきましてはPU2型ということと強度の低いやつですけど、そういったものをやっていこうというそういった基準でございます。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり課長

先ほどのバスダイヤについてでございます。

今回の改正は、現状のバス運行に合わせたダイヤ改正をするというのが主なことでございます。

また、ダイヤ改正については地域公共交通会議については承認事項でございません。コース変更、委員のバス停との変更とかバス運行のコース変更につきましては、これは承認事項になっておまして、また、そういったことにつきましては多くの方の意見をお聞きしながらやっていきたいと思っておりますので、今考えております3年サイクルで見直しをしておりますので、次回にそのことについては意見をいただいてから決めていきたいと思っております。

それから、各バス停、コース前の何分遅れということでございますけども、今、私どもが思っているのは、ここに手元にある時間よりも、もっと

短縮を考えております。

発表いたします。一応3コースオレンジコースについては現行時間を変えないでという考えで思っております。1コースグリーンコースにおきましては48分遅くなる予定です。あと、パープルが2コース、53分。4コースブルーは51分。イエローは59分というような、素案なんですけども、私どもはこの素案では少し遅すぎると思っておりますので、もう少し昼間を短くするかそういうことを考えておまして、30分から1時間以内のなるべく遅くならないようなことに努めていきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

わかりました。

バス停そのものを飛ばしてしまうというようなことについては、今回はこの会議では決定事項には対象にならないというようなことで、3年サイクルの中でという話が今出まして、バス停をなくしてしまう、その時間切ってしまうというそういうことになるわけだから、強引にやってもいけないということもありますので、ちょっとその辺は注目しながら今後見ていていただきたいと、こういうふうによ望しておきます。

もう一つは別件で補正かというお話がありまして、補正予算にはないんですけども、現在でも地域内では開発が行われているわけでして、そこで使う側溝というものがこういうふうになってると。これ以外のものは使えないのかという話が少しありました。

それはスリット型の側溝があちこちでは安城市でも刈谷市でも、みんな要綱の中でもそれも認めるというふうになっているけど、知立市は認めないというふうになってるねと、こういうお話がきたので、あえてここで質問させてもらったんですけど。立市で言えば駅の周辺の区画整理の事業の中で、スリット型使っていっちゃると。県も弘法通り、愛知仏壇の前のあたりずっとスリット型のが埋まってるし、旧国道の新しく信号ができた牛田のところですね、あそこのやはり周辺もスリ

ット型の側溝が埋められているんですね。

道路そのものでいえば開発ではないのでいいわけですけども、スリット型というのが結構一般的にも使われるようになってきているという、これが現実。駅周辺では区画整理で市が使っていると、こういうふうになってるので、限定的に一般の民間の開発、こういうものが20件、30件とできたりするその回りの中の道路なんですけども、スリット型ということについて、これでは禁止事項になってるのでどうかと、こういうことで私は、あえてこの場で指摘をさせていただいているわけですが、その点について、駅周辺のほうは使ってみえる開発とは言いませんが、区画整理で使ってる。この辺の整合性ということからも、どうですか。

○土木課長

この開発条例ができたのが平成19年でございます。基準もそのときに一緒につくっておるわけですけど、このときの愛知県の土木構造基準、これが平成16年の土木構造基準ということで、PU3型というタイプに限定されておりました。

その後いろいろ改正がされておるかと思いますが、県の構造基準につきましては、現在の愛知県の構造基準につきましては、セメントコンクリートでの製品ではJIS規格、日本工業規格に合った製品であればいいよということをおっしゃいますし、また、JIS規格以外でも監督院が認めるものであれば使ってもいいということに変わってきております。

そういった中で、そのスリット側溝というのは、やはり車の交通量が多いところだとか、歩道があって外渠の部分、L型側溝の部分、そういったところとか、いろんな使ったときの有利性というのは結構あるものですから、今後につきましては、そういった製品がJIS規格製品とか、その場所に合った製品が使えるような形で認めていけるようにしていきたいなというふうには思っております。

○中島委員

県の基準も古いものをそのまま知立市が適用してたということがわかったんですけども、県の

ほうも変わってきていると。そういう整合性でJIS規格で安全でというそういうものであれば特定のものというふうにしなくてもいいじゃないかと。これは基準を見直しというふうになると、これはいつごろやっていただけるのでしょうか。

○土木課長

今から検討させていただきますけど、年度内もしくはできるだけ早いうちに改正していきたいと思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号について、挙手により採決します。

議案第51号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第51号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

落合ポンプ場の施設について伺いますが、これは昨年も点検してきたり、ディーゼルエンジンが不調だなというようなことが言われておましてやってきた経緯があるというふうに思いますが、老朽化ということが全般に言われている中での修繕というものが続いているということですが、この昨年も含めて一連の修理というものが、どういうものであったのかということについて御説明を

いただきたいなというふうに思います。

○下水道課長

今回の補正でございますが、落合ポンプ場の施設の修繕工事ということで、昨年もその中身としては、雨水ポンプを動かすためのディーゼルエンジン、これを整備させていただきました。

今回も同様に、その雨水ポンプのディーゼルエンジンを整備をさせていただくわけなんですけど、これにつきましては、私どもが落合ポンプ場で施設管理を業者のほうに委託をさせていただいています。その中で、ここのポンプを動かすための点検を月に2回、委託の業務の中で行っておまして、昨年5月にエンジンを点検のために動かしたときに、エンジンがかからなかったと、そういうことがございました。

そのかからなかった原因をしっかりと見れたわけではないんですけど、もう業者のほうから、その中身については、このエンジンを動かすための圧縮空気で、いわゆる車で言うとセルモーターが圧縮空気の代替えでエンジンを動かしておるわけなんですけど、その圧縮空気をつくるコンプレッサー、コンプレッサーから空気を送る配管、そのエンジンを受け入れる、空気を受け入れるところの軌道弁といったようなところがさびついている。これを原因を想定したところ、やっぱり経年劣化によるコンプレッサーの異常だとか、空気を圧縮することによって水が生じるわけなんですけど、その水を排除する機械等も経年劣化で機能を果たしていないということがわかりまして、昨年9月補正であげさせていただいた中身は、その中身を受けて業者のほうは便宜的にはもうエンジンを動かすことはできたわけなんですけど、このままほかっておいても同じことが生じるということで、これは直していこうと。直していこうという中身の中でも9月の時点でございましたので、来年度の、今年度に当たるんですけど、去年のことで、来年度の当初予算にあげていこうという中身を考えたわけなんですけど、そのときに業者のほうは、いろんな部品等、もうこのポンプ場ができて30年余りたってございまして、相当エンジン関係

の消耗品、いろんな部分に劣化が生じていて、このままその部分だけを直しても意味がないということから、去年の9月のときに、その中の部品で5カ月ぐらいかかる部品がございまして、それを部品をつくるために9月補正で対応しないと当初で対応すれば、すぐ次の年の雨期に入ってしまうのでエンジンを動かすことができない、エンジンをとめなきゃいけないという状況が生じてしまうものですから、去年の9月の段階で、その年度内、去年の間で既に工場製品の部品も含めて対応できるように去年の9月の補正でその部分がまた同じことが起きないようにということで補正をさせていただいて整備を行わせていただきました。

その部品をつくって、そのエンジンをオーバーホールしていろんな消耗品も変えながらやったわけなんですけど、その工事を行ったのが、ことしの2月、3月の時点でございます。実際に工場生産する部品も含めてエンジンをばらして取りかえるということで、9月の補正をいただいたわけなんですけど、部品製作の発注をさせていただいたんですけど、すぐにはやっぱり部品ができてから一気に整備を行うために2月、3月でそれを行わせていただきました。

そうしたところ、細かい内容的には御説明はちょっとできませんが、もう一つこの落合ポンプ場には同じタイプのエンジンがございまして、大きなポンプを動かしております。二つでですね。そのもう一つのエンジンについても、オーバーホールした中身を見ますと、もう同じことが発生している可能性が十分考えられて、このまままた同じエンジンがとまってしまうということが想定されるということを聞きまして、私どもまた1年当初予算、今年度の10月で来年度の当初予算を考えていくわけなんですけど、その中で対応すると、また当初で5月に発注するわけにはいかないものですから、また来年の雨期を過ぎてから整備する格好になるものですから、今回同様に業者のほうからの報告を受け、このまままたとまったら何の意味もございませんので、今回補正で対応させていただくということを決めさせていただいて、

この議案を提出させていただいたわけでございます。

エンジンについては以上で、補正はまたもう一つバッテリー、バッテリーと言いますと、主要電源が切れたときにエンジンの始動だとか、先ほど言いました真空ポンプ、コンプレッサーだとかそういうものを動かすためのですね、電源が切れてしまったらすぐにそういうものは使えなくなるものですから、このポンプ場には、いわゆる車でいうバッテリーが置いてあって、停電のときにそれを使って制御盤を動かして発電機を動かして、その発電機の電源でもって正常に機能するようにということで、そのバッテリーを置いております。

バッテリーについては、2年ぐらい前から、これ1回かえておるんですけど、30年余りたっている間のかえておるんですけど、かえたバッテリーももう既に耐用年数を過ぎてございまして、耐用年数は、たしか10年、今のバッテリーが16年目に入ってます、かえてからですね。そんな中で、2年ぐらい前から業者のほうからバッテリーの耐久性について比重をいつも確認をさせていただいて、このバッテリーが調子がいいかどうかというところを報告を受けているわけなんですけど、2年ぐらい前からかなりバッテリーの劣化が進んでいるということで報告を受けまして、2年ぐらい前のときに、それを一回考えようかとしたわけなんですけど、ちょうどそのときに財政的に大変厳しいリーマンショック等のそういった中身がございまして、国費を削られたことによって、ちょっと執行できなかったという部分もございまして、ここまた1年ぐらい様子を見させていただいた中で、業者のほうから、このバッテリーについても劣化が極限にきてるという報告を受けまして、昨今のゲリラ豪雨でかなり雨水浸水に対する被害が報告されてる中で、私どもがこのような状況の中で、また同じような被害を出さないようにと。とまったことによって雨水排水ができないということでは住民の方に説明できませんので、そういった対応のために今回あわせてバッテリー、非常用電源についても交換をさせていただく補正をあげ

させていただきました。

以上でございます。

○中島委員

ありがとうございました。

そうすると、この内訳は金額的にはどうなるんですか。

○下水道課長

今回、雨水維持管理費ということで、落合ポンプ場施設修繕工事費3,246万5,000円をあげさせていただいております。その中で、雨水用ディーゼルポンプの整備工事として1,575万円を計上させていただきます。

もう一つ、先ほどのバッテリー関係で、直流電源装置更新工事と呼んでおります。その部分で1,671万4,000円ですね、それを計上させていただいて合わせて3,246万5,000円ということでございます。

以上でございます。

○中島委員

わかりました。

財政厳しいという中で、2年間はちょっと我慢しとったみたいところが今、話がありまして、何もなくての間よかったということですがけれども、そういったことも今後はいろいろ何が重点的にやらなきゃいけないかということもこういう防災的なものについては、しっかり目配りしなければならぬテーマだなということを思いますので、市長もその辺は押さえていただきたいなということを思いました。

冷や冷やですよ、お話聞いてたらね。大変冷や冷や。ほんとに大雨があつたら、あの辺の水害が解消できないということになりますので、これは耐震性という意味では、どうなのでしょう。

○下水道課長

耐震の件につきましては、ちょっと資料的には年数が違っているかもしれないですけど、平成15年度のときに、この施設の耐震診断を行いました。施設の耐震診断の結果としては耐震性があるという診断でございましたので、施設自身は今の東日本前の対応の耐震性でございますが、その耐震性

はあるという判断をいただいております。

○中島委員

それから10年たつわけですけども、この施設そのものの耐用年数という意味でいったら、先ほど大分経過してるということですが、耐用年数としてはどのぐらいみてるんですか。

○下水道課長

耐用年数という中身でございますが、こういった施設の鉄筋構造物の耐用年数という中身については、一般的に私どもが、今ちょっとここに資料がないんですが、大体50年というふうで言われている施設でございます。50年たつたらだめかという中身ではございませんけど、たしか耐用年数的な考え方として50年というものが示されてたというふうに思っております。

○中島委員

今、30年たっているということですね。公共施設全体に長寿化計画みたいな橋梁の長寿化計画、いろんな公共施設も全部長寿化計画をきちんと立てたらどうだと。一度に取りかえはできないし、建てかえもできないし、修繕もどんどんかさんでいくということもありますし、計画をしっかりと立てようということになって、50年という、あと20年は耐用年数的にはあるものなのでいいかと思いますが、こういったものについては、また決算でも聞きたいなと思いますが、全体的な中で、担当としては発信してください。ありがとうございました。

○村上委員

この落合ポンプ場につきましては、特に西町関係させていただいております。先ほどから、それから本会議の中でもいろいろ議論がされました。

それで、この耐用年数という話とエンジンの点検の話、今、詳しく課長のほうからお聞きしたんですが、点検基準という部分について、エンジンですね、当然ディーゼルエンジン、車であれば車検というものがございますが、この点検基準と、どのスパンでやっていっておるのかという部分について、ちょっとお知らせいただきたい。

○下水道課長

この施設の今言われたエンジンについての点検基準という中身でございます。

私、点検基準について、こういった関係のエンジンがどういった点検の基準の中で整備をされていかなきゃいけないとかいう中身について、今、現時点では承知しておりませんが、施設管理ということで業者に、先ほども説明しましたがでも委託をさせていただいている中で、月に2度、今言った始動の点検をさせていただく。そうした中で、エンジンオイルだとかそういった部分については、定期的に変える基準がある中で対応していただいておりますというふうに考えております。ほかの部品等についても、そうした基準の中で一応点検をしておるものと私、確信しておりますけど、細かい部分について、大変申しわけございません、その辺のところについて承知しておりませんので、ちょっとお答えできないという、その細かい部分について。申しわけございません。

○村上委員

今、聞いて、先ほどバッテリーの話も聞きました。そういう中で、こういう緊急対応の施設に対して、どちらかという放置しっぱなしだなという感じがするんですね。

だから何年に一回のオーバーフローだとかそういう点検だとか、ディーゼルエンジンですから、これ一番大事なのは、先ほど真空ポンプと言われたんで、噴射ポンプなんですね。この噴射ポンプのところが一番大事で、圧縮かけて、そこに出る圧縮の熱が出るもんですから、燃料。ここに噴射してあるとばんとはぜるといふ、だからエンジンがかかるんですね。

そういうことをやはりきちっと見ておいてもらわないと、東海豪雨のとき、これどうなったのかなという。大変でしたよね。エンジン動かなかったんだよね、豪雨のときに、いきなりはということ。その辺のところをもう一回。

○下水道課長

今言われた東海豪雨のときのお話でございますけど、私もしっかりとその辺の中身を引き継ぎを受けたわけではございませんが、今、委員の言わ

れたように、当初動かなかったときがあって、その当時の課長が現場に出向いて一晩中見て、そのエンジンを動かしていたという中身までを聞いておりますけど、ちょっとそれ以上の細かい中身については承知してございません。

それと、今、委員の言われた各設備の更新計画というような中身みたいなことについては、先ほど中島委員が言われたように、長寿命の対応をするために昨年調査をさせていただいて、国のほうに、その中身を説明して同意をいただくという準備を進めておりますが、まだその同意をいただいておりますわけではないでございます。

計画的にこのような補正ばかりの行き当たりばったりの対応ではいけませんので、そうした更新計画、長寿命化計画等を先に国のほうの同意をいただいて補助金をいただける形でもって対応していきたいという考えでおりますけど、まだそれは同意はいただいております。

○村上委員

これのところをあまり長くやってもいけないものですから切りあげますけど、先ほどエンジンかけるバッテリー、耐用年数が10年、16年、2年おくれたと。もうずっとおくれたるんですね。

だから急を要するものに対して予算が逼迫してるからとかそういうことじゃなくて、常にかかるようにしといてもらわないかん。使えるように。じゃないとこのポンプ場そのものの機能というのが、雨が降った、水がたまった、エンジンかけようと。かからないじゃ意味がなさくないですね。いくら立派なものがある。

だから、その耐用年数30年だからいいとか、バッテリーが10年ということであれば、やはりそこできっちり変えていくという。まだ使えるだろうというふうじゃなくて、きっちり変えていく。エンジンもオーバーフローとか、車で言うなら車検ですよ。これ違反ですよ。だからそういう部分をきっちり見ていくという話をさせていただきたいねということで、この辺のところ、副市長、そういうことで今後に向けてどうなのかという部分、こういう緊急施設に対して、今後どういう計



画できちっと進めていただけるのかと。いざとなったときに動かないということでは、これは意味をなさないものですから、そういう部分について、やはり今後の姿勢として少しお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○清水副市長

今、御指摘のとおりだろうというふうに私も思います。

そういう意味では、課長も説明いたしましたけれども、毎月の定期点検も怠りなくやらせていただきます。その中で、指摘される事項については早くそれに対応していくということでございますので、こういった緊急性のあるものについては、また補正予算をお願いするという場合もあると思います。

今、御指摘のバッテリーですとかそういったものについては、やはり一定の製品が保証されている、そういったものの中で、しっかり更新計画も立てていくことが必要だというふうに思っております。

何にいたしましても、今、御質問者おっしゃいますように、いざというときに動かないというのでは、どんな立派なものであっても、これは全然意味がなさないわけでございますので、行事の日常の点検も含めて、きちっと対応してまいりたいと、このように考えております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号について、挙手により採決します。

議案第53号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第53号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、認定第1号 平成23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

一番最初に、区長からの土木申請というものがあって、また、突発的なものについては対応するというのが基本的なスタンスで土木のほうの対応が行われてきているわけであります。

突発的なところでは、前の予算のときには1,200万円から1,400万円ぐらいの間で突発的なものも対応するかなと、そういう枠を一定示していただいたという経過があります。

申請数は、もはや出るわけです。平成23年度は145の申請があったと、101の採択があったということで、パーセンテージもお示しがあったんですが、これはそのとおり順調にいったらということ、まずはいいですか。

○土木課長

カーブミラーと若干の取り下げは物理的にできないところについて取り下げがございましたが、ほぼ全て順調に進んでおります。

○中島委員

金額的にはこの枠で考えていたものが、どのように動いたのか、追加的な工事ということで、どのぐらい行われたのか、その両方について。

全体で不用額はないのかという、そういうことです。その辺を大枠の話ですが、お聞かせをいただきたいと思います。

○土木課長

金額的には1億1,500万円のそういった予算をいただいていたわけですが、これにつきまして、1億1,491万9,350円という決算になっております。

中身としましては、舗装修繕が22カ所、側溝修

繕が19カ所、準市道整備が10カ所、歩道その他修繕ということで契約件数としては57件ほどでございます。

それから、緊急対応のほうですが、修繕費という需用費のほうで1,200万円いただいております。側溝ですとか、路肩ですとか、陥没だとかいろいろな修繕等がございます。それから交通安全施設等の修繕もございました。1,396万1,064円というこれが緊急修繕ということで執行させていただきました。

以上でございます。

○中島委員

緊急の主なものというものでは、今、道路の陥没というものも何件ありましたよね。緊急という意味では、この1,396万1,000円というふうに言われたほうでは、主はものはどんなものだったんでしょうか。

○土木課長

特に側溝の修繕が多くを占めております。側溝の修繕、それから舗装の修繕、ガードレールとか防護柵、そういったものの修繕。特に側溝の修繕が多くを占めております。

○中島委員

側溝の修繕というお話もありましたね。収支支払い調書の補助金見せていただいて、いろいろあるなと思って見たんですけども、今57件の1億1,490万円余ですね、これが区長申請と。緊急対応のほうがありましたけども、これは何件だったか、ちょっと確認をさせてください。何件ですか。

それで聞きたいのは、市内業者発注と市外業者発注と、こういう意味では、これらの件数的にはどのようになったのか。ほんとは金額もそれで市内が何件で幾ら、市外が何件で幾らと、こういうふうにお知らせいただきたいと思うんですけども、わかりますか。

○土木課長

緊急修繕につきましては、主要成果報告書の96ページでございます。一番上に道路維持補修事業ということで市道山屋敷町3号線ほか66件ということで、全部で67件でございます。

このうちの市外業者ということでございますが、ちょっと市内業者、市外業者はちょっと調べてないので、集計するまで時間いただきたいんですけど。

○中島委員

こういう区長申請から出たものは、巨大な工事ではないので、ある程度市内で全部業者としては可能、もちろん入札という制度がありますからあれですけども、一応市内業者が参入できる対象のものがばかりだなというふうには思ってるんです。電気屋でも何でもそうですがね。

そういうことで、市内の方々の建設関係の人たちも要望されているわけですけども、市内の方がやられた中で、最大金額というのもわかれば教えてもらいたいなと。どういう工事で、最大どのぐらいまで対応したかと。金額的なものですね。工事金額ということも、これはいろんな分野にわたるので、どこでお答えがいただくかちょっと難しいところもあるかもしれない。でもわかりますか。まだわからないね、先ほどの話は。後から教えてください。

市内業者育成ということと、活性化という視点も見ながらということですが、その辺では、特に配慮していただいたみたいなどころはあるんでしょうか。

○清水副市長

この辺、市内業者への発注の状況ですけども、企画文教委員会のほうでも少し議論があったと思いますけども、私どものほうも昨年の12月に業界のほうから議会宛てに、また市長宛てにも要望をいただく中で、一定の見直しをさせていただいたところでございます。

総合評価方式の件数を今まで試行で1件だよというようなことでしたけども、今年度は何とか5件やらせていただきたいということで、今、事務方が、たしか3件発注済み、あと2件を準備中というふうはこの前の企画文教委員会でもそんなお答えをさせていただいていると思いますけども、そんなふうで、大きなものについてはそんな形で進めさせていただいております。

また、今の話になっております緊急工事でありますとか、その他の区長申請のほうにつきましても、指名審査会の中でも各委員からも出ますけども、できるだけ特殊な工事でないものについては、当然市内の業者で適正に競争していただくと、そういうことが必要だろうということは常々出てくることですので、そういったことを配慮しながら私どもは進めさせていただいているというふうに認識しております。

○土木課長

土木課の緊急工事のほうですね、1,390万円のほうの市内業者と市外業者の数の振り分けでございます。

市外業者につきまして13件、全部で67件でございますので、54件が市内業者でございます。

それから、土木申請の1億1,400万円のうちは、ほとんどが市内業者でございます。

○中島委員

緊急のほうを54と13という件数だけでしたが、もし金額的なこともわかればお願いします。

○土木課長

失礼しました。金額につきましては、市外業者13件で197万6,100円でございます。これは道路反射鏡の業者が市外業者であったということでございます。

○中島委員

このあたりの工事については、市内業者に多くはいつているということ、特殊なものは市外業者ということもあるという、こういうことがわかりまして、それはスタンスとしては、やはり重要視しなければならないことかなというふうに思いました。

一つ、側溝修繕のことで考え方向いたいたいですけど、ある会社が工場と駐車場を市道を挟んで向かい側に持っている。市道を挟んで駐車場と会社があると。恒常的なものなので、トラックが向こうの駐車場から会社のほうへ物を運んだりするのにいつも通ると。側溝がすぐ割れてしまうと。こういう場合の補修はどういうふうにしてますか。

○土木課長

明らかに原因者が工場側にあるということであれば、そちらのほうにも一定の負担をいただいて修繕をさせていただいております。

○中島委員

多分市がやったのかなと思うんだけど、やはり恒常的にそういうような状況にあるところについては、きちんとさっきのスリット型の側溝じゃないですけども、丈夫なものを入れていただいて、市が直さないならいいんですけども、市が行っていくというようなことであれば困りますし、それって開発要綱にも当たらないわけですよね。工場ができるところの前の側溝はどうするかという。これは開発要綱で何か網がかかって指導ができるものならやってもらいたいと思いますけれども、その辺の判断はどうなんでしょう。

○土木課長

工場もあわせて開発するとか、一定の面積を超えて開発する場合につきましては、その前面道路ですとか、開発内道路の指導とか誘導ということはさせていただきますけど、単に既存の工場の前面道路ということになると開発ではございませんので、ただ、事前にこういうことで修繕したいというそういう申し出で承認工事ということでやっていただく場合もありますし、通過交通がかなりあって、通過交通も半分あるんだよというようなところについては市のほうで、先ほど言いましたようにスリット側溝とか、ちょっと強靱な側溝という、蓋ががたつかないような側溝を入れるという場合もございます。

○中島委員

現場よく見ていただいてということで、通学路でもあって、一方通行なので、そう一般の車がばんばん通るわけじゃないところなんですけど、専ら自社のトラックが出入りするという感じで、よく壊れるのよという話で、通学路でもあるから早く直してというこういう話がありまして、そういうところであれば、きちっとした側溝なり乗り入れてきなものと、段差があるわけじゃないんですけども、道路から平面ですつと入っちゃうのですね。その辺が規制がなかなかされてないんだらうなど

いうふうに思いますけども、そういった場合には、やはり自己責任でその辺はきちっと対応していただけるようなことをしないと、何回も繰り返すというふうな話になってきますので、その辺の対応をというお願いをしておきたい。

具体的に言っていないので、すごく雲をつかむような話に思えるかもしれませんが、一般論で見てもそういうことではないかというふうに思いますので、もう一度見解を。

○土木課長

ちょっと現場の状況もございますので、ケース・バイ・ケースで対応させていただきたいと思えます。その件につきましては、後でちょっとお話を聞きたいと思えます。

○川合委員長

午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後0時59分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

側溝の件は一応お願いしておくということで、根源的に問題がある場合には普通に、ただ修繕すればいいという問題でなく、問題を見きわめてやっていたきたいということ。それから、強度の足りないところは先ほどあったような強度のある側溝をつけてくれということも含めて、場所、場所に対応をしていただきたいということを申し上げておきます。

それから、道路照明についてもたくさん修繕費でやっていらっしゃるということであります。街路灯、地下道、いろんなところで明かりをキープするという取り組みもしていただいております。街路灯というのは、今、市内では全基幾つなんですか。今回直したのが何基ですか。

○土木課長

道路照明の修繕ということでございます。

道路修繕の箇所ですけど、256カ所で485灯ということでございます。そのうち、修繕したのが27

カ所ということでございます。

○中島委員

道路照明というと1カ所につき金額も高い、防犯灯よりも相当高いというものになるわけでありまして、完全にこれは市の管理ということで、これは今回の地下道なんかは暗くなって耐用年数というか、20年もたったなとかいうこともありますけども、道路照明全般としては、どういう管理をしていらっしゃるのか。

それから、これもやはりLEDに変えていくという方針に切りかえていくのか、このあたりについても聞かせください。

○土木課長

256カ所のうち道路照明が、ちょっと道路照明、こういうオーバーハングで10メートルぐらいの高いやつ、そういったのが何灯あるかというのが、ちょっと把握できてないので、申しわけないんですけど、256カ所の中には地下道の照明だとか、例えば福祉体育館へ入っていく草刈地下道もありますし、文化会館に入っていくそういった足元灯とかいろいろありますので、単体の道路照明だけというのが今、把握できてなくて申しわけないです。

この修繕というか、LED化にしていくという内容と修繕の内容がどうなっているかということですけど、修繕につきましては、申しわけないんですけど、切れたら修繕ということで、前もって取りかえるということはしておりません。切れたら修繕に向くという形にしております。

それと、LED化なんですけど、一般の蛍光灯のLEDとは違いまして、灯具から一切全て変えていかなきゃいけないというそういったことから、コストがかなり出てしまう。10年、20年、30年で計算していても、なかなかもが取れない。今のところは、まだ研究させていただくということで、今、LED化に変えていこうということは考えておりません。

○中島委員

そうすると、公園の照明灯も同じような、今回もいろいろ修理があったり設置がありますけども、

LED化ということについては同じような見解なんでしょうか。

○都市計画課長

今、土木課長のほうも説明をしていただいたんですが、灯具そのものは非常に高価になるものですから、公園で言いますと、いたずらにおいて照明灯を割られたり壊されたりするものですから、そのものを交換するとなると、非常にコスト高になります。

といったことで、我々のほうではエバーライト、LVDがこれから考えてるわけですが、そういった方向で、LEDに近いエバーライトという灯具を最近では使用するというケースがふえております。

○中島委員

最近ではふえていますというのは、知立市がやっているということですか。

○都市計画課長

新たに公園を新設する等、また照明灯が老朽化によって交換するというときには、そういった方向に今、転換しているところでございます。エバーライトのほうに転換しております。

○中島委員

実績があるということですね。そういうような感じで街路灯、道路照明はどうなんですか。

○土木課長

256カ所の485灯のうち、水銀灯が236灯、ナトリウム灯が53灯、LEDが7灯ということで、先ほど都市計画課長が申し上げましたが、都市計画課のほうで新設で道路をつくっていただいた場合、新規に道路照明をつくる場合はLEDでお願いしているという、そんなような状況でございます。

○中島委員

実際にはあるわけですね。新設のところが地下道で草刈地下道も平成23年度で修繕してますが、ああいうところはどうなんですか。ああいうところならこういう腕つきの街路灯じゃないもんだからやりやすいですよ。地下道なんかは対応してるんですか。

○土木課長

地下道は全て蛍光灯でございます。

○中島委員

ついでにLED化ということについてのお考えがあればと思って聞いているわけですが、意を酌んでほしいと思います。

○土木課長

研究させていただきます。

灯具の交換だとか、球だけで交換できればそういうことも可能なんですけど、器具そのものから変えていかないといけないというやつの中にはあると思いますので、その辺で種類分けをしなきゃいけないというのもありますので、一回調査させていただきます。

○中島委員

種別を調査してということで、町内のほうへの対応と市の対応と整合性があるようにやっていたきたいなというふうに思います。

次に、放置自動車、撤去数は非常に計算してみる限り少ないですけれども、状況はどのようになっておりますか。移動させたのが1件、2件というような感じになってますけど。

○土木課長

放置自動車につきましては、平成23年度7台処分させていただきました。発見台数としてはなくて、以前からの積み上げの中で処分したという、そういった状況でございます。

○中島委員

車のほうもリサイクル料を依然取るというような方向で、後で返すと。制度が変わった中で多少減っているのかなという感じはしますけども、長年ずっと張ってあるのもたまに目につくというのもあったんだけど、張ってあってね。そういうのが最大どのぐらい、何カ月、現場に最大何カ月ぐらい置いてありますか、現状としては、長いので。

○土木課長

最短で28日ですけど、最高では、ちょっと所有者がわかったものについては、その都度連絡差上げてますので、最大ですと結構長い時間あるのかなという気がしますが、最大で何日間張ってあったかというのは集計はしてございません。

○中島委員

知立団地の中も道路に放置できないような形態にしたということがあって、そういうものの苦情が激減ということにはなっておりますけども、条例を生かして十分やってもらいたいと。

今、放置自動車については、パトロールなんかもやっていただいて対応していただいているという。住民はもちろん通報もできますし、パトロールで発見という、こういうのもあるんでしょうか。

○土木課長

住民の通報が結構シェアを占めておりますけど、当然パトロールのほうも一緒にやっております。

○中島委員

放置自転車のほうでパトロールの撤去台数とか、リサイクル台数とか、また最終的に知立衛生のほうに移動させてもらうという最終処分というふうなルートがあるわけなんですけれども、そのあたりは平成23年度はどうでしたか。

○土木課長

放置自転車の平成23年度の撤去台数でございます。全体ですね、駅周辺、路上全て含めまして、無料駐輪場含めまして849台でございます。そのうち、所有者がわかって返還したというのが238台でございます。

また、廃棄処分したというのが486台でございます。

リサイクル、再生自転車ということで78台をリサイクルということにしております。

○中島委員

リサイクルというものは、なかなか難しいのかなという感じがしますが、今、安い自転車が売り出されてしまうので、リサイクルしても業界の方たちもメリットが少ないということなのかなと思います。できるだけリサイクルしていただいて、知立市のレンタサイクルもありますけども、ああいうところでの活用とかね、いろいろやってもらいたいなと思います。

これは知立衛生のほうに移動委託をされた場合というのは、今、件数が出ましたけれども、これはその後はどのようになるのか。売却ですか。

○土木課長

知立衛生のほうで処分しているのは486台です。刈谷市の処分業者のほうに移動処分ということで、現在無料で処分しております。

○中島委員

自転車も、いまやそういう意味では有価物としての活用ができないのかなという、そんな気がしたものですから、全部無料で処分してもらおう。移動委託料だけを払うという形ですね、そういうことになってると。

放置自転車そのものについては、駅周辺ではあまり放置されてるのは見なくなっただけなんですけれども、そういった道路環境という意味でいって、今、駐輪場に放かりっぱなしというのが結構あるように思いますけども、道路にほっとらかしてあるというのは意外と少ないかなという感想は持っているんですが、その辺はどんなふうですか。

○土木課長

割と道路は少ない状況にはなっておりますけど、ただ、警告の札つけ、こういったものを条例上では約3,000台つけております。路上では260台、1割ぐらいは一般の道路にもあるよというところがございます。

ちなみに、無料駐輪場では402台、札つけをしております。

ただ、このうちの撤去とか移動ですね、それにつきましては、駅周辺が359台、路上が166台、無料駐輪場が279台、こういった結果になっております。

○中島委員

無料駐輪場とかでも学校が卒業しちゃってから置いていくとかいろんなものもありますし、そういったことがないように学校などにもお願いしたらどうかというふうには思います。この件は、これでいいです。

無料の駐輪場、今、堀切1丁目のところにありますよね。ここの保管場所の除草作業ということで47万2,500円で牛田の駅等々でも結構管理にお金かけてるんですけども、全体で200万円近くかかっているんですけども、私、これらの仕事を今、

全部シルバーをお願いしておりますよね。シルバーとのマッチングということにはちょっと心が痛いんですが、例えば市のほうで考えていただいて生活保護の皆さんで就業が非常に困難だと、50歳超えちゃったというような人たちの自立支援プログラムの対象として、そういった駐輪場の整備とか草刈りだとか、そういった仕事を提供するということができないものなのかなということを感じるんですね。

シルバーの仕事を取っちゃうという、そういうことではちょっと心は痛むわけですが、でも若くて働けるけど仕事がなく生活保護というふうになっている方々がいるので、市がそうやって発注している簡単ですぐにできるような仕事であればそういう対象に考えてはどうかなっていうふうに思うんですけども、それは土木課長というよりも市のトップのほう、何かそういうお考えはできないものなのかどうか、ちょっと見解を伺います。

○清水副市長

本会議の中でもそういった生活保護者の雇用促進という面での動機づけと伺いますか、そういった面でボランティア活動でありますとか、今、御紹介のあったような軽作業、そういったものもあるのかなということでございますけれども、この辺は今の自転車の駐輪場の整理ということに限らず、これは一度福祉課のほうでも生活保護者の方の雇用促進の面から検討させたいなというふうに思います。

必要があれば市役所にも今の駐輪場の話もありますし、ほかにもいろんなボランティア活動がありますので、そんなところも選択肢としてあるのであれば、そういったことも全庁的に検討することも必要なかなというふうに思いますので、これは一度また別の機会に私のほうから話題にしたいと、このように考えております。

○中島委員

ぜひお願いします。

一日ぶらぶらしているというのは、ほんとにつらいということで、ひきこもりになってしまうという方たち、少しでもということで畑つくって、

つくったものをちょっと買って欲しくないという、そんな話もくるんですが、プロじゃないのでちょっとどうかなというようなね、必死になっていることは見えるんですよ。だけど、なかなか収入につながらない、動いてもつながらない、そういうジレンマの方たちもたくさんおみえになるので、こういったことについての検討を全庁的にということで今、お話がありましたので、ぜひ早い段階で具体化をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく。

来年度からはぐらいのことができるのかどうか、その辺もぜひスピーディに対応していただきたい。シルバーの方にもちょっと御協力いただかないといけないということもあるかもわかりませんが、あちらも仕事がほしいという、もちろんありますので、だけどやっぱり生活保護の方たちの支援ということをちょっと優先する場面もあっていいのではないかとこのように思いますので、お願いをいたします。

それから、ちょっと話が違う、土木のところ、これは何だろうと思った支払い調書の中で、観かきつばた券というのがありましてね、購入しているらっしゃる。かきつばたを観賞する券ですけど、観賞の観ですね。これは2枚で5,600円。2,800円のが2枚というこういう感じですね。土木で購入をされているということで、これは平成24年の3月27日ぎりぎりのところで買ってみるんですけども、これはどのように活用するものなんですか。

○土木課長

これは毎年、知立建設協議会の要望会というのが5月に行うわけですけど、そのときに今まで市長交際費という中で、かきつばた券、要望会やったあとに観光とか知立市のPRということで、かきつばた園でお茶を飲みながら懇親を図るという、そういった中でお願いしておったんですけど、ことは担当課のほうでお願いできないかということでしたので、私のほうで茶わんと拝観料とお茶券のセット券ですね、それを知立建設の上層部用に購入させていただきました。

○中島委員

知立建設事務所と、それは誰が集まるんですか。もう少し内容を。

○土木課長

知立建設事務所の課長以上10名と担当、愛知県の知立の県議と市では課長以上、市長、副市长。

以上でございます。

○中島委員

毎年1回かきつばたを見ていただきながら懇親会をやるということですね。

それで、かきつばた券2枚というのは、これは2枚だけで足りるんですか。各ところで全部見れば出てきちゃうのかな。

○土木課長

今、県議と所長用ということで2枚をお願いさせていただいて、あとの方につきましては市長交際費の中から出させていただいて、市部局につきましては部長にお願いして実費で出させていただいているという状況です。

○建設部長

ただいまの件につきましては、特に懇親会というものはありません。要望会のあとに、毎年県の知立建設事務所に対して建設部局合同で要望会を開いておりまして、この要望会のあとにかきつばたのちょうどお祭り期間中ということでかきつばた園を見ていただくと。その場で所長と県議に対して今の茶わんを差し上げるということで、あとの方、また市の職員につきましては、その時間内で終わってきますので、特に何もありません。

○中島委員

この間も出ておりました連立とか何かで、なぜ話してこなかったのかというふうな話がありまして、あの要望会ですか、年に1回ある。あれは違う、この要望会とは違うわけね。これはどういうときに。購入は3月27日ですけど、3月に行くと。年度末に行っているんですか。

○土木課長

ことは、たしか5月のかきつばた期間中に行っておりますけど、前売り券がお値打ちだよということで、5月にやるということはわかっており

ますので、事前に購入をさせていただきたいということで、以前の要望の連立の関係の話は、県の建設委員会の県内調査ということで、県庁のほうの偉い方と建設委員、そういった方が知立建設事務所にみえて、5市の市長と提言をさせていただいたということで、今回の5月の要望会につきましては、知立市内の県事業8カ所だったと思いますが、市の事業7カ所あるわけですけど、そういったものの要望促進、そういったお願いを県の知立建設事務所に要望させていただいたということでございます。

○中島委員

それはどこでやるんですか、要望会は。

○土木課長

市長応接室で、いつも行っております。

○中島委員

市長応接室というと、さっき言ったたくさんのメンバーは入りませんよね。課長以上10名とかいろいろ言われましたけど、誰が出るんですか。

○土木課長

総勢で22名ぐらいだったと思いますので、全員そのパイプ椅子等も使って、パワーポイントですか、そういったもので説明しながらパンフレット等で説明しながらということで、全員その部屋の中に入っております。

○中島委員

これは市長交際費で従来はあったけれども、やめてこちらへと。なぜそういうふうにしたのか、経過は。

○土木課長

ちょっとその辺の経過はわからないんですけど、今まで秘書のほうでお願いしてたんですけど、今回は同じ需用費だからということで、担当課のほうでお願いしたいという話でした。

○中島委員

所長と県議にお土産を出すということですよ、結局。お茶わんとお抹茶飲んでいただく、観賞していただくと、こういうお金が要るんですか、こういうお土産が要るんですか。

市長交際費は、多分私が思うには、これはちょ



っと市長交際費として公開するには、はばかられるなということじゃないんですか、こういう種類の出費というのは、県議がもらっていくという、その姿を彼もあまりよくわかりませんが、議会もしっかりそれはそういうものについては全部お断りしようということで改正で、かきつばたは参加させていただいて、金額が妥当かどうかちょっと私は不安なところがありますけど、でもこういうものを配らなきゃいけないのかどうか、幹部だけ、所長と県議だけに。どうなんですか。やめてもいいんじゃないですか。こういうものがないと立つ瀬がないですか。

○清水副市長

抹茶茶わんを差し上げたらどうかということはないので、それは必要ないと思います。

この要望会ですけども、先ほど課長、部長も説明いたしましたけども、今年度の場合で言いますと平成24年度、県が行っているやつ。例えば猿渡川の河川改修ですとかそういうものの利用促進、いろんな県道の拡幅の工事なんかは事業促進を具体的にお願いします。それも午後、現場をまず事務所の所長以下、担当の課長と私どもの担当課長と一緒に現場を見て、そのあと市長応接室に入って、もう少し詳しくその説明をさせていただいて、そのことを要望させていただくと。それが終わったところで、市の観光PRも兼ねて八橋のほうに足を運んでいただいて、観光ボランティアの方に八橋のいろんな観光とか歴史を説明していただきながら回る。その間に茶室でお茶ですけどももいただいて八橋の状況を見ていただくと。そんなような中身になっておりますので、ちょっと話が長くなって恐縮ですけど、もとの茶わんの話は別になくてもいいのかな、そういったふうに思います。

しかし、八橋のかきつばたそのものは、せっかく知立の建設事務所にお勤めの皆さんですので、いろいろ市外からもおみえになってますので、そういったところはごらんになっていただいて、またそういうことをほかのところでも話題にさせていただくというのでもいいのかなと私自身は考えておりますので、その辺については、引き続きやらせて

いただければありがたいなというふうに思っております。

○中島委員

おっしゃることはわかります。せっかくだから見ていただこうと。仕事はその前に時間内で仕事として要望会は全員の方が話し合われるわけですよ、要望したり説明したりということでやられる。それは仕事としてやられる。

そのあとちょっと寄ってもらおうということなんですよね。それは見て行ってくださいという、それはいいんですけど、やっぱりお土産的なものを一部の人にトップの人だけに渡すというわけですから、どうかなと思う。

市長、これはあなたの御意向で市長交際費から切ったという、こういうことでもいいんですか。

○林市長

私、ほんとに今のこと、抹茶茶わんを渡しているということを初めて、非常に不徳でありまして、今、副市長申し上げましたように、私も抹茶茶わんは要らないのかなと。やはりこういうかきつばたは知立市のすばらしい財産でありますので見ていただく、そんなことはこれからもやりたいなと思っておりますけれども、抹茶茶わんは私は要らないのかなと思っております。

○中島委員

だから市長交際費としてこれはやらないよというふうに、あなたの意思があつて市長交際費からは切ったのか、その辺を聞いているんですよ。

○林市長

そのあたり、私、ちょっと。自分は事務のほうでそういうふうにやっただけだったのかなというふうに思っております。

○中島委員

平成24年度もここまでできたわけですし、平成24年度の抹茶券がこれですね。平成23年に買ったね。来年のは買ってないわけで、それは今おっしゃったように、こういうものはきれいにしてくということでもいいですね。

○清水副市長

そのようにさせていただきたいと思います。

それから、私もこれちょっと推測というか、そこまで私も承知していなかったので大変申しわけありませんけども、これは担当のほうが交際費というのは一つの大枠の中で処理していくというのはなかなか明確でないので、その目的ごとに執行したらというような多分提案だったというふうに思います。

そういうふうで平成22年度のもは平成23年度そういうふうで執行させていただきましたけども、今後においては、先ほど申し上げましたように、そんな抹茶茶碗をお出しするということは必要ないと思いますので、それは廃止していきたいと、このように考えています。

○中島委員

ぜひこういうものは、ずっと縁がないものだと思っていたものですから、知立市にとってはね。出てきたので少し違和感を感じて、ぜひ是正をということで取り上げさせてもらいました。

それから、次に話変わりますが、道路後退用地の寄附歳納登記委託料業務、私が見る範囲では14件分が出たのかなというふうにお見受けする。ちょっと抜けていたらずっと調べて14件寄附歳納の業務委託という形であったように思うんですけども、その辺、実績を明らかにしていただいて、道路後退してもなかなか寄附してもらえないで、一般質問でもありましたけれども、寄附歳納率というのは何%ぐらいに工事をやられた方の中で当たるのか、その辺がわかれば、何件あって14件だったよとかわかればお知らせください。

○土木課長

この中には一般の寄附と道路後退の寄附とありまして、一般の寄附は10件、道路後退は11件でございます。

訂正させていただきます。

平成23年度の道路後退の届け出の件数が23件でございます。寄附の件数は3件でございますので、13%ほどになります。面積としては86.24平方メートルということでございます。

○中島委員

道路後退用地寄附歳納登記委託、八橋、山屋敷、

山町、御手洗、牛田町、新地町、東新池、ずっと書いてあって出てたんですが、これ違うんですかね。3件ってことはないですよ。ここだけでも5件。正確かどうか、ちょっと私は今、疑問に思っておりますが、今言われた中でいうと23件が道路後退の届け。寄附したのが3件。面積でいうと多かったということですか。面積が86.24%ということですね。あと小さいのはそのままだよということになっていると、そういうことでいい。3件ですか、ほんとに。

○川合委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時43分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

失礼いたしました。

道路後退の寄附は3件でございます。そのほか道路用地の寄附歳納の一般の寄附の関係の登記でございます。

○中島委員

そうすると、一般の寄附が10件、さっき言われた。最終的な確認。道路後退で寄附したのが3件。数が合わないでしょう。道路後退と一般寄附というのはどう。

○土木課長

一般が10件で道路後退が3件でございます。

○中島委員

わかりました。

23件の後退といういろいろ申請はあって、寄附は3件ということで、面積的には結構86%ということですから寄附してもらったのかなと思いますけれども、経年的に言っても寄附は非常に少ないと。後退はしたけれども、道路形態は地域にとっては十分にもちろん活用できないというようなことでトラブルがあるという、これが現状だということを改めて認識したわけですけれども、この辺で刈谷市等が買い上げというようなことをやっ

たりということもあって、その辺、議論、課題にするということにはなっておりますけども、進まない道路後退の問題も含めて考えると、その辺やっぱり真剣に買っていくということも含めてやらなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですけども、改めて基本的な考え方、今後への取り組みの方針、この辺を明らかにしてください。

○土木課長

現在の道路後退の要綱が、そういった住環境をよくするという目的のためにつくったものでございます。一般的には寄附でございます。

ただ、建築基準法の中で、そういった狭い道路につきましては4メートル確保しなければならないという法律の中で動いている中のもので、一般的には寄附ということで、その後退要綱も寄附でございます。

隅切り部分につきましては、出入り口の方につきましては広い道路についてるから奥の道路は寄附する必要はないだろうというそういった考え方もありますので、隅切りについては買っていきこうという、そういった要綱にはなっております。

要綱は出していただいたものの寄附をしていただけない、そういった方についていろいろ問題は生じておるわけですけど、寄附はしないけど舗装はしてもいいよと、そういう方もみえます。そうしますと、分筆をせずに舗装だけして固定資産税は減免しておりますけど、そういった方もみえる。それから、この法律、要綱が平成16年から行っておりますので、それにさかのぼって何件かございます。そういった方ですとか、ほかの市ですというんなやり方をやってみるようですけど、非常に公平性が問題になってくるようなものですか、1路線が必ず将来に向かって4メートルになるよとか、その辺の確約がないと買わないよとか、いろんなところが見え隠れしている他市の要綱がございまして、ただ、今の知立市の要綱でこのままずっといっても、今、委員おっしゃられるようになかなか前へ進まないところがあるというところで、本会議でも部長が答弁しましたように、やっぱりある程度一定の方向を研究しながら前へ進

めていかなきゃいけない問題だなというふうに思っております。

○中島委員

再度の質問という感じで、一般質問等でも行われたわけですし、実績見てもこうなのでということで改めて言ってるわけですけども、今、土木課長がおっしゃった、検討していかなきゃいけないなということですけども、これも目標を決めて検討してもらわないといけないわけで、気持ち的にはわかるわと言いながら5年、10年とたつという問題でなく、具体的にこれを進めるというそれをきちんとしないといけないんですが、その点では、建設部長はお考え持ってますか。

○建設部長

私もことしの仕事宣言の中にこれをちょっとあげておまして、先ほど言ったように、工事名義のまま整備だけやったとかやらんとかいうことがこのあと管理をどうなってくるのかなど。市が整備したところが、例えば舗装に穴があいたと。それを今度だれが直すのと。今の考え方は、全部個人の負担ですよと、個人が管理ですよということになっておる中で、そういう疑問がわいてきます。

また、個人のまま寄附もされない。砂利道のままにしちゃって草場になってどうするのか、あるいは既存の道路との取り扱いどうするのかということもありますので、何とか公共にして、ある程度連続性が保てた段階で整備するとか、そんなことをしていかないかんじゃないかというふうに思っております。

ただ、今、課長が言いましたように平等性、うちが要綱をつくった平成16年から今、資料では13件の寄附をいただいております。この人たちが率先して協力したのに、ばか見ちゃったなということにもなりかねんもんですから、そういう方たちをうまく、満足していただけないかもしれません。救うような手だてがないだろうかというのを含めて、それから知立市の場合は市街化率が高いものですから、特殊な事情がありまして、これはほかの市もあるかもわかりませんが、昭和20年代、30年代ぐらいですか、地元で道路を広げる。この

当時は土木事業を補助事業として地元で町内に補助しまして、町内がそれを使って道を広げたと。それが分筆されておるんですね。分筆されとるけども所有権移転ができないというものがかなりあります。こういうものをどうしていくんだという問題もありまして、そのパターン的に三つ、四つのパターンがありますので、そういうものを振り分けまして寄附、あるいは買収、あるいは今思っておりますのは測量費を補助するとか、いろんなケース・バイ・ケースに合わせて対応して、最終的には買収してでも公道にしていかないかんなどというふうに思っております。

○中島委員

いつごろまでにそれを決着つけるかという、この点ですが。

○建設部長

私も来年の3月まで、これまでに案的に私の試案ということではちょっとつくりたいなと思っております。

○中島委員

もう在任期間中に案をつくっていくと。今言われたことをもっともだなどと思って聞いて取りましたよ。いろんな事例があったりありますので、期限を今ある程度定めていただいておりますので、案をつくっていただいたら、早速全庁で進めていくと。副市長、そういうことでいいですか。

○清水副市長

この話、私もそういった決裁のときにも何でそうなのという話をしたんですけども、今、建設部長が説明したようなことで、非常にいろんなケースがあると。過去の方は市の要綱に従って善意と言いますか、そういう協力的なお考えの中で御寄附をいただいたと、そういった方もおみえになりますし、今後そういうものを新たな市の施策として方向転換をするのにすれば、過去の方は4月1日施行だから今までの方はそれまでですよということが通るのかどうかも辺も含めて、今、建設部長もその辺が非常に悩みの種ですし、また、過去のそういう道路整備のあり方についても歴史的なところもあって難しいなというのが本当に私も話

を聞いてそう思いました。

しかしながら、だからといってこのままにしておいてはなかなか現状が改善はされませんので、そこはひとつ内部ではもちろん一つの案として固めますけども、どういった方に御相談して公平性を担保できるのか、そんなこともありますけども、いずれにしても内部では早急の詰め、今の建設部長の試案というのがものできるのであれば、そんなものをたたき台に、しっかりとした議論、協議をしていきたいと、このように考えております。

○中島委員

試案を大至急つくっていただいて、進めていただきますようお願いいたします。

まちづくりでも大きな区画整理がうまくいかない地域ね、消防車が入れんとかいろんなことがあったり、すりかわりが不便だとか、いろんな地域がたくさんまだございますので、そういった手法をまちづくりの中で生かしていくというそういうものにしていただきたいなというふうに思っています。

それから、橋梁長寿命化計画点検委託業務4,262万円ということで、藤コンサルに業務委託をされております。平成24年度が寿命化計画を策定の入札のあれも出ておりましたけども、それとの流れということかなというふうにはもちろん思ってますけれども、この藤コンサルに委託した4,262万円、これについての中身をもう少しお知らせください。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時04分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

橋梁点検委託業務ということで、462万円でございます。これにつきましては、橋梁の長寿命化修繕計画の中の前段の点検委託業務でございます。

平成22年度におきまして、1、2級幹線市道の

15メートル以上を11橋やっております。平成23年度につきましては、その他の橋梁も含めまして、3メートル以上の橋梁28橋、全てで39橋でございますけど、平成23年度につきましては28橋を行いまして、平成24年度にこの38橋についての橋梁長寿命化計画を作成して、将来かかるコストの平準化と言いますか、そういったことのために計画づくりをしていきたいということでございます。

○中島委員

橋梁耐震詳細設計委託業務というのも別にありますね。これは新池橋というんですかね、これは何ですか。

○土木課長

その下の橋梁耐震詳細設計委託業務につきましては、新池橋と新田橋の2橋でございます。この2橋の耐震補強の調査設計委託業務ということで、252万円ということでございます。

○中島委員

だから長寿命化の一方で取り組みしながら耐震ももちろんやっていかなきゃいけないというそのかわりがちょっとわからなくて、今あわせて聞いたわけなんですけども、長寿命化は、例えば新池橋や新田橋、これらも入ったものなのか、また別のものなのか、長寿命化計画には入っていない別のものについてやってるのか、その辺の関係をお知らせください。

○土木課長

新池橋、新田橋は長寿命化に入っているかどうかということでございますけど、新田橋は入ってございますが、新池橋は長寿命化に入っていないです。

耐震につきましては、その橋の橋長7メートル以上で避難所のアクセス道路の経路になっている橋について耐震の補強を、1、2級の22橋やったあとに、その他道路の10橋ぐらいうろうかという中のその2橋でございます。

それと橋梁の長寿命化につきましては、知立市内全橋梁につきまして、3メートル以上の橋梁につきまして、あとボックスとか簡単に書きかえができるという橋梁を除いて、その長寿命化のサイ

クルコストの計画づくりというそういったことで、全く別の事業になっております。

○中島委員

1、2級の幹線道路にかかる橋というものについては、耐震関係はもう終わってるんですよ。3メートル以上というもう一方の28橋、その中にこの新田橋も入っていると。耐震という意味でいうと進行状況は、もう一回確認させてもらいたいですけど、28橋のほうで。

○土木課長

28橋につきましては、1、2級の15メートル未満、1、2級以外のその他道路の3メートル以上、これが28橋でございます。

先ほどの私の持っている資料はおかしくて、長寿命化のほうの点検のほうに新池橋入っております。訂正させていただきます。

○中島委員

ということは、長寿命化計画で網羅されている、それはそれでやりながら避難所の経路というようなことで、先に耐震補強をしなきゃならないという方針でいくものについては、このように取り組んでいるという、こういうことでもいいんですか、新池橋、新田橋。28橋ある中の耐震状況はどうかと、全体的にね。避難経路に向かっていくところについては早くやらなきゃいけないと。この方針は一般論でわかるんですけど、具体的に全体どうなっておるんですか。

○土木課長

28橋を点検するんですけど、それが耐震が行われておるかということとは、またちょっと違いますので、その辺が精査されてないんですけど。

○中島委員

その辺を精査してもらえれば、そうすると長寿命化計画というのは、一体何をやるんだろうということになっちゃうもんね。耐震がばっちり補強されているものも、ないものもあるという中で点検委託をやっていくという、そういうことになるわけですよ。

だから、私どもから見ると、ちょっとわからな

いですよね。長寿命化だから大体四、五十年しかもたない橋を延命しようねという大きい目標はいいですよね。そのためにという。それから、一遍に建てかえがくつつかないように、ラッシュにならないように平準化するというためにやりましょうということはいいですけれども、耐震そのものでいうと、これと整合性がまだ十分把握されていないと、今の数でいうとねということなので、これは後からまた、すぐわからなければ、もう少し後から教えていただければと思いますけども、この辺、両方セットでわかったほうがいいですね。

○土木課長

後で説明させていただきますけど、とりあえず点検委託業務で長寿命化を図るとというのが、さっき39橋と言いましたが、40橋でございます。耐震のほうは17橋、1、2級が22橋で、あとプラス10橋程度ということで、まだ確実に何橋やろうという数字は決めてないんですけど、10橋程度やっという、1、2級の15メートル以内とその他道路の10橋程度を第2次耐震対策でやっというふうに計画をしておたということでございます。一回後で整理させていただきます。

○中島委員

よくわからないので、長寿命化計画ができるのとあわせて耐震化計画もそれにセットしてなっていくよというように、わかるようにお願いしたいなというふうに思います。

補強工事としては、御手洗橋と芋堀橋が実施されました。芋堀橋のほうについてなんですけど、これは県と市で契約を交わして、負担金という形で知立市が出しているということですよ。2,758万1,000円ですか、知立市の負担金ということですよ。

これについては、県、市の割合はどのように、金額は協定書に書いてあったのでわかるんですけど、契約のときの金額ですけど、どういうことでこの負担割合をしているのかと。それから、これは県が執行した入札ということで、これについては入

札、落札率というところは一応わかるかどうか、わかりますか。

○土木課長

負担割合の原則は、通常河川改修に伴う橋梁改築につきましては2分の1が通常でございます。

ただ、芋堀橋につきましては、幅員2メートルでしたけど、現在の歩行者、自転車用の道路ということで標準が3メートルになっておりますので、市の意向で1メートル付加しましたので、3分の2が市の負担で、3分の1が県の負担になります。

あと、これを負担事業ということで県のほうにやっていただきますので、完全に2対1ではなくて、県の事務費が付加されることになります。

執行関係はわかるんですが、今ちょっと手元がないもので、入札執行関係ですね。ちょっと後で調べさせていただきますと思います。

○中島委員

それは出てきたら教えてください。

ほんとは2対1だけでもということで、幅を1メートル広げたと。2メートルから3メートルに広げたということで、3分の1、3分の2と、こういう割合になったという、これは県のほうでそういったものがあるんですかね、基準を決めるための根拠が。こういうふうにした場合にはこうだというのが、1メートル拡幅したらこうなったというのでは、ちょっと割合という意味では不明朗なところはあります。

実際お金で見ると、県が529万円、約530万円で、知立市が最初の契約の協定のときなので執行した金額違いますが、協定の中では約530万円と約3,000万円ということで、相当の乖離があると。事務費が乗っかるとこれだけになったのですかね。相当乖離がありますよね。3分の1と3分の2という意味ではね。その辺がどうしてこれだけ膨らむのかということが、ちょっと疑問ですね。その辺のこともすぐにはわかりませんか。

全体で3,500万円という工事費の総額が大体書いてありますからね、これを3で割って、2と1というふうに分けると2,000万円と1,000万円という、ちょっとオーバーでしたが、ということで大

分違うので、具体的にもう少し何が上乗せになったのか。

○土木課長

この事業が平成22年、平成23年ということやってきとるわけですけど、平成21年につきましては委託等やっております、市の負担はゼロなんですけど、県のほうで全て負担していただいたということで、全体事業の中で9,600万円かかっておるわけですけど、この事業の中で、知立市負担が3分の2の6,500万円、県が3,000万円という全体の中で調整しておりますので、平成23年度につきましては、若干ちょっとこの負担割合としては違ってきてる状況になっております。

○中島委員

完了したわけですから、総事業費が2年度にわたって委託料も含めてあったということに、県のほうだからわからなかったんですけども、それは。総事業費9,600万円、もう少しその具体的に示したものと県と市がどうなったのかということをもた改めて。今すぐわかるんですか、数字まで。2年間で芋堀橋のための総事業費が幾らであったと。県と市が幾らだったと。2年間総じてどうだったと。たまたま平成23年度は割合がえらい乖離があるよということだけでも、2年間では3分の2と3分の1、大体そうなるよということなのかどうか、その辺が見てるだけではわからないんですね、これでは。

○土木課長

委託業務からいたしますと、平成21年のときに県が702万4,123円でございます。これを本来ならば、3分の2対3分の1なんですけど、県が全額負担ということでやっていただいております。

平成22年度に入りまして、平成22年度の事業費が5,746万7,877円です。知立市の負担が3,800万円でございます。平成23年度の事業費は3,191万9,716円で県の負担が433万8,766円で市の負担が2,758万950円で、平成21年から平成23年のトータルが9,641万1,716円で県の負担が3,083万766円で市の負担が6,558万950円でございます。

この中に市の負担の中には県の事務費等が入っ

ておりますので、3分の1、3分の2という数字がきちんと出てこないという、約3分の1、3分の2ということでございます。

○中島委員

わかりました。

まだ落札率、入札結果ちょっとわかりませんが、県のほうでやっているものについてもきちんと把握できるような、またこういう説明を都度してほしいなというふうに思いました。

それから、これは踏切の拡幅工事、市道上重原町の13号線の交差の踏切ですね、今きれいになっておりますね。これは名鉄の施工ということでありました。この名鉄施工、この場合の負担割合とか負担金ですからね、ここに入る。これは入札の状況とかそういうものがわかるのでしょうか。

○川合委員長

しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時56分

---

再開 午後2時57分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

名鉄の負担金につきましては、1億1,000万円当初協定を結びました。

その後、名鉄としては、随意契約により矢作建設工業のほうに発注をいたしまして、精算額として9,364万9,000円ということで変更協定を結んでおりますけど、この中には名鉄の事務費等が入っております。

以上でございます。

○中島委員

当初の協定では1億1,000万円であったと。これは知立市の負担金の金額を言ってるんですね。今言われた9,364万9,000円をこの57ページの成果報告書に書いてある金額と同額ですよ。市の負担金がこうなったということですね。

だから最初の契約協定というのは、市の負担金をこれだけいただきたいよという協定が1億1,000万円だったと、こういうふうに見ていいで

すか。

○土木課長

この踏切の工事をお願いするのに市のほうではできないものですから、名鉄のほうに負担金としてお支払いして、名鉄側に発注して工事を実施していただいたということでございます。

○中島委員

踏切の安全性ということだけでも、名鉄側は一銭も出さなくて、知立市だけで基本的に工事を行うという、こういうものであるというふうで解釈すべきですか。

○土木課長

基本的に原因者が知立市ですので、道路側が全額負担で拡幅をしたということでございます。

○中島委員

随意契約で矢作建設が行ったと、こういうことですね。そうすると、これは落札率はこの割り算すればいいという、こういうことですか。落札してこうなったから知立市の負担がこうなったということでもいいんですね。さっき事務費はどのくらいのってちょっと言われましたね。

○土木課長

事業費の1億1,000万円の中に軌道部分と信号部分と電線の部分と通信機の部分といろいろありまして、矢作建設工業は、その軌道部分のみを請け負っておるわけですが、あとの電気関係につきましましては株式会社メイエレクトリックというところが請け負っております。

軌道式につきましましては、その軌道式と電気通信費等全てそういった工事費関係では1億5万6,000円でございます。

あと、監督費、事務費、補修費というのがございまして、それが994万4,000円というところで1億1,000万円という数字が出ております。

請負ということでございますけど、工事関係につきましまして8,478万5,646円ということで、約85%ほどの請負かなと思います。

あと、事務費関係も若干安くなりまして、886万3,354円というところで、合計が9,364万9,000円というところでございます。

○中島委員

詳細には説明をしていただきました。落札というふうには言わないのかな。随意契約ですよ、これ。随意契約ですりあしでやってここまで下げてもらったというような形。電気関係も株式会社メイ何とかとおっしゃったかな。名鉄のメイですかね。これも随意契約ですか。

○土木課長

いずれも随意契約でございます。

○中島委員

随意契約で予定価格をこれだけ下回ったという、こういうことではあるんですけど、全部随意契約というやり方であったということですよ。

知立駅の連続立体交差事業の関係では、どのようにやられているのかということが問題になっているわけですが、都市整備部長、連立の場合は名鉄の入札関係、これは、まさか随契じゃないですよ。わかります。

○都市整備部長

今、透明性の部分でございますけども、これまで私ども、県を通じて確認をさせていただいたところにつきましては、名鉄もはっきり契約を明示をしませんので、県も聞き取った内容の中の解釈だと思うんですが、一般的に鉄道の軌道、もしくは電気通信関係、これは鉄道輸送の安全性にかかるところでございますので、これはこれまで信用できる業者ということで、一般的には随契でやっているのではないのかと。それ以外の土木行為に関する内容については指名なのか一般競争入札入札なのか、その内容についてはわかりませんが、入札方式でやっているということは聞いておりますが、これも正式に書面で私ども確認したわけではございませんので、今後そういった部分についても県のほうには、私どもも含めてですが、契約方法については情報提供があるということですので、そういう中で確認を取っていきたいと思っております。

○中島委員

中心的な部分は随契でやっているのではないかと、軌道の関係だもね。安全性はわかりますけ



れども、東京などでは議会の中でも議論されていますように、入札でやっているところもあるわけで、今の話で言えば、矢作建設工業が全部随契で受けると、こういうような流れに今の話を類推するとなるなという、そんな感じがしたわけですね。

それは中身的にやはりきちんと報告していただくことで、今、踏切の中では85%というふうなことでしたけれども、予定価格がどうだったかということも含めてちょっとわかりませんが、そういうものがきちんと明らかにならないと、やっぱりまずいですよね。

名鉄の連立じゃないところでは具体的な数字が一応出されるわけですから、これは市の事業だから県の事業じゃないからそこは違うわけですが、県がわかっている情報を市に出さないということが、おかしいですよ。県がどこまでわかっているのか。わかっている部分は市にも100%明らかにすると、こういうのは当たり前のことではないかと思うんですが、その辺はどうなんです。

#### ○都市整備部長

透明性の確保については、これまでも鉄道事業者は何回と重ねてお願いをさせていただいたところでございますが、名鉄の基本的な考え、連立事業につきましては国の一定の決められた枠組みがございますので、その中で事業者である県にはその枠組みの中でいろんな項目についての資料は提示しているということで、その中に国が定めている透明性の中に、これまで言っております契約の方法だとか、契約の過程にかかわる内容については明示されていないということで、鉄道事業者である名鉄もそこについては情報を流していないということで、県もそこについては、多分情報を得ていないということでございます。したがって、私どもにその部分についても情報的なものは流れておりません。

ただ、実際の執行の契約した内容、また、そういった契約額等については、これは一個一個契約体ごとに県も確認しておりますし、私のほうも情報としてはいただいております。

ただ、名鉄はそれに対して一般の公開という部

分については承諾していないと。これは県も情報公開条例の中で、いわゆる民間とのやりとりの中の情報については相手方の同意がないと開示できないということもございまして、そういった中で名鉄が同意をされないという今現状の中では、知立市に内容の情報提供があるのか、それを表に出すことは私どもとしてもできないというのが現状でございますので、一定の部分については情報はきているわけですが、今言われているような契約の内容について契約の方法、契約過程については現状としては、その部分の情報は流れてないというのが現状でございます。

しかし、これ本会議でお話しましたとおり、名鉄のほうもその部分については、各年度の完了確認の時点で契約の過程についても今後は確認をさせていただくということで了解しておりますので、市としても、その部分については、どのような過程で契約されたかということについては確認をしたいというふうに思っております。

ただ、この点は、同様に内容を一般に開示するということは、名鉄まだ同意しておりませんので、適正に執行されているかどうかの確認はできますが、その内容を表に出すことができないというのが現状でございます。

#### ○中島委員

現段階では県に情報が公開されたものでも市のほうへはきていないと、契約方法の内容についてということですね。

今後、完了の確認の部分では、それは市のほうへはくるだろうと。けれども公開はできないと、議会へも報告ができないと、こういうことですね、今のお話はね。市のほうへ適正かどうかは市が独自に判断しますよというわけだけど、それは議会側の判断は全く無視されると、こういうことではやっぱり問題ですよ。二代表制の議会というところには報告してはいけないと、こういうことですか。例えば秘密会で議会のほうには内容を詳しく説明すると。最低限でもそれやらないと、ほんとにそれが妥当かどうかという基準がわかりませんよね。慣例とかいろんなことで言われてくる

と、そうかなというふうに流れてしまうような気がしますよね。だから、今のところはまだ県からのいろんな情報が入ったことがない、契約に関しては。あるんですか。

○都市整備部長

契約過程に関する業者の選定をして入札なりそういった過程については県にもその内容は伝わってません。それ以外の契約以後の内容については、これは書類として県にも出されておりますし、私のほうは県から内容についての確認はさせていただいておりますので、その部分については情報はきております。

ただし、さっきも言いましたように、契約に至るまでの過程については、県も市も現段階では確認をとれておりません。

○中島委員

全然問題だわね、それじゃあ。お金をちょうだいというわけだから、結果幾らになりましてと結論が出てくるのが当然で、お金出さないきゃいけない。請求するわけだから。幾らでしたよということはもちろん言う。それは当たり前なこと、じゃないとお金出せないもんね、執行できないもんね。それはやるよって、そんなことは当たり前なこと、問題になっている公開性は、その過程ですよね、問題は。

過程は今も県にも一切出さないんだよという答弁ですよ。これは前から何回も何回もやっていることで、さっき私がちょっと完了の確認の部分ではというのは、それは結論のお金の部分だけという意味ですね。いつの段階になっても過程については公開するというルールはないと、今のところ。国の基準には書いてないじゃないかということで一切公開しないというのがそれがルールなんだということでは言っていると、こういうことですね。

○都市整備部長

現状として、そういう今、契約の過程に対する部分については県も市も確認を取ってない、情報が流れてないというのが現状です。

ただし、名鉄も透明性という部分について、多

少なりとも御理解をいただきまして、現在お話をさせていただいている中には、今年度から、今年度の完了、単年度ごとの事業確認の中では名鉄としては、その契約の過程についても県、市に確認をしていただくということについては了解をしているということですので、今年度の執行内容については、契約の過程についても事業の今年度の終了時点ですので、3月7日と思いますが、その時点で契約の過程も市としても確認をさせていただくということでは名鉄と話が今できておりますので、ほんの少しですが前進はしてると。

ただし、この内容を表に出すということは、まだ名鉄としても了解をしておりませんので、確認ができるというそういった状況にあるということですので。

○中島委員

来年の3月の段階、年度末の段階で、今年度の契約についての過程は明らかにしてくれると。過去のものについては対象にはなっていないんですか。過去のも含めて経過を全部明らかにしてもらおうと。こういうことは理屈上は拒否するものではないように思うんですけども、そういう内容にはなっていないんですか。

○都市整備部長

まだそこまで名鉄と過去のものも含めて全部という、そんな協議、話の内容までいっておりませんので、今の件踏まえて、過去の分の内容について、どう名鉄が対応していただけるかも、また協議をしていきたいと思います。

○中島委員

エレベーターをつけたり渡り廊下つくったり、そういう大きな工事も行われたわけで、あれは対象外だよということじゃいけないですよね。一応全ての過去の契約の経過を手のひらに乗せると。まずは市がそれをちゃんともらうと。そのところは全面的にわかるように要求してもらいたいですね。過去のものについてもと。

単年度という話もちらっとあったので、単年度ごとに全部というならいいんですけどね、それについては確認をしてもらわなきゃいけない。この

話というのは、いつの段階で確認をされた話なんですか。

○都市整備部長

ちょっと正式な日にちまで私、記憶にないんですが、8月の終わりに県のほうから正式に名鉄の意向ということで、これまで名鉄のほうに県からも透明性について要望、お願いをさせていただいておる中で、名鉄のほうから現状できる範囲という中で、第1段階としてそういった回答をいただいたということを県から8月の終わりごろだと思いますが、確認をしております、これは議会で公表させていただくということで県も了解をいただきましたので、本会議でもお話をさせていただきました。

○中島委員

こうやってもらうことを公表することはいいと。だけど中身は公表してはいけませんということですよね。まだその関所が高いと。議会のほうには一切報告はしてはだめと。これはこのところが一番問題ですもんね。明らかにするということが公正、公平性、公開性、市民にほんとは公開しなきゃ意味ないですよね。議会で秘密会というちょっと邪道かなと思うし、全ての市民に明らかにできるような形で、市民が出した税金ですもんね、国の補助ももちろんあるわけですけども、それもととはといえば税金ですもんね、全部ね。ですから、市民が知る権利があるというふうに思うんですよね。このところはやっぱり絶対引かないで、こちらに手にしたものは出すよというぐらいの勢いで、ここまですればいいじゃないですかと。何を隠さなきゃいけないんですかっていう、その辺をやってもらいたい。

専門だからといって矢作建設工業に全部随意契約だったっていうふうなのは、やはり問題じゃないかなというふうに思いますし、矢作建設が受けた場合には、地元の業者というのはどういうふうに考えているんでしょう。地元業者への請負。直接じゃなくてそのグループでやっていただくようなそういうことは話し合いがあるんですか、今後のこととして。

○都市開発課長

そういった提案をいただきまして、投げかけたことはございます。過去には、東海連立、太田川ですけれども、太田川市内の業者が請け負った実績があります。

ただし、この業者は準大手ということで、それなりのノウハウは持っている業者ということです。当市のような零細と言いますか、弱小な事業主体が工事を受けられるかどうかと言いますと、やはり技術的な問題もあって、少し可能性が薄いのではないかということです。

ですから、下請、孫請、その下になるかもしれませんが、そういったところで使っていただくことを今後投げかけていきたいというふうに考えております。

○中島委員

ほんとに大きい怪物のような大きな大きな工事が行われても、地元は指をくわえて見ているだけということではね、経済効果がないわけでして、まちづくりの過程でも経済効果が生まれるということであれば皆さんが気持ちよく推進してくれという気持ちにならないですよね。

全部仕事を取られて、市は結果的にはお金がそこに集中するから、みんなのところになかなか発注、公共下水道も減っちゃったとか、いろんな形で事業が回ってこないという、こういうことになってしまうのでは、やはり大きな意味の効果がそこで半減してしまうということですから、そういうことはしっかりやってもらいたいなというふうに思います。

まちづくりという点では、これまでも出てましたけれども、駅周辺事業ということで、再開発のビルもありますけども、駅周辺のところでは全体的な見直しということで、道路ネットの検討見直しというのが既に説明を受けたわけですけど、ことしになってからね。この辺は全体的なこういうものができた段階で、地元新地だとか本町だとかいう直接的なかわる地域に対しては、十分に説明を行って、それで意見交換を行うと。見直しについてもしっかりと皆さんの理解をもらうんだと、

こういうふうに言って進めていращやるわけですけれども、その辺では、どのような行動がとられたのかですね。

○都市開発課長

今現在、委員会ということで進めております。その間に地元にも接触をし、意見を吸い上げていくということを表明しております。

実際に商店街の方には、もう既に実施をいたしました。5商店街です。そのときには駅南の方が出席されませんでしたので、その後、別の機会がありましたので駅南の方にも説明をしております。

今後ですけれども、宝町、新地、本町ということで意見交換会を開催することが決まっております。

以上です。

○中島委員

5商店街プラス駅南ということで、6商店街。これはいつやったのか、そして、皆さんの御意見というのはどうだったのかですね。

○都市開発課長

5商店街ですけれども、少々時間をいただきます。

5商店街につきましては、8月24日午後7時から我々の事務所で行いました。そのときに駅南振興会は出席されませんでしたので、後日駅南で独自に設置しているまちづくり研究会、そういったものがございまして、そちらに参加をさせていただき、説明をさせていただきました。

○中島委員

その内容はどうかということも聞いたんですけども、これは平成23年度の決算審査ですけど、平成23年度の当初予算の審議のときにも今のようなことをやるということでは言われてましたけども、平成23年度でそれ実施された、今、日にちは平成23年度でいいんですか。

○都市開発課長

平成24年度です。今年度行いました。

意見の内容でございましてけれども、やはり駅前商店街の方々は、一方通行ということで、その閉鎖が解除されたということは一定の評価をいただ

きました。

コミュニティが交互通行になったことも評価をいただきましたが、やはり一番望んでおられるのは、現在と同様の交互通行でありまして、それをやはり今でも望んでおられます。

○中島委員

これ、ずっと長いスパンで議論して、もちろんこれで終わりということで進めるべきものではないわけで、去年の3月議会でこのように説明会を行いますというふうに言っていて、行われたのがことしになってからの夏ということでは、随分今のお話ですと、もっともっという話やらなきやいけないんじゃないかなというふうに思いますけれども、東西線に一番大きな中心、皆さんの関心があるということですが、南北線については何か意見がありましたか。

○都市開発課長

特には出ておりませんが、駅南の方々からは、どちらにしても早く方向性を出してくれということをおっしゃっております。

今年度に入ってからということの御指摘ですけれども、特別委員会を今年度の5月28日に開催しておりますので、その後、地元との交渉を始めたということでございますので、そういったことになってしまいました。

○中島委員

見直し案そのものがまとまるという時期が、なかなかだったということもあって、そういう日程になったと。ことし話し合いをしてみえと、そういうことですが、このぐらい事業そのものとしてはなかなか進まないなというそういうことだと思います。

東西線については、最終決着という時期というのは、都市計画決定を審議会開いてやっていくという方向ですよね。いつまでに結論を住民との合意を取ってやろうとしているのか、見切り発車ではいけないということですよ。その辺はどういうふうに考えてみえますか。

○都市開発課長

最終的に都市計画変更を平成26年から平成27年

度の間で行っていききたいということを考えております。

したがいまして、見直しは今年度原案を作成し、来年度関係機関協議を重ねて、都市計画の原案を作成していくというところでございます。

○中島委員

今年度中に原案を策定するというので、説明を特別委員会等でされた内容を、今見直しをしていると、そういうものがありますか。

○都市開発課長

実際に愛知県警察本部、公安協議ですけれども行いました。やはり結構なボリュームでございますので、その一日ではやはり全てを協議することはできませんでした。街路については、おおむね行ったんですけれども、駅前広場の計画については、まだ公安協議のほうは入っておりません。

愛知県のほうにつきましては、協議を今、進めている段階でございます。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時57分

---

再開 午後3時06分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

先ほどの芋堀橋の件でございます。設計委託と橋梁の平成22年度、平成23年度の設計金額と契約金額の関係でございます。

平成21年度の設計委託につきまして、設計金額1,135万500円でございます。契約金額が668万8,500円でございます。平成22年度下部工の工事でございます。設計が6,239万4,150円、契約金額が5,480万7,877円で、平成23年度でございます。設計金額が3,300万2,550円で契約金額が2,998万9,050円でございます。

以上でございます。

○中島委員

ありがとうございます。また後からじっくりながめます。

駅周辺の計画の中で見直しについては、先ほどお話があって、今後のスケジュールが示されました。十分に見直し案に沿った地域住民の願い、また、議会の声、これらを反映した形でのまとめ上げをやってもらいたいというふうに思います。

案は案としても出ているわけで、大幅に駅広については、まだ検討に入っていないと。一番そこが中心的な関心事ですよ。たくさん街路のいろんな計画見直しが出ましたけども、個々に言えばあるのかもわからないけど、市民が今すぐに関心があるところはあそこ、駅前ということですよ。

ですから、そのところをどうまとめ上げていくのかということですけども、東西線の今、交互が一番いいという地元の話、これについては、もう見直す可能性がないということなのか、さらに何か検討する余地が残っているのか、そのあたりですね、一番焦点は。その辺はどうですか。県のほうが最終的に見直し案を見るということですよ、県の事業ということですね。駅広はあれですか。県のほうの意見を今、聞いているということですね。見直しがまだ余地があるかどうかということではどうですか。

○都市開発課長

考えておりますのは、公安協議の際に、いわゆるA案ですね、自分のところが望んでいる交互通行で道路の真ん中から出入りするという案を示し、意見を聞くことも必要なということで、今そのように進めたいというふうに考えております。

○中島委員

公安のほうの一つは関所がありますからね、その中で最大限地元の要望が実現できるかどうかと、こういうことが正念場に入ってくるというふうに思いますが、公安にも逆に言うと、地域のために知恵を絞ってもらわなければならないと。こういう方法ならいいよというような地元の皆さんの意見が実現できるような方法を、公安としても考えて出してもらおうというぐらいの勢いで、地元の声を実現させようという勢いでやってもらわないと、何のためのまちづくりかという最後そこに

いってしまうので、その点については全力でやってもらわなきゃいけないと、そんなふう思うんですが。都市整備部長、その辺ではどういうふうにお考えですか。

○都市整備部長

やはり連立事業を初め、大きな事業を動かしていく中で、それを事業効果、いわゆるまちづくりとして中心市街地が活性化できるその一つには、やはり連立や駅周辺の骨格づくりだけでなく、まちづくりという観点で知立の駅周を魅力あるまちにしていくということの中で、やはりその中には、住民の方、商業者の方、そういった理解があってまちの活性化も生まれてくるということでございますので、そういった意見は十分お聞きした中で、見直しに当たってまいっておるわけでございますが、これまでの御意見踏まえて、今、私ども議会にも御説明した素案をお示ししたわけですが、これからはその素案をもとに、再度皆さんの意見をお聞きをして、最終的な原案にまとめたいということでございますので、その中には、先ほど委員もおっしゃったように、公安委員会等の関所もありますので、そういう中で理解が得られないと、やはり行政や地域だけの希望というのが通っていかないということがございますので、今後、協議に十分地元事情も説明をしながら、公安委員会の理解と、また、私どもも地域の御意見、御要望をかなえるような見直しに努めてまいりたいと思っておりますが、いずれにしても、地域の皆さんの理解が必要だということは、これは私ども肝に銘じておりますので、そういう中で、今後計画を固めていきたいと思っております。

○中島委員

まちづくりが一番のものであるという、こういうことですね。100年に一度という話もありましたけど、そのスパンというだけでなく、ほんとに今、住んでいる人たちが、みんな逃げて行っちゃったと、もうここには住んでられないわということで、自分の店を売り払って出て行ったなんていうまちになったら、それは失敗だと。今、住んでいる人たちが、ほんとによかったねって言えるよう

なものにしなければならないというね、それが一番の命題だというふう思うんですね。

再開発ビルについても同じようなことが言えるんですけども、たくさん税金2億5,000万円ということで投入するというふうに言われてるわけですが、この間から案が出ているわけですが、去年の段階では、まだ1階だけでなく店舗に入る余地が希望を募って2階にもして、その辺が活気のあるそういうものにしたいなというお話も3月議会の中では、当局のほうとしての発言はされていたわけですが、昨今出されたものは1階ですよと。2階からは駐車場なり住宅ですよっていうふうになってきてしまって、そういう活気というものについて大丈夫なのかなというのが、やっぱり大きな市民の皆さんの思いですね、不安ですよ。

その点について、1階だけの店舗で埋まって、これ以上は私もやる、私もやるというふうに出てくるという可能性がもうないからああいう絵をかいたんだと、こういうこととして理解していいですか。

○まちづくり課長

駅北ビルの件でございますが、地権者22名のうち、ここの1階に店舗床としまして、自分でやりたいという方は現在2名でございまして、とはいっても90%以上がこの1階店舗の床が決まっているわけですが、そこに何が入るかにつきましては、こちらの計画、少し先と1階だけではいかんですけども、現在まだ少し先の計画をこの時点で決定するには早いかと思っております。

なので現計画では、今は都市計画決定をしてここに法令的な意味を込めまして、準備段階でございます。地権者のほうも、にぎわいについては私どもと質問者と全く思いは同じでございますので、ともににぎわいのある店舗のほうを今後検討していきたいと思っております。

○中島委員

結局、1階だけという構想で一応固まっていますかという、そんな質問したんですけどね、今。

○まちづくり課長

端的に言いますと、もう一度繰り返しになるんですけども、現在は素案でございます。なので確定したものはございません。

今、今年度決めようとしている都市計画決定特別の内容は、この0.3ヘクタールのエリアを決めることと、高度利用等についてを決めたく事務を進めております。

○中島委員

そうはいつでも2階まで店舗が希望を募ることができるのかなという、そんなことですね。素案ですと言われても、素案では1階だとなってるんですね。さっきの駅広の素案じゃないけど、なかなか素案が動かないんですね。

これはもちろん私も私もという話がくればありがたいですけど、それはどうぞという話になるかもわからないけども、今のところではそういう発信、募集、ある程度そういうことも、この段階でやれるかどうかわからない。でも打診していくような何か行動というものが必要かなとも思うんですけど、その辺はどうでしょうかね。見通しをつくるためのPR募集、こういうことはやられるのでしょうか。

○まちづくり課長

店舗についての考え方は、委員と私も同じ考えだと思っております。にぎわいの出るような店舗につきまして、どのような形で決定していくか、募集していくかにつきましても大きな課題だと思っておりますので、まだそうは言っても先、時間がありますので、重々研究してまいりたいと思っております。

○中島委員

にぎわいをつくり出すというのは一方的なものじゃないのかもわからない。市民がいろんな知恵を出してというのもあるとは思いますが、今は夕方ににぎわいがあるけども昼間ににぎわいがないじゃないかという意見も言ってみえたけれども、夜のにぎわいもなくなっちゃったって昼間もしんとしたなんていったらね、さらに最悪だなというふうに思うんですね。

地権者の方であれば店舗代が要らないわけで、

店舗を借りてやろうとするとお金がかかりますよね、貸し店舗的にやろうとするとね。今はよそからの区画整理のほうで移転して入ってくるとかそういうことで、床代、土地代、借地代、借地というか部屋代、そういうものが要らない人が大体そろって、一応名前が挙がっているんですかね。地権者とかよその区画整理で引っ越してきて、そこを仮換地でこちらにくるからそこに入るというね、そういう場合は借地料要らないですよ。自分のものになるわけだから。1階の広さの中で、どのくらいそういう土地代が要らない人が今、占めて、大体予想がついてるのか。あと、どのくらい残っているのか。

○まちづくり課長

店舗部分につきましては、少し細かな数字はわからないんですけども、先ほどと同じですけども、2件の方は現在やってみえるお店をその中でやりたいと。それ以外の方は、90%ほどが権利がありますよという方につきましては、そこで貸していきたいということでございます。

そういった回答でよろしいでしょうか。

○中島委員

2件はお店がほぼ決まってるようなもんだと。全体の90%、じゃあ10%が2件の方という意味ね。90%という言葉がわかりにくいですね。もう一度言ってください。

○まちづくり課長

全床面積の90%が権利が決まると、権利者ということですよ。

○中島委員

そうすると、あと10%は権利者でないので、土地代、部屋代を出して、そこで店舗を行っていくという人になるよということですね。90%の中でも2件以外の方は、全部貸し店舗にしたいということは、実質店舗を運営される方は、結構高い部屋代を出して運営しなきゃならないと、こういうことになるわけですよ。

そうすると、普通の店舗で、何店舗に区切るかわかりませんが、どういう部屋代を出して、借り料を出して店舗が募集されるというかね、大

体の目安というのはどうなのでしょう。建設費から全体のコストからということになるわけですが、その辺というのは、大体わかってるんですか。そうじゃないと募集といったってなかなか、貸しますよといって地権者は家賃が要らんわけで、持ってればいいんだけど、借りる人からしたら、どの程度のお金を出したらその店が借りれるのか見通しがね、そんなら出て行こうかなというようなことにもなりますよね。

だから、その辺もイメージとして建設費が全部わかってるわけだから、国の補助、御本人たちの負担全体わかってるわけだから、そうすると平方メートルどのぐらいの賃貸料、もちろん本人がもっと高く貸したいといえばあれだけど、採算ベースではこのぐらい平方メートルお金をいただかないといけない価値のある物件なんだということは、当然わかるわけでしょう。どの程度のもんだらうと。そうすると入るか入らんかということもそこで考えていくわけだから、どう思いますか。

○まちづくり課長

大変申しわけないです。私だけかもわからなくてですけど、現在そういった平方メートル幾らで貸すというような想定については、数字は持っておりません。申しわけないです。

○中島委員

具体的になってくるとそういう話になってくるので、事業費そのものがこれだけかかれば、当然これだけという区画整理でも事業を行って、土地単価はこれだけというふうに出てくるわけでしょう。評価も変わってくるというような形でわかるわけで、床面積についてもそういった試算を行って募集をしていく、お店の身の丈に合った募集ということになるのかどうなのか、そういうことも一応検討してみてください、試算してみてください。今は結構ですからね。

そういうこともしながら2階も応募があるといいなといったって、幾らになるかさっぱりわからなければ応募もできないですよ。ということで、もう少しこれも詰めていかないと絵にかいたもちということで、お店ががらがら、夜の飲み屋も高

くて入れないから誰も来ないというようなことになったら最悪と。最悪のことを考えながらやっついていかないといけないと思うんですよ。

ですから、夢を語りながら、でも最悪のことも考えながらきちんと押さえることは押さえていかなきゃならないというふうに思いますので、これは市の建物ではないので勝手に評価して、これだけで貸すなんてことはもちろん言えないですよ。だけど地権者の皆さんと一緒にその辺は一度どうなんだらうかという議論はしてもいいんじゃないか。そして試算するお手伝いをしてもいいんじゃないかというふうに思います。

なかなかこれもちょっと前途多難かなという感じもしますけれども、いいまち、駅前のにぎわいということで頑張ってもらわなきゃならないということですね。駅再開発ビルはどれも失敗してるよというようなことを聞くと、ちょっとほんとに心配になるので、その辺を十分に心してやっていただきたいということです。

もう一度連立の三河線の駅のことについてもふれさせていただいていいかしらね。コスト削減だけじゃないよと。まちづくりという観点からも駅の位置というのは考えるんだということもおっしゃって見えたわけですね。削減が第一というふうには思っているわけですけども、その辺の基本的な考え方は、今もそういうふうには思っているのかどうか。

○都市開発課長

国の協議によりまして、そういった話が出てきたわけです。どういうことかと言いますと、やはり駅を移設する理由です。我々はコスト削減ということを前面に出して要求しているわけですが、やはり国の観点からすると、そのコスト削減だけではどうしても頼りないと言いますか、やはりまちづくりという観点から連立事業もそういった観点がございまして、その方面から実現性があるのならば、そういった理由もつけるべきだということで、そういった話が出てきたわけです。

しかしながら、我々この移設の問題をスタートさせた根本の目的というのは、やはり事業費の削



減ということでございますので、そのスタンスはあくまでも変える考えは持っておりません。

○中島委員

そうでなければ全体的にやっていけないという事情ですからね。お金をかければ何でもいいもの買えるわけだけでも、そういうわけにはいかないということで、その点だけはトータルな面で合意が得られればコスト削減でなくてもというようなことも過去の御発言の中ではあったんですけども、あくまでも削減ということに視点を置いてやっていきたいと、こういうことですね。それはそうできなきゃいけないというふうに思うわけです。

まだ名鉄とは移設した場合の線増に対するとかいろんな考え方がきちんと調整ができないということもあって、名鉄側の考え方が、まだほんとは十分にはわからないのかなという感じもするんですが、名鉄とは何回ぐらいこれについては移設という問題については話、県のほうかと思うけど、やってるんですか。

○都市開発課長

担当者レベルで連立ワーキングというものを毎月1回ずつ開催しております。それ以外に三河知立駅の移設に関してだけ特別に扱うワーキングというものも1カ月に一度開催してきております。

以上です。

○中島委員

それは誰と誰がやるんですか。県、市、名鉄。

○都市開発課長

名鉄は複雑でして、偉い課長と、その次の課長がいらっしやいまして、その課長、4人ぐらいですね。そのあと係長レベルですかね、ちょっと名前がいろいろありましてよくわかりませんが、4名です。愛知県のほうは補佐以下担当まで、知立建設事務所も補佐以下担当、主査までですね。当市は次長と私が出ております。

以上です。

○中島委員

三河知立ワーキング、ここではどこまで煮詰まったんですか、話し合いとして。

○都市開発課長

煮詰まっております。ですけれども、昨年度末に都市整備部長にも出ていただきまして、この協議をだらだら進めるわけにはいかないということから、遅くとも今年度中には結論を出すということを明言していただきまして、そのように進んでおりますので、我々もそのように進めております。

○中島委員

去年も今年度中ということを書いてたよね、確かだね。ことしも今年度中と言っていて、また来年度も言うかもしれない。去年も今年度中とおっしゃったんですよ。ほんとに今年度中に結論を出すように進めようということで急ピッチで議論するということですか。

○都市開発課長

三河線の仮線工事を平成31年から始めようということは、平成33年までに終わるという工程から、これは絶対条件になっています。

そのためには、その前段として、まず用地を買収する区域が固まらなければいけない。その後、路線測量、用地測量をやって、初めて用地交渉が始められるわけです。これを工事が始まります平成31年までにやらなきゃいけないということですので、遅くとも平成30年までには更地化する必要があるということから考えますと、今年度結論を出さねば、ほんとに限界に来てるというところでございます。

○中島委員

ほんとに限界ということで、そういったところで言うと、今年度あと半年ということですけども、内部的にはどの辺を今、考えていらっしやるんですか。

○都市開発課長

先ほども申し上げました、あくまでも目的はコスト削減ということですので、これが実現性がなければ現在の実施計画、今の駅をそのまま築造するという計画に戻らざるを得ないと考えております。

○中島委員

コスト削減という場合に、だからまた堂々めぐ

りになっちゃうんだけど、名鉄がどこまで出すかということもかかわってくるもんね。線増ということに対してどこまで出すか、それがかかわってくるという。知立市の負担のコスト削減ですよ。知立市負担が下がらなきゃならないと。そういう意味では、知立市だけでということではなく名鉄が一番大きいキーポイントですよ。これから名鉄とももっとぐっと詰めた話し合いをして結論を出す。名鉄の負担がこれ以上は嫌だよといったら、もうばちと打ち切って現況の位置でと、こういう話ですね。そういう今、時点にきているということです。

三河知立駅の周辺の皆さんのというのは、話し合いとか何かは直近ではいつごろやられた。

○都市開発課長

移設を目的にした説明会は開催しておりません。

ただ、環状線の測定の説明会の折には、移設についてのお話もさせていただきました。そのときの反応ですけれども、やはり街路の説明会がメインであったということから、一切移設についてのお話は出なかったです。

○中島委員

わかりました。

コスト削減ということが前提なので、議論のスタートは、そこのところでも十分に詰めていただきたいなというふうに思います。

あと少し伺いたいんですが、ちょっと戻っちゃって土木の課長のほうにお尋ねしたいと思うんですけども、木造住宅の耐震診断ですね。ちょっと改めて実績とか、ある程度のこの中にも意見書のほうに書いてあったんですけども、平成23年度の実績については47件というふうに書いてありますが、監査のほうでは49件と書いてあって、ちょっと数を確認をさせていただきたいと。

緊急支援の補助金を使ってというのもありましたが、別に書いてありますよね。耐震補強ですよ、これも。全体で耐震補強が今年度どれだけ要ったのか。その辺の目標との関係、今そちらのほうで建築のほうですね、お願いします。

○建築課長

平成23年度の耐震診断は91件、木造改修の実績が一般型が46件、木造の解体実績が2件、簡易改修の実績が1件ということでございます。

改修について、実績としてあげますと、木造改修の実績46件と木造解体の実績2件と簡易改修の実績1件、これを足し算しますと49件ということで、市のほうの補助金の関係で実績というふうに表示させていただいております。

それでいきますと、累計でいきますと、全部の累計は1,716件が耐震診断の合計ですね。それから改修のほうの合計が一般型が147件、木造解体の実績が6件、簡易改修が3件ということです。

○中島委員

診断された方に対しては9.1%程度の改修ですかね、これはね。9%ぐらいが改修をされた。1,716件に対して156件。解体も含めてますけども、こういうことで、やっぱり大変これは足取りが重いということですが、木造2階建てのアパートというのは、これは対象になりますよね。

○建築課長

木造2階建てのものであれば、昭和56年以前は当然耐震診断を受けたものであれば対象になるかと思えます。

○中島委員

なると思えます。

それで、診断は無料ですね。改修については100万円が上限ということですね。こうなっておりますが、民間のアパートという、大家が市外に住んでる場合もあるんですね。知立市にアパートを持ってると。そこに知立市の市民が何人か住んでると、こういうアパートもあるわけですよ。

うちの要綱を見ていると、補助金の対象者はということで、市内に既存する旧木造住宅の所有者とするということで、ただしということで市税を滞納しているものは補助金を交付しない。これ、市税滞納者はだめだよという話あるわけですけども、市外に大家が住んでいる場合は対象になるんですか、ならないんですか。滞納とか関係ないですけどね、これは。

○建築課長

大家が、所有者が市外の方であっても住民が住んでということであれば、それは対象になると思います。

○中島委員

そうすると、この市税を滞納している者には補助金交付しないというところがちょっとひっかかって、滞納者ではない全く納めていない人ということになるんですけど、市外ですからね。固定資産税は納めるよね。だけど市民税は納めないよね。固定資産税は納めるよ。市外であってもそこへ納めるということになるものですから、この表現がちょっとわかりにくいなと私は思いまして伺ったんですけど、こういう事例というのはありましたか。

○建築課長

ちょっと私の知る限りでは、中身を見てみないとわかりませんが、市税のほうの知立市のほうの完納証明か、市外であれば市外の完納証明がつけばいいのかなというふうに今、思うわけですけど。

○中島委員

固定資産税は払いましたという市税はあるけど、市民税まで払ったかどうかをチェックするんですか。

○建築課長

固定資産税が該当するかと思います。

○中島委員

ちょっとその辺も市外の大家の場合はこうだというようなことがね、もう少しわかりやすいといんではないか。

古いアパートもなかなか住民からいったら安いからいいわということで、取り壊しまでは同意がいただけないようなところでね、少し補強ができれば安心かなというふうに思いますので、そういった質問させてもらいましたが、この要綱の表現のところ、市外の方の場合はこうしてくださいというようなことがね、大家があったらいいんではないかと、こんなふうに思いました。その辺、そしゃくして要綱について少し手直しをしていただけますでしょうか。

○建築課長

一度内容をよく読みまして、検討してみたいと思います。

○中島委員

南海トラフの大きな被害予想が出まして、待たなしの大きなテーマで、監査委員の意見書の中でも一つの項を立てて木造住宅の耐震補強ということで出されておりますよね。これを大いに進めてほしいと。

平成24年度はシェルター等にも補助ということが進んでおりますね。いろんなメニューで、いろんな形で身を守る手だてをとっていただくということが大事かと、こんなふうに思いますが。シェルターとベッド、これは今年度早い段階で、門が詰まってしまったよということでしたけれども、その後どのようになっていますか。

○建築課長

それでは、平成24年度の現在の状況だけ説明させていただきます。

耐震診断が先週現在、9月21日現在ですけど36件、耐震改修が13件、シェルターとベッドを含めまして3件、非木造の診断が1件という状況になっております。

シェルターのほうは、一応予算の枠内は門が詰まったということですが、もし出てくれば、それは中で対応しようということを考えております。

○中島委員

改修も13件ね、もはや申請があったということですね。やっぱり危機感というのは少しずつ広がっていると思いますし、お金がついてくる問題なのでそういうことになるわけですけども、補助制度も100万円までこれまでじりじりと引き上げてはきたんですけども、この辺で例えばたくさんお金のかかる人、簡単に済んで、十分100万円未満でできてしまったという人いようかと思うんですが、最近の改修費用というのはどういうふうに現状なっておるんですか。

○建築課長

耐震改修の工事費なんですけど、これは大体200万円前後ぐらいで推移しております。

したがって、その耐震診断の結果の数値がやっぱり低いと、それなりに大きな金が必要ということになってる感じがしますね。

○中島委員

今、シェルター等については、また出れば広げて受けるよということですね。ぜひそれをお願いしたいと思います。

家具転倒防止の金具について、この間、向こうのほうでやったんですけども、防災の関係でね。なかなか民間アパートに住んでると傷つけちゃいかんとか言われて、家具の金具もつけることができない人もいますね。長寿介護課のほうでは、65歳以上の高齢者については無条件で無料で配付しようという、この間答弁をされておりました。委員会で、無条件で。あの手、この手でやっていかなきゃならないだろうと。

ほんとに賃貸の方たちは、シェルターを置くわけにもだめだし、ベッドぐらいは入るかもわからないけど、賃貸の人というのは、なかなか身動きがとれないなど。大家が改修してくれるか、大家が何かやってくれないとなかなかねというふうになってくるので、さっき木造住宅のアパートの件も言いましたけれども、その辺、スポット当てて木造の集合住宅、そういうところに住んでいる方たちへの大家へのPR、そして住民としてできることということで、私はPRしてもらいたいなど。アパートの方たちに。鉄筋コンクリートというわけなら関係ないわけですけども、結構安くて低家賃のところには高齢者がたくさん住んでみえると、こういう実態ですよ。そういったことについても把握しながらね、何かPRの方法はないかというふうに思うんですけど、そういうPRするルートみたいなものってアパート業界とか何かありますか。

○建築課長

昭和56年以前の木造建物ということで、私のほうは毎年そういう該当されるとおられる方にダイレクトメールを出しておりますので、その中で気づいていただくというのですかね、耐震化に協力していただける方があれば、またその中から相談

をいただくというのですかね、アパートに限定したということは、今、正直選別はしておりませんので、今後そういう目で見ても区分していきたいなどは思いますけど、毎年、平成14年から行ってますので、かなり自分が昭和56年以前の建物だなということは、皆さんかなり承知をしているんじゃないかなと私のほうは思っております。

○中島委員

ちょっと特化したPR、さっき言ったように、ここに住んでない大家もいるかもわかりませんので、だから今のお話ですと、住んでなくても大家が安城市だとかというふうになると、安城市にもお手紙を出していらっしゃる、対象の物件については。

○建築課長

残念ながら市外のほうには、ちょっとまだそこまで調べてないということですけど、多分通知は市内に限定でやってると思いますので、またその辺も一度考えていきたいなと思います。

○中島委員

ぜひこの監査委員の指摘について、どうやって進めていくのかという具体的な方策をきちんととってもらおうということであれば監査の意味がなくなってしまうから、この辺を十分にやってもらいたい。

長寿介護課のほうは固定の家具を一生懸命こうやって広げますとって新たな方針を出しましたよ。このところでは新たに何をやるのかと。PRだけではちょっと足りんなという感じがするけど、何か新たな、ローラー作戦でいろいろという、まちごと勉強会というのも大きな効果があるかなとは思いますが、今まで勉強してもなかなかすんなり改修にはいかないということもありましたが、ことしはもうやられたんですか。

○建築課長

ことしも去年は地震に強いまちづくりということで、山町をやらさせていただきました。ことしは、もう少し早くできないかなということで、新地町と弘法町に協力をお願いしたところ、よい返事をいただきましたので、初回の第1回はもう既

に開催済みでございます。

また、10月に入ってから第2回、第3回というふうに進めていきます。その中で、また耐震ローラー作戦もやっていくと。一町を今回は4回開催で締めようかなと思っております。

○中島委員

新たな取り組みが何か功を奏する様なものが出てくればいいんだけど、補助金をふやすしかないのかなとかね、そこへくと皆さん急にきますもんね。国の予算が30万円ついたときには、一気にぱっときたというのがありましたからね。そういうのも含めて検討の余地があるのかどうか、財政のことがいつも出るので大変なのかなとは思いますが、やっぱり今さっきの落合ポンプ場じゃないけども、絶対必要なものは必要なんだよと。命を守る対策、こういったものも必要なんだよということで、その辺でももう少し比率を上げていくということ。

改めて、その耐震補強の数の目標数値と、さっき到達点は出ましたけども、平成23年度ではどこまでいくという目標であったのか。年度ごとにはなっていかなかったかな。ちょっとその辺が、予算化は目標といえば目標なんだけど、どうですか。

○建築課長

目標ということですけど、市が仮に目標を立てても参加していただけるのは、ほんとに耐震をやっていた人が参加していただかなければ、私のほうはPRするとか補助金は幾らあげましたとか、そういうものが精いっぱいということになりますので、毎年毎年、当初予算であげさせていただいている数字がありますので、そこまでこれれば、もう最高かなというふうに思っております。

○中島委員

そういうことという平成23年度の目標は何件でした、改修目標。

○建築課長

平成23年度は補正をさせていただきましたので、57件だったように記憶しておりますけど、今年度は20件ですね、改修に関しては。

あと、非木造のほうでも何とかやっていただけ

るという人も相談にありますので、そういう方のほうの集合住宅というんですか、共同住宅というんですかね、たくさんの方が住んでみえますので、そういうところの人がやっていただくと相当その効果が上がるのかなということも考えております。

○中島委員

町内のほうにこういったこともPRをしながら、地域ぐるみで防災組織があったりするところもありますけども、不十分でも一応防災組織があって、地域ぐるみでそういうことを考えるようなね、ローラー作戦までいかななくても出前講座をちょっと町内会にやるとか、区長会でもしっかりやるとか、何か手を打っていったらいいなというふうに思います。

それから、ちょっと話変わりますが、小さい予算の話ですけども、散歩みち協議会があって、平成23年度は150万円の協議会への支出をしておりますよね、予算化がされて。

これは、散歩みち協議会として相談しながら、新たな取り組みがそこの中で出てくればやるみたいなの、ちょっとファジーなものであったかなと気がするんですけども、これについては、どういう結果でしたか。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時06分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

散歩みちの件に関して、ファジーな面もあるが全体的にはどのように決定したかというところで説明をさせていただきます。

この散歩みち協議会というものを組織されております。これは18名の方が参加されておられるわけなんですけど、非常に熱心にご協力いただいております。

そういった中で、散歩みちの中にも花壇を設置

しようというところもあります。その中で、八橋町のほうから、これは2カ所、今回この散歩みちで整備をさせていただきました。

その中で、散歩みち協議会の提案をさせていただきました。場所として八橋町に花壇、パティオのほうの間瀬口川のところに散歩みち転落防止柵として整備をさせていただきました。これが整備したところの状況でございます。

○中島委員

花壇の整備、八橋、間瀬口川で防止策と、これで転落防止柵、これで150万円を執行ですか。執行がどうでしたかね。借りたのかな。

○都市計画課長

事業費といたしましては、八橋町の源田谷のところなんです、そこの花壇の設置工事で80万1,150円、そして、転落防止柵ですが、61万4,250円、合わせて141万5,400円でございます。

○中島委員

協議会の方たちの会合だとか、いろんな事務費だとか、そういうものについての支出はされないんですか、この中からは。別途ありますか。

○都市計画課長

特にそのメンバーの方たちに支払う報償金だとか、そういったものは特にございません。

○中島委員

報償金じゃなくて、事務費とか会場費だとかそういうものが要るじゃないですか、多少の。そういうものについては、全くこれはないですか。ボランティア何とかで補助があるんですか。

○都市計画課長

会場は知立市の市役所の中の会議室を使用しております。やり方として、月に1回、散歩みちを時間にすると1時間程度、ごみを拾いながら散歩みちの検証をします。帰って来てから、それぞれのおその散歩みちはどうだろうとか、そういったことでやっております。

そして、年に1回、11月の最初の土曜日ですが、わくわくウォーキングと名を打って、そういったものに散歩みちのPRをしているというところでございますので、特にその会場の使用料だとか、

そういったものに関してはございません。

○中島委員

市役所のほうがいろいろと負担して、実質的には面倒見てるから要らないよということですね。

それで、私、きょうそれ持ってくるの忘れちゃったんだけど、散歩みちの大きな地図、立派な地図がありますよね。あれは例えば、知立駅におりたときに、知立駅、ちょっと歩きたよという人が手にすることができるように知立の駅には置いてありますか。それじゃなくて、こういう大きな散歩みちの。それがあれば同じようなものか。小さいのね、それはね。それは知立駅には置いてありますか。

○都市計画課長

各施設にも置いてあるんですが、図書館だとか、公民館、そして我々の窓口、八橋町の駅、知立の駅にも担当者のほうは持って行ったというように報告は聞いておりますので、ありとあらゆるところには置かせていただくというのが思っておりますので、対応しております。

○中島委員

品切れにならないようにチェックして、あるといいねという話があったので、あるといいねということは、なかったんだなと思って。知立駅になかったよというふうで、知立の漫画コーナーが前ありましたけど、あそこに置いてあるんですか。置くならば、PR版は、散歩みちの。ちょっとそういうPRも上手にね。かきつばた見に来た人も、こういう道があるのかと思いながら歩いてもいいし、そのつもりの人はね、そういうPRも必要ではないかというふうに思うんですよ。いい図ができていますもんね。

ですから、その辺、各駅品切れにならないように、わかりやすい場所にあるかどうか確認してもらわないとね。私も見たことがない。

○都市計画課長

我々担当者も気を遣ってやってるところなんです、駅のどこにということまで、知立駅ですけども、把握しておりません、それに対しては、今後徹底して詰めさせていただきたいと思

ます。

○中島委員

その中で、プチ歴史散歩みちというのが、それはこれじゃないか。農協のあれかな。いろんな散歩みちの、それは牛田のかきつばたとはい関係がないんですが、一里塚やら来迎寺城跡とかね、侍塚とかね、今さっきのというのも書いてあるんじゃない。

それは、ある意味非常に貴重なんです。あまりPRされていないけど、貴重なんです。それ、プチ歴史散歩みちというのを見たことがあるんだけど、そこにはないですか。

○都市計画課長

失礼しました。

来迎寺、牛田あたりのほうに、プチ歴史みちと記されておりますので、あります。

○中島委員

これは観光のほうも力入れなきゃいけないことなんだろうと思いますけども、一里塚が大きながありますよね。影に隠れてもう一つの一里塚があると。それは御存じですか。

○都市計画課長

私も来迎寺の一里塚というのは、山になってるものですから承知はしておるんですが、もう一カ所の影が奥にあるのかというのは、私は把握をしておりません。

○中島委員

市長は地元に近いので、おわかりですよ。

○林市長

塚に乗ったのとか、山に乗ったらわかるんですけど、ちょっとこちらのほうのやつは、今確認は。ぼやんとしてまして。すみません。

○中島委員

御存じの方、ちょっと手を挙げてください。あまりないですね。副市長よく知ってらっしゃる。場所もね。

その来迎寺のほうへ入っていく道から見えますんですけども、公民館が前に建っているんですよ。公民館があって、その裏に隠れてるんです。今は来迎寺の駐車場がありますけども、前は家が建っ

てたのでまるきり見えなかった。

私も知立市の方が書いた歴史の自叙伝的なものがあるって見て、ああそうかと思って深めたんですけども、東海道の一里塚は両側にあるのが従来のほんとの姿。だけど両側残ってるところは、極めて少ない。みんな片側になっちゃって。狭い道だからか何かわかりませんが、両側残ってるところは非常に貴重だというんですよ。その方の本に書いてあって、認識新たにしたんですけども、両側にあるんですね。ところが前に公民館が建ってるので、道からは全く見えない。

そこの中には、両側にあるということは一応書いてあるみたいですが、あるんですよ。やっぱりそういう認識もない。散歩みちということで、ここは観光ではないけど、そういったこともやはり歴史を深めるために、散歩みちの皆さんにアピールしてもらいたいんじゃないかと、このプチ歴史道というのは、こういうところがあると。桶狭間の戦いで敗れた、敗れたわけじゃないけど、今川が敗れたんですが、織田信長が勝ったんですが、なくなったお侍たちのあれが祀ってあるのが侍塚というふうにあって、来迎寺の中に今崎城址という石碑があると。

ここに昔はお城があったのかと。今崎城というのがあったと。来迎寺城ともいうという形で残っている。散歩みちでこういうところをよく理解しながら、観光ボランティアであまりこのところはやってないんじゃないかと思うんだけど、その辺にも目を向けると、新たにもしろい散歩みちだなということ私はいろいろ見ていて思いまして、きれいにお花を飾ったり、いろんなことをするというと同時に、知立市のよさというものをそういう意味で歴史も深くちょっと掘り下げるような散歩みちということのできるいいなというふうに思います。そんな勉強会も講師招いたりしてやられるといいんじゃないかと。非常に二つあるのは珍しいですよ。

ですから、その公民館のあり方ここでは論じられませんけれども、公民館についても、できればつづってほしいなというような、私としては思い

があるんですけど、福井さんのお寺に協力いただければ、ずずっとして日の当たるところにそれが見えるように、高く土盛りにして昔のままの一里塚がそこにあるんですよ。そういうことも散歩みちの中で一つはPRができれば、ただ歩くじゃなくて楽しく、深く勉強しながら歩けるなどという、そんなふうな提案をさせていただきたいと思いますが、あまり認識されていない方がね、市外から来ていらっしゃる方は特にわからないと思いますけれども、そういうことです。ぜひそういったPRも、私はとてもいいことだなと思って、こんなところがあると思いましたので、ぜひお願いします。

もう一つ提案は、猿渡川の六反橋から下流に向かって左岸のほう、要するに、419号線が走っている側のほうなんですけど、あちらの一定部分については桜並木などをつくったっていいんじゃないかと思うんですよ。よく田んぼのあるほうは、いろいろ農地の方に迷惑をかけるからいけないとか、いろんなことがありました。なかなかこれは実現が難しいのかなとか、そんな話がありますけども、今いろんな規制とか何かありますか。そういうものが植えてはならないとかいうことがありますか。これは河川の専門のほうも含めて、もしおわかりになればお聞かせください。

#### ○都市計画課長

その猿渡川の左岸堤のほうに桜を植えるという御提案も市民からの手紙だとか、そういったところでお聞きしております。

しかし、残念ながら、県のほうにも私も確認しには行っておるんですけど、やはり河川法の関係で、堤防敷のところには高木となるような樹木、低木もそうなんだろうけど、植えてはいけないという御判断をいただいておりますものから、そういったところで河川管理者との話の中では、少し難しいかなというふうに判断しております。

#### ○中島委員

今、花壇がつくってありますよね、あそこ。六反橋に少し下のほうに花壇もつくってあってという、ああいう少し余裕スペースってあるじゃない

ですか。河川ぎりぎりじゃなくて、こちら側の419号線の側道に近いほう。歩くところも結構広くあるし、道路まで行ってはいけない、もちろんそういうことではありますけれども、そういったスペースもあるので、あちらなら今の言われた規制からもいいんじゃないかなと。いけないのかな。それは私、理解できない。

田んぼの中の向こう側は、いろいろ農地と思ったけど、農地じゃなく河川でいけないという話ですけども、今の話は、河川なんかいくらでもあるじゃないかと、桜並木が。何でいかなのっていう話ですよ。特にこんな土盛敷の堤防じゃないからでしょう。外はフラットになってるわけだから、そこで壊れてしまうということもないし、堤防が。そういうことでいえば、十分に植えるのが可能な堤防ではないかなと、そんなふう思うんですよ。どうもそれ、うのみにしていらっしゃるだけじゃないか、何かあるんじゃないかと、そんなふうに思いますけれども、もっと研究してもらいたいな。

#### ○都市計画課長

六反橋のところは河川敷に、ある程度の余裕がございまして、そのところは土があって、ハナミズキも植えて、愛護会という形で管理をさせていただいております。ボランティアの方に。

残りの刈谷市側のほうに向かって管理堤がずっと続いているわけなんですけど、419号線に歩道に沿って。そのところは管理堤を除くとわずかなスペースしかございません。419号線の歩道に沿ったところは、わずかではございますが、419号線の歩道から若干のりをつくって、すぐ管理堤になって河川ののりに入って行くわけですけども、内のりに入って行くわけなんですけど、そのところに県の維持管理のほうに絵をかくて以前持って行ったことがございます。やはりどうしても桜の葉のぐあいですね、それがどうしても非常に張るものですから、419号線の歩道のほうへの影響、そしてまた、管理堤への影響がございまして、その辺は、やはり御遠慮いただきたいというふうに



御判断をいただいております。

○中島委員

桜でなければいいわけですか。こうならない桜でなければ、こうなる木ならいいということですか。イチヨウとか。ケヤキはだめですよ。ハナミズキは大きくならないから、ハナミズキならハナミズキでずっと植えるとか。1本、2本あったって感動しないもんね。やっぱり並木がいいもんね。やっぱり散歩みちを歩こうと思うのは、そういったこれは水と緑の散歩みちだけどね、花はないもんね。やっぱり花を添えてほしいと思うんですよ。桜でなければ、広がらなければいいということでもいいですか。

○都市計画課長

私、桜に限って今ちょっとお話をしたんですが、樹木というのは高木になるもの、イチヨウにしても上に成長していくものなんです、それも高木というものはまずいという話。そして、ちょうど419号線の歩道の境目、河川との間にのりがちょっとあるもんですから、そこに関しては低木、ツツジの類だとか、そういったものはいいんじゃないかというふうに聞いておりましたが、それはもう四、五年前の話でございます。

総合公園ができる以前に話をさせてもらって、将来的には総合公園の反対側は総合公園の予定地だったものですから、そういった形であわせて整備できるのかなというところでお聞きしたときの意見でございます。

そしてまた、最近でもそういった声も聞いておったものですから、私は県のほうに確認したら、なかなか難しいというところございました。

○中島委員

なかなか難しいということですが、来迎寺のほうで四季桜、誰か植えちゃってますね。どこかにもありましたね。牛田町尼子田の辺かな、散歩してたら、四季桜だと。植えてるんですよ。皆さん勝手に植えてる。何かほしいという思いが強いですよ、皆さんが。自分で勝手に植えるわつていうので植えちゃってるというかね、そんなことまでして皆さんは願っているんだなということ

を思いますので、低木でもだめだとか言わないでくださいね。萩はどうか、いろんな楽しみ方があるんですよ、四季、四季。ですから、その辺は散歩みち協議会の皆さんがどんなふうに議論していただけるかわかりませんが、そういうことにも目を向けて、特に女性だとほしいというのが強いんですけど、男性からもありますけども、桜植えなさいっていうて。そういうこともやっぱり豊かな気持ちになれる。今は水と緑、コイの散歩みちですね。ラブじゃなくて泳ぐコイですけどね。コイの散歩みちということで、花がない。何とか花を添えてほしいということだけ。私は、あまり長々できません。もしできたら、協議会の皆さんと一緒に実現できないかということで一回話し合っていたきたいなと、そんなふうに思います。

最後に、山町の区画整理事業はあきらめないとおっしゃってるけども、何かだめなんだろうかという感じがしてしまって、平成23年度の決算ですから現状ばかり聞いておってもいけないけども、平成23年度から動いてないかなと思いますけども、そのあたりはどうなっているのかお話しいただけますか。

○まちづくり課長

知立山土地区画整理の件でございます。

平成23年度からというよりも、当初の5.5ヘクタールから平成20年に3.4ヘクタールに見直しをして、そこら辺の話からでございますけども、ちょっと時系列で言いますと、平成22年に3.4ヘクタールで区域を見直しまして、全体説明会を行いまして事業計画の策定を開始いたしまして、そこから平成23年3月、全体計画の経過について、また同じように全体説明会を行い、同5月に愛知県より事前協議の回答に基づき同意書の取りまとめを開始いたしました。

平成23年10月には同意率が83%になり、認可申請の手続をしました。人数的には83%というのは、権利者30名のうち25人でございます。

しかし、11月、認可者8件でございますが、認可の協議を開始しましたんですけども、さらなる

合意形成を図る指導がありました。なぜかと言いますと、もう既に5.5ヘクタールから3.4ヘクタールになったときには、もう反対者の方を除いているので、この区画整理においては、基本100%同意を目指すことということでございます。

それ以外におきましては、同年中におきましては役員と我々とで未同意者に対しまして合意を図るために何度か交渉を行いました。

結果、平成24年4月以降なんですけども、未同意者からは理解を得られず、現計画では認可は非常に難しくなっておりまして、ことしの5月には役員と当地区でのまちづくりにつきまして、再度検討を行いまして、事業の方向性を現在も地元役員と調整中でございます。

繰り返しになるんですけども、では、現状の話なんですけども、平成23年度から事業化を目指すために合意形成に努力しておりましたが、認可申請ができる状態には至っておりません。さらに引き続き役員と我々とともに計画の見直しの検討を進めていますが、公共的なまちづくりとなる事業計画の策定までには至っておりません。

今後は、全関係者と協議の上、事業計画を策定し、計画の促進を図っているところでございます。ざっくり言いますと、強硬な反対者がおみえになりまして、その反対者を除いた区画整理においては、今のところ少し事業計画として成り立たないというというのが現状でございます。

以上です。

○中島委員

強力な反対者、ちょっとボタンのかけ違いがあって、市にも責任が大きいなという話を聞いておりますけど、へそを曲げてしまったというようなことがあって、変にへそを曲げたというと、その人に失礼なんですけども、ちょっと失礼があったようなところもあってそうってしまったというようなことも聞いてますけども、1人その方を除くと、これは成立しないということですね。同意がもらえなければ、もうこれは中断じゃなくて計画を断念すると、こういうことになるということですか。まだ光が少しはあると思って頑張ってい

らっしゃるんですか。協議しているというふうに言いますけどね。

○まちづくり課長

いまだ私たちは、あきらめておりません。まず、その合意がいただけない方の土地を外した場合において、どういったまちづくりができるかということも視野において検討しとるわけなんですけども、現在のところ区画整理手法が我々としましては、一番この地区のまちづくりに対していいという方針は変わっておりません。

ですが、もろもろ考えまして、山地区のまちづくりに対して地権者の方、関係者の方と今後も検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

気持ちはわかるけども、これもずっとそれを続けているだけなのかしらんという心配があつてね。都市計画決定がここでやってどうのこうの、さきの三河線の話じゃないけども逆算したらここなんだというのがあるから、何が何でもそこというのはあるけども、これの場合は、合意ができたということでするするってしまうのではないかという気がしてならないんですけども。頑張っていることはわかりますけど、その辺は反対者との解決の多少なりとも雪解けというものが感じられなければ成功しないですよ。その辺は、少しは見込みがあるのかという、ここですね、問題は。どうですか。

○まちづくり課長

こういった区画整理事業というのは、すんなりいかないことが往々にしてありまして、他事例にもおきますが、長い間かかっていると、そういうことがありますので、引き続きあきらめることなくまちづくりに対して地域への投げかけは続けていきたいと思っております。長い時間かかると思います。

○中島委員

西丘町の公園の中に一つまだ家が残ったままというね、同意されない方が今も公園のど真ん中におうちを構えて、周りをフェンスに囲まれて、ポ

ールが当たってはいけないからフェンスに囲まれて1軒だけまだ残っていると。まちのど真ん中じゃないので、まだそっとしとくかなという感じかもわかりませんが、やはり1人だけそういうふうになってしまうようなまちづくりというのは、やっぱりよくないなというふうに思いますし、ぜひ雪解けを待つしかないのかなと思いますけども、あのままではよくないですね、山屋敷町はね、確かに。山町、何回も視察してきたし、ミニ区画整理はどうだということでも五十何ぼにして、さらにそれがミニミニになっちゃってという中でありますので、ほんとにこれはずっと予算をちょぼちょぼでも使いながらやってるということであれば、早くめどをつけないと、その税金はどうなんだということになりますよね。ですから、ぜひもう少し足を何回も運んでいただいてやってもらいたいなというふうに思います。

たくさん聞かせていただきました。

以上で、私は終わります。ありがとうございました。

#### ○三浦委員

失礼いたします。

それでは、最初の質問でありますけど、現在の知立駅の駅前広場、ロータリーにあります障がい者の駐車スペースについてお伺いいたします。

過日、私のところに電話がありました。知立駅の送迎に車椅子用のスペースを使いたいが、狭くて入りにくい。また、出るときに前後に車に挟まれて出られないということで、どうかならないのかということで電話がございました。

この方は、その時点で名鉄に聞いたそうです。そうしましたら名鉄は、市のほうに言ってくださいということで、その方は市の都市整備だと思っておりますけど、4階のほうに来ていただいたと思っておりますけど、そこへ市に来まして聞いたなら、貴重な御意見をありがとうございました。それだけで、それ以上の何もしてくれなかったということで帰られたそうでもあります。この件は聞いてますでしょうか、御存じでしょうか。

#### ○都市計画課長

数年前にそういったことでお話を受けたことはございますが、最近では私は、申しわけないんですが聞いておりません。

#### ○三浦委員

これはほんとの最近のことでありまして、私も初めて聞いて、見て来たんですね、知立の駅前の駐車場のスペース。そうしましたら、やはり縦列駐車ですか、送迎用のところにスペースが書いてありますけど、それを見ましたら、やはり小さいんですね。

私もはかってみましたが、縦が5メートル40センチで幅が2メートル80センチで50センチの歩道みたいなものがあるんですけど、合計でも3メートル30センチということで、この寸法を見てみますと、相当大きいですね、つくる場合には。縦列の場合と並列と違うかと思いますが、大体つくる場合には6メートルと3メートル50センチぐらいのスペースがほしいということで聞いております。

このスペースが非常に小さいということで、前後に車をとめると、縦列ですから余計に入れない。それから、出るときも出れないということで、やっぱりこれは問題ではないかと思うんですけど、このユニバーサルデザインの推進計画の中に書いてあるんですね。そのときから問題提起されてまして、障がい者用の駐車スペースがわかりにくい、設置位置が不適切、こんなようなこともここに書いてあるんですね。これは何年にできたかわからないんですけど、相当古くからこの位置にあると思うんですけど、改善されてない。この件について、ちょっと御意見をお願いします。

#### ○都市計画課長

ユニバーサルデザインのこの推進計画の47ページの部分にございます。このユニバーサルデザイン推進計画ができたときに設置したのかなというふうに思っております。

この位置も私がちょっと携わってなかったのですが、申しわけないんですが、警察のほうと名鉄と都市計画課のほうと協議をしながら、その何年にやったかというのはちょっと今、記憶にないんですが、

今の形態より以前の状態のときも、そういった乗降される、送り迎えされる車の関係で、非常に支障になっていたというところで、バスの路線と一般の車両と区分をして、そのポールを立てたりしてやったのかなというふうに解釈しております。そのときに、この位置がスペースができたのかなというふうに解釈しております。

これもちょっと問題がございまして、おりたところがすぐ勾配がついたり、段差がついたりというところがあって、これがせっかくのユニバーサルデザインの計画があっても、それに機能対応していないというふうに思っております。

そのときにどうするのかというところもあったんですが、今後のこのユニバーサルデザインの重点地区にもなっております。しかしながら、まだ少し整備するのに新しい駅のロータリーになるまでは非常に時間があるものですから、そういったところを御意見があったところは非常に恐縮なんですけど、そういったところで今現状でどのようなことができるのかというものは、やはり検証していかなくてはならないのかなというふうに思いますので、またその辺のところは早急に検証したいというふうに考えます。

○三浦委員

これは検証ではなくて、実際にこのスペースだと縦列駐車できないですよ。健常者でもなかなか難しいということで、マナー的なものですけど、やはり車がここへたくさんとまりまして、ここへいっぱい車をとめる。普通でとまってる場合がありますし、なかなかこのスペースでは出入りができない。これも無用の長物になっちゃいますので、例えば簡単に幅を広げるだけでも解決、解決というまでにはいきませんが、一応のあれできると思うんですから、早急にやっていただきたいなど。

やはり障がい者の対応ということで、これは何年前か前に、今おっしゃられましたけど、ポールか何か立てて一回変更しましたね、乗降客のスペースを。そのときにこれは変えなかったんですね。一緒だったんですね、今までと。その辺は。

○都市計画課長

ちょっと私もその辺がまことに勉強不足で申しわけありません。

そのときに改修したときに、これを設けたのかというふうにも勉強不足で、申しわけありません。

その辺のことをどのようなことができるのかを早急に対応したいというふうに考えます。

○三浦委員

こういう声があったということで、ぜひ早急に対応していただきたい。市役所のほうにも来たということですので、多分どなたかが受付をしていると思いますので、ぜひ一回確かめてください。

今回そういう形での改修のほうをお願いするんですけど、新しくできる新駅前の広場、これにもこういった形の対応は、ちゃんとできてますよね。その辺を。

○都市計画課長

今回皆様にお配りした報告書の中に出ておるレイアウト図ですけれども、これはあくまで交通の流れを重点に置いて作図したものでございまして、中の細かいレイアウトについては、この流れが確定した段階で詳細を詰めていくことになります。

当然そのときには、今おっしゃられたユニバーサルデザインには十分に注意をして作成してきたと思っております。

○三浦委員

ありがとうございます。

当然そういったユニバーサルデザインを取り入れて、ちゃんとした障がい者の駐車場スペースを取っていただきたいと思います。

それでは、次の問題ですけど、先ほど中島委員からもありましたが、連立の三河知立駅の移転につきまして伺いたいと思います。

この三河知立の駅の移転につきましては、本会議の一般質問で高橋議員も質問がありました。先ほど中島委員が聞きましたように、今どうなるかということで、なかなか3者の話し合いはしてるが結論に至ってない。何回もそういった形で結論が出てないということでありまして。先ほど聞きましたが、この1年が残された時間というこ

とで、1年というか、半年でしょうかということだそうであります。

その中の最大の移転の目的は経費削減ということで、先ほども聞きましたので確認をさせていただきました。経費削減ということが、やはり一番メインになるということであります。

それでは、この三河知立駅を廃止した場合、どれぐらいの経費が削減できるのか、また、新駅を移動した場合、新しい駅に対して、新駅をつくって、例えば周辺を整備しなければいけないと思うんですけど、そういったのにはどのぐらい経費がかかるのか、その辺の試算というのはいったいあるのでしょうか。

○都市開発課長

当然、試算はしております。

今、まず最初に廃止というお話が出ましたけれども、これを行った場合は、非常に問題がございます。

それはどういうことかと言いますと、まず、都市側からそれを発案しますと、現在の三河知立駅と現在の知立駅、この駅部の区域が大きな一つのものになるということが考えられます。そうしますと、都市側の負担というのは、その大きな区域から新しい駅の区域の比較をしますので、今まで鉄道側が知立駅で18%負担していたものが、分母が大きくなっちゃいますので、鉄道側の負担が下がる可能性があります。鉄道側が下がれば、その分は都市側に負担がかぶってくるということですので、安易な廃止という言葉は使えないというのが、今状況です。都市側からは、決して発案できない話であります。

新駅の事業費ですけれども、これは試算はしておりますが、大きな枠でくくってる内容ですので、ちょっと時間をいただきます。

試算はしておりますが、その数字がひとり歩きすることが非常に怖いものですから、ちょっと発言を差し控えさせていただきます。

○三浦委員

今の意見聞きますと、当然、経費削減にはならないと、膨らんでしまうと、そういうことですよ

ね、どちらにしても。

○都市開発課長

廃駅ということになりますと、そういった可能性が出てきます。

新駅につきましては、やはり鉄道側の負担がどれだけいただけるのかということが大きく左右してくるところでございます。

○三浦委員

先ほど経費削減と、まちづくりが必要だということを書いてたんですけど、新しく山屋敷かわかりませんが、どこにつくるかわかりませんが、そこら辺で再開発ができるわけですよ、駅ができて。そういったのも構想というのはあるんですかね、市のほうに。そのまちづくりというか、再開発というか。

○都市開発課長

以前、山町の区画整理の当初の段階で、そのエリアの構想をつくったものがございまして、それに私どもが直営で脚色をした素人的なものを持っておりますが、それ以降、お金をかけて作成したものは持っておりません。

○三浦委員

それはビジョンだと思うんですけど、そこら辺が私たちも知りませんし、市長がどういうふうにしてるかちょっとわからないんですけど、なかなかそういったビジョン、絵にかいただけで、私たちも知りませんし、そういったぼやけた感じの漠然としたものであって、それが市のほうから出てこないですよ。ここに新駅をつくって再開発しようというのは、そういう意見が見えないということ。

ですから、私は当然この計画というのは、今の三河知立廃止した場合の経費の件、新駅つくった経費の場合、それから考えれば、当然これは難しいなと。現状の三河知立の駅で持っていくべきではないかと私は思うんですけど。今現在の計画で三河線の豊田方面単線の高架ということで、今、単線の高架ですよ、この図面を見ますと知立駅から単線高架で知立の山町の踏切のところまで下へおいて単線でいくという、そういった構造になっ

ていると思うんですが、複線化の話もこの間もちょっとありましたけど、出てますよね。その辺は、もう一度。

○都市開発課長

鉄道高架事業は現況をそのまま上げるということですので、単純にいけば三河知立駅から事業の終了区間、元国道1号線の下までは単線ということになります。

今回その駅移設というお話を市から提案したときに発生した問題が、名鉄から駅が離れることによってダイヤの編成が難しくなるので、それを解消するために新駅から三河知立までは複線化が必要だという提案を受けております。

それは都市側からすれば、明らかに線増、今ある単線が複線になることですので、その分は鉄道側の負担をしてもらわなきゃならないということを主張するわけですが、鉄道側は、あくまでもこれは機能補償であるので連立事業で負担すべきだということで見解が分かれており、結論が出ていない状況でございます。

○三浦委員

複線にするということは、ずっと高架でもって行くということですか、今。例えば、三河八橋まで複線高架でもって行くという、そういう話なんですか。

○都市開発課長

現在の駅移設でつくっておる計画は、現在、元国道1号線、国道1号線が道路オーバーでできておりますので、それを高架で越えるということになりますと非常に高い高架になるということから、そういった考えは持っておりません。

現在の計画どおり、元国道1号線の手前で現線にすりつき、新駅までは地上の鉄道という、そういった計画でございます。

○三浦委員

聞いたことがあるんですけど、その元国と1号線の下、トンネル今通ってますね、単線。あれ複線で通れるっていう話聞いたんですけど。

○都市開発課長

一番問題になっておりますのは高さです。幅は

何とか通れます。高さは、今ある河川、通常の河川高さ4.5メートルですけれども、それが確保できないということから、あそこを通過するときは多分パンタグラフがぺっちゃんこになって通っていくような、そんな状況になるかと思えます。

○三浦委員

豊田市が三河八橋まで高架で複線してくるという話、新聞か何かで見ましたけど、若林の辺も上がるということで、それ聞いてますよね。

○都市開発課長

三河八橋までは、御存じのとおり複線高架で築造され、運行は単線ということです。その先の豊田側の若林付近、つい最近ですけれども、連続立体交差事業ということで進めるということで鉄道側とも国とも了解が調ったということ聞いております。

○三浦委員

豊田市は、豊田から知立経由で名古屋へ一本で行きたいという、そういう気持ちで多分つくって行くと思うんですね。そこに知立が単線で三河八橋までいけば一番通るわけですけど、それには今言ったように、大変お金がかかるということで、なかなか難しいということでもあります。

この豊田から名古屋まで高架複線というので、豊田市と話したということはあるんですかね、何か。

○川合委員長

ここで10分間休憩とします。

休憩 午後4時57分

---

再開 午後5時05分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

豊田市と複線化についての協議の状況はあるかという問いでございます。

我々、事業の進捗について問い合わせと言いますか、一度教えてくださいというようなことは、そういった接触はございますが、複線化について協議したいという申し出は当方からもしてません

し、豊田市からもございません。

○三浦委員

その件については話してないということでございますが、市長は、豊田からの複線化と言いますか、知立通って名古屋、この件はどう思っているんですか。

○林市長

その前に、先ほどの三浦委員の質問で、駅前広場の駐車場ですね、市民の方が御要望来られた。私ども上司が周知していなかったということについては、非常に申しわけなく思っております。こんなことないようにさせていただきたい。

もう一つ、ユニバーサルデザインでやる駅前広場は、そんなことも新しい駅前広場になったら当然やるんですけど、ユニバーサルデザインに基づいた今、私どもまちづくりやっているにもかかわらず、なかなか行き届いてなかったということで、これも反省をしております。

今の質問でありますけども、複線化は私も当然ながら、豊田市、名古屋市が複線化でいく、そうすれば私ども知立市民にとっても、やはりメリットは出てくるんじゃないかなと思っております。賛成であります。

○三浦委員

この三河線の移転に関しては、何一つ決まっていないと思うんですね、今どうするかということが。

私もちょっと話が前後しちゃうんですけど、三河知立駅の移転に賛成か反対かという、今の伏線とかも絡めると、なかなか難しいんですけど、根本的には三河知立駅は残してほしいというのは私の持論なんですけど、何らかの形で、やはり今、豊田から名古屋まで高架で複線ということは一番理想だと思うんですね。駅はどうなるかというのは、またその次なんですけど、そういった場合に、それを実現するには、やはり今言ったように、私は豊田市と話すということで、そうしていかないとなかなか解決はつかないと思うんですけど、市長も今、複線には賛成ということなんですけど、これは市長も豊田市の市長とかまた話していただ

いて、それから車のトヨタが絡めば、これはもっと実現するんじゃないかなと思うんですけど、これは市長の政治力だと思いますので、その辺も一回このなりゆきも踏まえて、市長もその辺のことを考えていただきたいと思っております。

先ほど複線で三河知立駅へずっという山町でおりるわけですけど、1号線二つはくぐれないという、パンタグラフだということですけど、例えば、もう少し下を下げればパンタグラフぐらいでしたらくぐれるかもわかりませんので、その辺のことも経費も絡むものですから、一回ちょっと考えていただきたい。

そういったことを全てを、やはり一番気にしているのは、地元だと思うんですね。先ほど中島委員、質問でありましたけど、地元で説明会してるかということで、環状線に関しては、皆さんも移転なんかの関係で説明会があったのは知ってますけど、やはりこの高架問題については、全然説明会がないということ、私も再三これは地元で説明したらどうかということは何回か言ってると思うんですけど、例えば、三河知立駅が廃止になった場合は、仮線を北側という話が出てきましたですね。北側ということは、環状線の道ができる場所に仮線をつくるという、そういうことですかね。

○都市開発課長

まず最初に、元国道1号のくぐるところのパンタグラフの件ですけども、パンタグラフと架線の間隔が縮まりますが、通行は可能だということでございます。

それから、地元説明ということでございます。計画がまだ固まっておりませんので、中途半端な説明になってもいけません。方針が固まり次第、御説明は差し上げたいと思っております。

それから、北側仮線の件ですが、今、環状線と三河線の間に帯状の土地がございます。その土地を主に使うわけですがけれども、環状線の中にも入ってくる箇所がございます。ですから、もし北側仮線で用地対応していくということになりますと、仮線がまともにかかる部分と道路でもかかる部分

が発生しますので、その辺は、その二つの事業でどのように負担をしていくのかということを検討しながら進めていく必要が出てくると思います。

#### ○三浦委員

やはり今言いましたように、地元の関係している人たちは、すごい心配してます。どうなるのかということをごすね。

ですから、再三言ってます、わからないから説明会はできないと、まだ決まってないからできないということは聞いてますけど、やはりそういった意味においても地元の意見も聞くということが私は大切だと思っております。

例えば、今、三河線の前に山本学園のグラウンドありますね。あそこも山本学園も将来的にはあそこへ学校を集めたいというような希望も持ってます。それも知ってると思いますが、そういった意味で、やっぱり三河知立駅というのは重要な大切なウエートを置いてると思うんですね。三河三弘法の弘法山のおりる方もたくさんいらっしゃいます。いろんな意味で、やはり地元の駅がなくなるということは、皆さん方にも相当重要なことでもありますので、ぜひ経過でも結構ですので、話し合いは一回してほしいなと思っております。

何にしても、全然この三河知立の駅の移転問題に関しては進展がないということではありますが、今言ったような高架の問題もある、複線の問題もある、いろんな問題もありますので、ぜひ早急に方向性決めていただきたいと思います。そうしなすと、これは全然進まないですし、この平成31年、平成33年までに終了という当局の目標もあるわけです。

そういった意味で、やはり経費の削減がどれだけできるかということをご踏まえて、この問題を進めていっていただきたい。地元の考えも十分に取り入れていただきまして進めていただきたいと思っております。最後に。

#### ○都市整備部長

三河知立駅の移設につきましては、長い間時間をかけて協議をさせていただいて、なかなか進展がないということで、やはり委員おっしゃる

とおり、地域の方の御理解が最終的には必要な案件でございますので、なるべく早く情報提供するというのが本来だと思います。

しかしながら、この移設の案の発端というのは、あくまで連立事業の中で駅を移設しないとできないかという、いわゆる連立事業としてやるというのが前提になってますので、そういう中で、事業としてできるのかどうかというところがはっきりしない中で移設問題を地域の皆様に投げかけるといのは、混乱をするのではないかということで、これまでは、あえて控えていただいていたという。これはこれまでもお話をさせていただきましたが、状況についての説明という中で、どんな形でお話ができるかわかりませんが、今まさしく、さっきも言いましたように、最終段階で詰めておりますので、そういう中で、一定の方向が見えてましたら、そういった部分では地域の皆様にもお話をしていかなきゃいけないというのは十分理解をしているところでございます。

それと、やはり三河知立駅の移設の一番大きなポイントは、さっきも述べましたとおりコスト削減になるかどうか、連立事業の中で知立市の負担が下がるのかといったところを一番キーポイントになっておりますので、その部分の見きわめというものは、なかなかできない。

これは、先ほど来、話しておりますように、移設による複線化という中で、名鉄、鉄道事業者がどんな対応をするのかということがキーになっておりますので、そこも含めて、今、協議をさせていただいているところでございます。

それで、その中で、先ほどの複線化、豊田市との協議を進めたらどうかという御意見もいただいたわけですが、やはりこれは知立区間の複線化のキーを握っているのは、高架の区間の複線でおられるかどうか、これをもし万が一、単線でおられた場合には、将来の複線化というのはかなり時間かかるのではないのかなという恐れがあります。ということは、豊田市と協議を始めても今の連立事業の中で複線化ができるかどうか、いわゆる高架複線でおられるかどうかということ



が見えてこない、豊田市と協議をしても知立区間の複線化というのは、非常に後退した話になってしまうということもありますので、私どもとしては、もう少し状況を見た中で豊田市と接触すべきではないのかと。また、この複線化によって、誰が一番メリットを受けるのかということも見きわめながら、鉄道事業者なのか、豊田市なのか、知立市なのか、そういう中で声をかけていくということも見きわめないと、費用の問題、そういった部分の戦略的などころも考えながら対応していくべきじゃないのかなと私は思っておりますので、豊田市との対応については、慎重な対応を私は必要かなというふうに思っておりますので、今までは何といたって三河知立の駅の移設、これをどうするんだという結論を早急に出していくというのが最大の課題でございますので、まずはそちらの方向性を見ながら複線化についても豊田市との話をどうしていくかということをご詰めていきたいと思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永田委員

それでは、平成23年度の決算認定について、2点ばかり質問させていただきます。

まず、主要成果報告書の100ページ、公園維持管理費のこの施策管理一覧、172ページなんですけども、その中で、この一番金額が多く載っている施設管理委託料ですね、7,755万60円、この大まかな内訳を教えてくださいと思います。

○都市計画課長

172ページの施設管理委託というところの7,755万円というところでございます。

これは公園管理の委託料が主でございます、その中には公園管理委託業務として、その1からその6までございます。これは年間を通して公園の維持管理に努めていただくという形のものでございまして、これがその1からその6までで6,240万2,550円、これが率でいきますと80%ほどを占めております。

あとは、駅前もそうなんですけど、広場清掃だと

か、公園のトイレ清掃等々ございまして、これが経常的の予算でございまして、これが900万円ほどで11.5%ですので、合わせるとおおむねこの辺で92%の内容になってございます。

○永田委員

この中で、ほとんど公園維持管理ということで、剪定だとかそういったのが主だと思うんですけども、この中に、公園パトロール事業ですか、この公園パトロール事業というのは、この中に含まれているのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○都市計画課長

公園のパトロール、今1名でございまして、午前中は道路のパトロール、午後は公園のパトロールという形で今現状やっておりますので、この維持管理の中ではパトロール業務は入って、今、平成22年度の話をしてしまいました。

決算ですから平成23年度で言いますと、緊急雇用対策事業ということで100%補助で2名を1日をかけてパトロールをしておりましたが、この中からの捻出はございません。

○永田委員

となると、この決算の数字でいうと、公園パトロールというのは、どの部分に入るんですか。

○都市計画課長

パトロールでいきますと、4目公園緑地の公園維持管理費の中でございまして、この中で、賃金、臨時職員賃金というところ、ここのところでは433万1,234円というところでお支払いをしておるところでございます。

決算書のほうで、177ページの公園緑地費の賃金という、ここの部分でございます。

○永田委員

ありがとうございます。

では、ちょっとお聞きしたいんですけど、平成23年度、緊急雇用対策でありながらの2名が緊急雇用で公園パトロール、維持管理しておったんですけども、この成果、行った効果、結果ですね、やってよかったのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○都市計画課長

この効果でございますが、これは3カ年、緊急雇用対策事業として平成21年、平成22年、平成23年と補助をいただいております。100%補助で。

その以前は、職員みずからが一般業務をやる中で、苦情が入ったら出かけるだとか、トイレの詰まりがあれば職員が出かけて対応するだとか、さまざまな業務がほかにございました。

その中で、こういったパトロールのお話、緊急雇用対策事業が出たところで、これはぜひ使いたいなというところがございました。そういったところでいけば、以前に比べれば知立市の公園というものは、大分改善されて、きれいになってきたのかなというふうに思っております。そういったところでいけば、それだけの投資に見合った効果は十分確認ができていのではないのかなというふうに私は解釈しております。

○永田委員

それだけ効果があったということで、先ほどちょっとフライングだったんですけど、平成24年度は緊急雇用対策じゃないけども、市で予算つけて、もうことしからは緊急雇用対策の補助金がないわけですから、道路と公園1人で行ってるということですか。もう一度ちょっと確認を。ことしの平成24年度の公園の管理、パトロールの状況を教えてください。

○都市計画課長

今の体制でございますが、午前9時半から午後4時まででございます。

そういった中で、午前9時半から昼12時までは道路のパトロールに出向いております。土木のほうから1名、都市計画のほうから1名という形で、軽トラックなんですけど、それに一緒になってパトロールをしています。昼からは午後1時から午後4時まで、公園のほうのパトロールに出向いております。

今、採用をさせていただいてるのは、リタイアをされた方で、ある程度社会的な経験が豊富なものから、非常にテンポよくというか、効率よ

く回っていただいておりますから、比較的半日の業務というものの、効果は得ているというふうに思っております。

しかしながら、以前のように1日の業務とは時間的にも制約がございますものから、そういった面では、多少ロスしておりますが、非常に効率のいい回り方をさせていただいておりますから、現状としては非常に助かっておるところでございます。

○永田委員

それは、ことしは緊急雇用じゃなくて、新たに採用された人ですか。

○都市計画課長

これは今までは100%の補助でございましたけれども、ことしからは単独で市費を利用して施行しておるところでございます。

○永田委員

ありがとうございます。

もう一つ確認なんですけども、たしか、去年は警備会社に委託してこの公園パトロールを行ったというふうに思うんですけど、違いますかね。ちょっとその辺だけ確認させてください。

○都市計画課長

私どものほうではなくて、恐らく夜間パトロールのほうで、安心安全課のほうなのかなというふうに思います。

○永田委員

ありがとうございます。

そうですね。たしか夜間パトロールと不法投棄防止のパトロールは外部委託じゃなかったかなというふうに思うんですけども、その辺で、先ほど、きょうも中島委員から就労支援だとか、そういった要望も出てきて、別のところで検討しているような答弁もいただいたものですからその辺はいいかと思うんですけども、ぜひともまたこういった公園のパトロールについても、今、確かに決算の意見では、やや景気が緩やかになってきたというようなことを言っておりますけども、やはり今、雇用が非常に回復してきたわけではないものですから、またそういった事業もどんどん検討

していただきたいというふうに思います。

もう一つ、公園のことでちょっとお聞きしたいんですけども、100ページの公園緑地費ということで、公園の長寿命計画についてですけども、平成23年度、一つの公園1,000万円弱かけて基づいて計画されておると思いますが、確認の上なんですけども、これは平成32年までの計画だと思えますけども、平成23年度が三つの公園、ここに出ているように、今年度が当初予算にも書いてありますけども、四つの公園をリニューアルしていくというようなことであります。

大体こういった三つか四つぐらいの公園のリニューアルの計画に基づいて進んでいくというふうに考えておられるのか、ちょっとその辺を確認させてください。

○都市計画課長

毎年事業費のベースとして、3,000万円を予定しております。そのうちの2分の1が国庫補助事業としていただけるものですから、2分の1補助でございますので、3,000万円を3カ所、基本として1カ所1,000万円程度を見込んでおります。

○永田委員

国庫補助も2分の1いただけるということで、うちのすぐ近くにも弘栄公園というのがありますが、リニューアルしていただいたわけですが、何か少しやっぱり新しい公園に比べると見劣りしちゃうというのが感じます。

もともと古い公園ですので、古い公園から徐々にやっていくんだろうとは思いますが、遊具も本来新しい公園であればコンビネーション遊具だとか、そういった遊具をつくってきれいに整備されておると思うんですけども、リニューアルとなるとどうしても少し寂しいなど。滑り台でも昭和的な遊具であって、滑り台でも色を新しく塗って、今までのちょっとつけ足してくっつけたようなものかなというのがうかがえて、少し残念な感じもするんですけども、その辺について、こういった形でこれからは行っていくのか、コンビネーション遊具となると、また費用がかかると思うんですけども、その辺についてちょっと御所見の

ほうをお願いいたします。

○都市計画課長

弘栄公園のほうもリニューアルをさせていただきました。あまりこれも現状と基本は同等の遊具を交換していくというものがございます。

ですから、やはり今、新たにつくられる公園でいきいますと、基本的には一から設計もできるし、どのような遊具を入れるかというのは、事業費の上限もあるとは思いますが、比較的皆様に御納得いただけるような公園整備に努めておるところでございますが、今までずっと供用開始をしてかなりの年数が経ていると、その広場、公園自体の使い方には地区の方々の御意見がございます。

そうすると、やはり弘栄公園でもそうなんです、グラウンドゴルフを特にやりだいたとか、地元としての行事もぜひ取り入れていきたいということになりますと、やはりどうしても遊具がバランスよく置きたいには置きたいんですが、やはり広場を第一優先にしてくれというような形がございまして、地元の方たちと協議をして御納得の上、そのリニューアルも対応していきたいというふうに思いまして協議した結果が、ああいった現状の公園の整備となりましたので、ひとつ御理解のほど、いただきたいと思えます。

○永田委員

当然、地元との協議は必要でありますし、また公園は、弘栄公園もそうなんですけども、グラウンドゴルフ、ゲートボールもやっておりますし、また町内の盆踊りなんかでも使うわけでありまして、スペース的には必要であるし、ただ、遊具が一つ一つがちょっと古くさい形かなというふうに思ったものですから、ちょっと言わせていただいたんですけども、やはり公園でも新しい公園、古いリニューアルした公園、見た目ですごくわかりやすいですし、何とかしてほしいんですけども、どうしても古い公園となると砂場、私、一般質問でも少しふれさせていただいたこともありますが、砂場が古い公園になると使用されない、使用される率が少ないというふうに思われます。やはり公園の砂場というのは、衛生面と

かよく言われておるものですから、弘栄公園に限ってではないんですけども、砂場はかちかち、どうやって遊ぶだと。あれ使用しないだったらつぶしちゃったほうがいいんじゃないかというまでもそういった意見もございまして、その砂場に関して、今、砂場遊びができる公園というのは非常に限られていると思うんですね。その辺、対処、例えば消毒してるのか、また、掘り返すことも考えているのか、そういった維持管理について、砂場のことについて教えていただきたいと思います。

○都市計画課長

私どもは公園の砂場は、以前清掃をしておりました。耕すような形ですね。耕運機の形で耕して小石を取ったり異物を取ったりして、かごに落ちてくるわけなんですけど、そういった形でほぐしながら、そしてまたあわせて、消毒もしながらやってきたわけなんですけど、弘栄公園に関しては、平成22年度にそういった形で一度やらさせていただきました。

しかしながら、すぐ雨が降ったりすると湿ったりするものですから、そういったことを同じ投資をするのであれば、砂そのものを入れかえたほうがいいんじゃないかという転換を最近やり始めました。

そういったところで、例えば、弘栄公園に関して言いますと、もう少しお時間かかりますが、今度やるときには、砂場そのものの砂を入れかえる。もしくは地元と協議をさせていただきまして、必要以上に砂場の面積が大きいんじゃないかということになれば御協議をさせていただきまして、その皆さんの御意見に合った大きさにして、そのときには砂そのものをごっそり入れかえて、御要望、御期待に応えるような砂場づくりに対応していきたいと考えております。

○永田委員

ありがとうございます。

これでもう夏も過ぎて過ごしやすい季節が来ますので、また子供たちが熱中症には関係なく、外で遊ぶ機会も、日は短くなってきますけども、休日なんかは小さいお子さん連れて公園に遊びに行

くと思いますので、またその辺の公園の管理についても対処していただきたいというふうに思います。

そのまた公園で質問なんですけども、今の今回の決算にも載っております、長寿命計画とは違うんですけども、公園改修工事の堀切2号公園、駅前の区画整理である程度カットされて整備されて、通称、昔からガラガラ公園というふうに言われておると思うんですけども、この公園について駅前の区画整理が始まってくると、将来この公園というのは一体どういう形になってくるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○都市計画課長

駅周辺の土地区画整理事業で当然ながら変わってくるわけなんですけど、ちょうど三河線が来るわけなんですけど、その新しく換地されているわけでございます。新しい堀切公園というところが、面積まではちょっと把握しておりませんが、その中で、新しく整備をされるものですから、今現状、既存の堀切2号公園と同じ位置ですね、ちょうど今の堀切2号公園が削られるということは、そのところに名鉄三河線、碧南方のほうから来る三河線が上を通るような形であそこ下に6,200平方メートルの新しい堀切公園ができます。そういったところで、今の公園は、そうなればなくなるという形になります。

○永田委員

このイメージ図になるということですね。ちょっと今、聞き漏らしちゃったところもあったと思うんですけども、今の堀切1号公園、要は、たこ公園ですね、2号公園のガラガラ公園、これがくつつくということですか。

○都市計画課長

堀切1号、2号がなくなりまして、その堀切公園という名称になって一つに統合されます。

○永田委員

今の堀切1号公園、明治用水の移設工事が終わって、その部分は大分草とか生えて、どっちにしろ使えなくなる公園ということで、あまり整備もされていないようですし、公園自体が仮換地の場所

になるということで、今、グランドゴルフやりますよね、新地の。大分言われておるんですけど、毎年延び延びで、一体いつまで使えるんだというのが、大分延びちゃってるわけですけども、今現在、堀切1号公園、たこ公園、いつまで使用できるんですかね。

○都市開発課長

駅周辺の区画整理に関連しますので、私のほうから答えさせていただきます。

今の堀切1号公園は、将来宅地化されるということになっております。今、工事が進んでいませんのは、下水道がまだこのあたり完備されておられません。埋設されておられません。今年度認可を取って、来年度からそういった工事に入ってくるというふうに聞いておりますけれども、そうなりまうと、いよいよその公園も区画道路を設置し、公園の機能をなくしていくということになります。

ですけども、平成25年度以降、近々ということになります、公園の機能はなくなってくるというふうに、そういうふうに進めていこうと考えております。

○永田委員

ありがとうございます。

それにかわって立派な堀切公園ができるというような、これはイメージ図ですけどね、あくまでも、桜がいっぱい咲いてるんですけども、ここでこれはどういった公園なんですかね。通常の都市公園、遊具もあって。

今、平方メートル言ってもらったんですけども6,200平方メートルですかね。かなり広くなるということですか。

○都市計画課長

堀切1号公園よりも若干狭いかなというイメージになろうかと思います。私の感覚で物を申し上げておりますが、それほどは変わりはありません。

○永田委員

今、知立市が市民1人当たりの公園面積3.08平方メートル、類似団体よりかなり低い数値ではあるんですけども、この公園面積を今後どのような

形でふやしていくのかなとお伺いしたんですけども。自分の地元のことばかり言っておっては申しわけないんですけども、やっぱり公園が非常に少ないと言われて、弘法町なんかでも町内公園しかなくて、あとは借地公園が二つあるだけというような状況の中で、もちろん土地の確保が必要でもあるし、これからどんどん区画整理が進んでいく中で、やはり区画整理が進んでいるところは、いい公園がどんどんふえていく中で、どうしても既存のある町内というのは、非常に不備な点があると思います。その辺について、どのようなお考えを持っているのかをお聞かせください。

○都市計画課長

委員おっしゃるように、都市公園の1人当たりの面積というのは、非常に少ないというふうに理解しておりますが、よその市町村で言いますと、なぜ多いかというと、やはり緑地が多いとか、我々にはない総合公園だとか運動公園だとか、そういったところで大分稼いでる部分もございます。

そうした中で、我々としては、知立市としては7割近くが市街化区域でございます。そういった中から、公園の土地利用というのはなかなか図れないというジレンマがございます。そういったところという、やはりどうしても区画整理事業、面的な整備をするところにおいて、公園ができ上がってくるというところがございますのが、知立市においては、身近な公園、歩いて行ける公園というのは他市に比べると多いほうでございます。歩いて行ける公園という比率でいきますと、知立市の中で言いますと、80%ほどがございます。そういった形からいきますと、歩いて行ける身近な公園というのは非常に多いということで、よその市町が訪れたときにそういった話をすると、すごいじゃないかというお話を聞いております。

そういった中で、その市街化区域の中で公園を稼ごうというのは非常に難しいんですが、やはりどうしても借地公園というところのもしいい話があれば、そういった形で進めていきたいと。また新たに身近な公園を整備していきたいというふうに思っております。

○永田委員

ありがとうございます。

うちもそんなに遠いところにあるわけでないんですけども、危ないですよ、そこまで行くのに。道路形態だとか、南陽通り、車の常日ごろ渋滞するだとか、そういったところも含めて、過ごしやすい安心できる公園づくりに努めていただきたいというふうに今後ともよろしくお願いいたします。

私の質問は、以上であります。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

公共下水道の普及率が54.9%ということになったということであります。平成30年には普及率が70%にしたいと大きい方針があります。

大きい方針に入る前に、この監査意見書のほうの45ページに公共下水の資料がありまして、この中に普及率のところでは行政区域人口に外国人登録者数の数値は含まない数値によって計算していま

すと、こんなふうに書いてあるんですが、これ、含んだらどうなるのか、なぜ含まないのか、その辺は、なぜこういう数字の出し方をするのかということですが、率直な疑問です。

○下水道課長

下水道の普及率については、これまで全国的な考え方の中で、外国人を含まない人口でもって算出してきたと。

この7月9日から外国人登録の関係の法律が改正されたことによって、今言った登録の把握をしないという中で、その方たちも含めた対応を今後はしていくと。今ある数字については、昨年度末、3月31日現在の数値を示させていただいておりますので、そういう表記をさせていただいております。

○中島委員

みんな住基法の中に組み込んでいくということになりましたから、今度からはこういうふうに分離はしないというような、こういうことですね。

四千何百人もいると、随分分母が小さく今なってますよね。だから54点というのが実質入れたらパーセントが下がってしまうと、こういうことにならないですか。

○下水道課長

当然、今言われた分母が大きくなると。ただ、既に下水道が使われる区域についても、そういった方たちもお住まいになってございますので、その分子側もその分を加えますので、ちょっとその辺のしっかりした検証をしてみませんが、さほど変わってはこない。

知立市の場合は、かなりそういった方たちも多い状況もございまして、私どもでいう処理分区でまた数字をつかんでございますので、そういった意味では、この処理分区でつかんでいる数字については皆さんには公表してございませんが、そういった意味では、場所場所ではこの影響あるかもしれないですけど、全体的にはさほど大きな影響にはなっていないという思いをしております。

以上です。

○中島委員

分母とも合わせてその人数がふえると、分子、分母ね。市街化区域に住んでる方が、多分ほとんどだろうなという感じがするんですけど、そうするとまたちょっと違った意味合いになりますけども、理由はそういうことですね。住基台帳に載っているいないで、これは扱いが変わっていたと、これは全国版でこういうふうな扱いであったと、こういうことですね。

そういうことで、こういう記載があえてしてあるので、なぜかということをおもいましたが、かつて、あまりこういうふうな形で記載がなかったなというふうに思ったので。

70%という、平成30年度にはということはいくわけですね。駅のほうの完成平成34年ということで、その前にですかね、そこまでいこうと。この辺の見通しはどうですか。

○川合委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時56分

再開 午後6時04分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

平成30年度普及率70%達成の見通しでございますが、現状から平成30年度70%を達成しようと思しますと、毎年、今からで言いますと、あと7年ございます、今年度を含めて。2%を達成して14%プラスで、今およそ55%でございますので69%と、ほぼ達成される、2%達成すればですね、毎年ね。ここ3年の平均の普及率のポイントのアップ率は1.5ポイントでございます。1.5%でございます。そうなると、ここ3年という、ちょうどリーマンショック以降かなり財政的にも厳しい状況が続いている中で、繰入金もかなり抑えさせていただいてやらさせていただきました。そんな中で、この状況のままいけば平均1.5%ですので、かなり70%というのは厳しいだろうと。

ただ、今後景気、まだ7年ございますので、私どもとしては、この都市計画マスタープランに掲

げています平成30年度70%については、まだあきらめる段階ではないというふうには思っております。

以上でございます。

○中島委員

改めて聞きますが、平成22年、平成23年では何%上がりましたか。今、3年まとめて言われましたけど、平成23年度は何%上がりましたか。

○下水道課長

昨年度末、この3月末で54.9%、一昨年度末で53.7%でございます。1.2ポイントアップでございます。

○中島委員

そうですね。1.2%アップということで、平均よりまたぐぐっと今下がってるということになると、大変ことし並みなんていう考え方だったら、どんどん離れていってしまう。これでずっといったら、すごい乖離が2倍ぐらいかかちやいなことになってしまうので、そこのところをどうキープするかということですよ。

それで、この下水道の冊子のほうですけども、平成23年度が下水道建設費総トータルですね、ここの中で請負費とかそれに関係する職員給与も入っちゃってますけども、小計というところで6億2,000万円余ということで、下水道建設費というふうになっております。

公債費が6億6,589万8,000円と、公債費のほうが大きくなって。去年は建設費のほうが少し多かったんですけども、ことしは反対に公債費のほう少し上回っていると、4,000万円ぐらい上回っちゃってるというような事態になっております。公債費は待たなすできますよね。これをキープしながら建設費をどうやって確保するのかと、これ以上に。2%にすると幾ら要るんですか、建設費は。

○下水道課長

整備を進める場所によって、それは当然整備費が変わってきます。ただ、単純計算にしますと、およそ10億5,000万円というところですかね。ただ単純計算しただけという数字でございます。

○中島委員

10億5,000万円というふうになりますと、過去5年間では10億円というところで5,000万円を超えるというのは、おとしがそうでしたね。小計間違いました。見るところ違いました。なってないですね。ここ5年間は一度もないんだし、多分過去もここまで建設費で取ったことがないんじゃないかという記憶ありますか。どっと取ったときは、いつごろ取ったのか。建設工事費だけで5億円取りたいというのが過去の議論の中でありましたけど、今言ったのは、建設総務費も含めての金額を私、言いましたからね。そういうことかというと、ここ5年間は多いところで7億2,000万円ということ。

○下水道課長

その10億円を超えた年というのは、たしか平成13年度から起債をかなり激減させたと、半分ぐらいにさせたと。要するに、起債残高がかなり大きくなってしまったということなのです。

ですから今、御質問者が言われた、その10億円を超える時期というのは、私が係で下水道課におったころ、平成10年前後、そのころはこの今言われたほかの工事請負費だけで、たしかそのころは10億円を超えてました。ですので、今のここでいう小計で言いますと6億2,000万円という同じレベルで言いますと十二、三億円ぐらいの数字はあがっていたと思います。ちょっと確認しないと何とも言えないところですけども、私がおよそ記憶しているのは、大体そういうところですよ。

○中島委員

10億円を確保しないと目標の70%に平成30年度に達しないと、こういう今お話があったわけですが、今、借金の総額が85億6,154万1,000円と、この11ページに書いてありますよね。

今までも繰上償還とかやってきた経緯がありますけれども、今ある政府資金が一番大きい金額になっておりますけれども、4%以上というところが15億円ですね。それ以上のところもありますけれども、金額的には少ないと。この辺が何か手を打つことができるのかできないのか、起債をしな

やいけないので繰上償還というのと、それなりのお金がかかりますけど、その辺は、この利率がもっと安いものということに切りかえもできるのか、そういう工夫はどうですか。

○下水道課長

起債の繰上償還ということで、平成20年度と平成18年度ですかね、これを金融公庫の分について5%以上の部分について借換債を借りて、その利息の高い分を返したという中身がございます。

それはそのときのちょっと詳細な法律の規定は私、心得てございませんが、そんな中でできるという規定がございまして、私どもの計画の中で健全化計画を示しまして、それによって借換債を借りて繰上償還ができるという中身でございました。

今、政府資金については、これは交付税の交付団体であれば全て可能というわけではございませんが、交付団体でないところはそれはできないという規定になってございまして、交付団体であればそれが適用できる範囲があると。ただ、その範囲を私どもの財政当局と相談させていただいたところ、今の知立市ではできないということ、これについては繰上償還が今のところできないということ聞いております。

そこの中身までは、私ちょっと承知してないんですが、そういう話で私どもの今の状況の中では知立市ではできないという話を聞いております。

○上下水道部長

当時の繰上償還ができる、借りかえができるという、今現在はそういう制度がございませんので、当時の交付税の交付団体の場合は政府資金は、たしか5%以上、一番最初は、たしか7%以上はできたというように記憶しておりますが、不交付団体でございましたので当時の公営企業金融公庫の部分は借りかえは、または繰上償還ができたんですけども、政府資金についてはできないというような条件がついておりましたので、できないと。今現在については、そういう制度は私どもについては確認をしておりますので、そういう制度がないというふうに理解しておりますが。

○中島委員



そういう制度がなくなってしまったというふう  
に理解している。私が理解できないので聞いてお  
るんだけど、5%以上というふうになると限られ  
たものになりますけどね、ここに書いてあるのは  
ね。政府資金で2億4,599万円と3億円で5億  
5,000万円ぐらいですね。5%以上のものにつ  
いての借金は。ここのところは、ちょっと交付団  
体であればという、かつてそういうふうになっ  
て、平成20年当時たくさん返したって言われま  
したよね。平成18年、平成20年ですよ。ここ  
のところはこの制度があつてできたということ  
ですね。ほんとになくなっちゃったのかどうか、  
その辺は確認をしてもらわないかんね。

やっぱり公債費がほんとに大きいということ  
ありますので、こういう財政的にも半分は借金  
返すほうにいつてしまうという状況ですよ。7  
億何ぼ一般会計繰り入れをしていただいた分は、  
全部公債費というように見てもいいぐらいのも  
なっているということで、これはもちろん起債  
しなければ工事はできてこないということもあ  
りますのであれですけども、これから2%を確  
保するというね、10億円を確保するという、そ  
ういう方向が実現するものかどうか、この辺は  
財政当局とも話し合っているんですか、どうし  
ても70%にしたいといつて。

#### ○下水道課長

私どもの下水道課については、実計でもって今、  
平成30年70%達成するために10億円という要  
望を出させていただいておりますが、ヒアリン  
グ査定等で今の現状をやっぱり見ていただきた  
いといつことの中で、ここ二、三年は削り込  
まれているというのが現状でございます。

#### ○中島委員

副市長ね、こういう大きい目標があると、県  
下でもおくれるほうと、すごく。近隣からし  
たら、また大変おけているという知立市の普  
及率なんですけど、今の話で10億円といつ  
ことがキープできるかどうかといつのも条件  
みたいな形になりますよね。

二、三年様子を見ながらといつふうにい  
言つてる

と、そのあとさらに12億円進めなきゃい  
けないといつことにもなつていつちゃうわけ  
で、その辺のことについては、どのよう  
にお考えですか。

#### ○清水副市長

知立市の場合、非常に市街化といつ  
いますか、面積が広い、分母が大きいとい  
つようなことも出てくるわけですけども、  
本会議のときにも話がありました。その目  
標年次に達成といつことになれば、それ  
は各年度一般会計からどんどん繰り入れ  
をして、仕事をどんどんやつていけばい  
いといつことなんですけども、先ほど下  
水道課長も申しましたように、その施  
行する整備をする区域によつてもその  
辺の状況が変わつてまいりますので、  
一概には言えないわけですよ。

それと、もう一つは、本会議のとき  
にも申し上げましたけれども、現在、  
実施計画の中では約8億円といつ  
ような線で財政、企画、担当課とい  
つところでの協議で進んでいるわけ  
ですけども、いろいろの決算の中  
における経常経費の高まりとか、  
いろいろのそういうところも含めて  
全体的に考えますと、これもそれ  
ぞれまた優先順位といつことが  
ございますので、下水道事業だけ  
に特化すれば、さつき下水道課長  
が言いましたように10億円、12  
億円といつもの、こうなると職  
員の仕事量の問題もありますので、  
今の現有体制の中でそれだけの  
事業量がこなせるのかといつことを  
いろいろな問題がまた出てくる  
わけございまして、そういう  
ことでもありますので、私ども  
のほうとしては、全体の長期計  
画、財政計画、実施計画、その  
中で、やはり知立市としてや  
れる範囲といついますか、ほか  
の事業との兼ね合いの中で適  
正な繰り入れ、繰出額といつ  
いますか、一般会計から言  
えば、そういうものの中で  
やらせていただくといつことが、  
今申し上げられるところかな  
といつふうにい思います。

#### ○中島委員

この70%の目標数値といつのは、  
愛知県県のほうで一応届けて  
目標計画、そういうものは  
どうなつてますか。

#### ○下水道課長

計画を県のほうに届ける  
といつ考え方の届け出

もございますが、今、私どもの計画の中では、知立市の総合計画の中だとか、都市計画マスタープランの中で、それに基づいて知立市の下水道基本計画、基本計画の中には具体的にその数値のうたい込みはございませんが、それらを3年前につくらせていただきました下水道ビジョンにそういったところを示させていただいております。

ただ、今、委員の言われるような厳しい状況であるということは間違いございませんので、そのビジョンについても、今年7年、あと7年あると、今年度入れて、5年を切った段階では、今からどうなるかわからないですけど、その70%という数字が到底達成できない数字とするならば、その辺の見直しもしていかなきやいけないのかなというふうに考えております。

○中島委員

今、消費税の増税法案というのが通って、景気がよくなったらというちょっと中途半端的なね、どの段階で景気がよくなったとみるかというのがくるくる変わってきてね、どんどん下がってくる。1%経費が上があればいいんじゃないかというところまで今、野田総理が下げてきちゃって、どうしても増税したいという意向が今、見え隠れしてますよね。選挙が今後ありますから、これがどういうふうになるかということがありますが、8%になったり、10%で今の倍の消費税をこういう工事費にも全部いろんな形でかかってくるということになりますよね。

10%になってくると、実質的な工事は一緒にお金をかけても実質的にはその部分が目減りする形になるんですよね。できる工事が。それでは駆け込みで早くやらないかんじゃないかぐらいの、もちろん私たちは実施するなど、こんな時期にねという立場でやってますけども、しっかり10%になるまで待っていると、すごい支出になってしまうということも一方では感じるわけですよ。何千万円と変わってきちゃう。やれる工事がね、同じ金額で、そういうこともシビアに見ないといけないかと。法案が通って実施されるかどうか、その辺の様子を見るということになってるのでわかり

ませんけれども、そういう政治判断もしなきやいかんことがあるんですよ。

だから眺めとったらと言ったら、ちょっといけないのではないかという、そういう側面もあるんですよ。それについては、どのようにお考えでしょう。

○下水道課長

当然、委員の言われるように、消費税分工事を発注すれば、発注と同時に消費税も上乘せされていくと。私ども下水道料金の中で消費税をいただいているという部分についてあるんですけど、その部分が別に全て工事の消費税との相殺に回るということではございませんので、私も細かい中身の部分になるとちょっとわからん部分がございますが、かなりの消費税アップにかかる経費が上乘せされるんだろうと。

ということは、言われるように、工事費同じ状況の中で予算確保される中では、消費税分が目減りするというような結果になるというふうには危惧しております。その部分を今ちょっと私、担当としては、今の実計の中でそういった部分も含めてどうのこうのというちょっと議論はしてございません、まだ。

です、そういう感じはもってございますが、実際の動きとしてはどうなるのかなというのは、まだ実感としてはつかんでないという状況でございます。

○中島委員

水道事業でも同じですし、全体の事業、連立でも大きな工事費だからね、全部かかってくるということになると、その分が実質負担がふえて、たくさんお金を出さないと同じ事業ができないという関係になってくるので、この辺は計画をする段階で、それも含めた試算をしながら財政計画ちょっと一回やってみないとえらいことになるよという自覚を持たないと、みんなこういうときだから取れ取れっていつて賛成していったら、えらいことになるよということにも気がついてほしいし、中小企業はもうつぶれちゃうよということを言ってるんですけども、そういう事態ですよ。

ですから、全体の財政計画もそういうことも念頭に置いてやらなきゃいかんという今、段階にきてるんじゃないですかね、副市長。

○清水副市長

今回の消費税の増税について、このことによって地方消費税交付金、現制度のそういったものも地方分をふえてくるというような部分もあるということでございますけども、いずれにしても、全体の地方財政の姿というのがもう少し見えてこない、しっかりした計画と言いますか、具体的な計画が立てにくいなというふうに、今回の消費税が8%、10%になったときに、もろにその支出の部分にオンされてくるのか、全然歳入のほうでは影響がないのか、こうなりますと、今、御質問者がおっしゃったように、その分だけ事業料が当然減ってくるわけですし、負担がふえるということになりますので、その辺は地方財政の制度全体の中がもう少し明らかになってくると、その辺の入りの部分と負担増になる部分との関係の中で、具体的な財政計画をもう少し見通しが立てれるんじゃないかなというふうに思いますので。

それと、もう一つは、いろんな部分で一市民生活をする者としては、負担がふえるということは、これは間違いないわけですが、地方財政の中では、そういった仕組みというのがまだまだはっきりしてないのかなという認識でございます。

○中島委員

社会保障にそれは使うんだというようなことやらね、いろいろ直接入る消費税の交付金があるけど、全体としては大きくそういうところに回せるようなものではなく、社会保障でもさまざまところで制度が変わって、保育システムでもそうですけども、財政的な仕組みを変えていこうかというようなことになってくると、それもほんとにプラスになるのかどうなのかわからないようなね。国のほうも社会保障も削りたいというのが見えてるわけで、こちら減らしちゃうけど、そちらに充当しなさいと、こうなってくると下水道に回せるお金が生まれるのかもわからないような事態だなというふうに私は見ております。そういった意

味で、70%これは早い段階で見直さないかんかもしれないですね、残念ながらという気がします。

話はころっと変わりますが、マンホールトイレをつくっていただいて、本会議でちょっと言いましたように、一般会計でやればいいんじゃないのっていう話をしましたけど、平成23年度は知立小学校へ5基マンホールの地下の部分をつくっていただきましたが、これは5基というのは、誰が決めたんですか。5基という計画はどこでするんですか。

○下水道課長

この5基の計画は、マンホールトイレを計画する段階で、避難所に来られる方の人数を把握しました。計画当時、平成15年のデータでございますが、東海地震、東南海地震被害予測調査という中身の中で、知立市避難所生活者1万1,000人と。私どもが1万1,000人について、仮設トイレを100人当たり1基ということで、1万1,000人が避難者が発生するという中では110基必要という数字を出してございます。

その110基必要という中で、50基がその当時、避難所における仮設トイレが準備してあるという内容でございました。ですので、差し引き60基が不足するというので、その60基をこのマンホールトイレで対応しようという計画をもってつくったものでございます。

○中島委員

そこのところについては下水道の担当で、どの小学校に何基というのを決めたと、こういうことでいいですか。

○下水道課長

この中身については、現在でいう安心安全課と私どもの担当者とそういった協議をさせていただいて、避難所、この避難所という中身は、国のほうのマンホールトイレが補助事業として受け入れられる基準が避難所の敷地面積が1ヘクタール以上という規定がございまして、その規定の中で、今、下水道が利用できる、それとその計画を進める中で、今、認可しておる区域で下水道が整備されるという予測される部分の1ヘクタール以上の

避難所について設置していこうというお話を私どものほうから出させていただいて、安心安全課と協議をさせていただいて、かつその設置をする小学校のほうにもお話をさせていただいて、いろいろな協議をさせていただいた中で、今、工事を進めさせていただいているという現状でございます。

○中島委員

東小学校は、まだこれからですけども、3基ということですよね、あその場合は、前ちょっと伺ったとき3基と。

○下水道課長

3基でございます。

○中島委員

あそこは避難民を何人に計算するかということから始まらなきゃいけないわけですけども、集中した人口の多いところという意味では、3基は少ないなというふうに思いましたし、仮設トイレも大変高齢者は使いにくいようなところがありまして、マンホールトイレのほうがいいなというふうに思ったわけなんですけども、そういったもう少し現状との関係でこれは決めているのかなと私は大変ちょっと疑問にも思ったわけなんですよ。

だから今、説明が一応ずっとされましたけど、その説明でいくと東小学校は3基でいいのかと、それがよく理解できないですねという感じですよ。その辺は、設置する場所の条件もあるのかなとは思いますが、どうなんですか。

○下水道課長

やっぱり数については、安心安全課のほうのデータをいただいて、かつその避難所にある仮設トイレの数、今、その当時一時的に置く仮設トイレの数との整合だったのかなというふうには思うんですけど、私も個人的には、今、委員の言われる数が三つというね、マンホールトイレを多分使えるような状態、下水道が破壊されちゃって下流に流せないという状況では、一時的にその管を大きくしてしますので、くみ取り便所式な便所みたいな容量はあるんですが、今まで利用してきた避難所の中にそういった仮設の便所を置いてそこでという中身と比較しますと、においだとかそういった

面も考えますと、マンホールトイレというのは使う人の身になれば、そちらのほうがいいんじゃないかなという気はします。

ただ、今この計画の中身でもって国の同意をいただいておりますので、ただ、これも変更が可能かどうかという中身も含めて、私どもだけが数だけふやせばいいという中身ではございませんので、そういった整合を図った中で、かつ今の考え方もってきたときに、そういった考え方ができるのかどうかという部分はございますが、まだちょっとその数字的には申し上げられませんが、感覚的にはそういう感じは私もします。

○中島委員

1基設置するのに幾らなんですか。下水道が通ってる上に穴を掘って直接入るようにするんですけども。

○下水道課長

やっぱり下ですね、先ほど言いましたように、下に大きな管、要するにくみ取り便所式な容量を持たせるために大きな管を入れる。この部分のほうはかなり費用がかさみますので、この1基をつくる、この1基というのは塩ビ管の筒みたいなのですよ。ですので、その部分にはそんなにたくさんお金はかからないですけど、それが何基かふえれば間隔を取る必要がございますので、その部分の管がまた余分に延長が要するというので、1基足すと幾らふえるかという、大変申しわけないですけど、今ちょっと私。

それと、避難所にマンホールトイレをどこにするかによって、それをつなぐ下水管がどの場所までできているのか、それによっては避難所の中に管をずっと走らせなきゃいけないとかいう部分でお金が、お金の部分のお話ですが、変わってしまうもので、今ちょっと上下水道部長のデータで申しわけないですけど、4基で700万円と5基で500万円というデータがございましたので一概に言えないし、各家庭の取り付け管みたいなもので費用がかなり違うという中身と一緒に、そのつくるところにどういった構造物がある、それを横断しなきゃいけないとかそういった部分があり

ますので。

ただ、その数字、4基で700万円とか5基で500万円という数字を見ますと、1基ふやすのに100万円ぐらいという感覚でもそんなに違いはないのかなという気はしますけど。

○中島委員

わかりました。仮設トイレよりも相当たくさんお金がかかるなということは、もちろんわかりました。

ただ、それは使いやすさという意味ではいいだろうなと思って、他市の状況なんかも、この間、岡崎市の学校へ行ったときに10個並んで置いてあったので、校舎の横に10基があるのを見て、学校へ避難して来る方の数を考えれば、このぐらい要るんだろうなというふうには思ったものですから、これもちょっとまだこれから検討の余地があるならいろいろな面で検討していただきたいなというふうに思います。

それから、受益者負担金で、さっきちょっと休憩中にも聞いたんですが、不納欠損額が毎年、平成23年度は非常に少ないですよ。6,000円と。多いときは24万7,000円と。受益者負担金ですからね、1平方メートル350円ということで、網のかかったところに徴収されるという、こういうことですけども、これはこの面積的にここは供用開始ができますよ。説明会をやります。1平方メートルこうですよ。その段階でもう納付書が自動的に皆さんのところにいくと、これがスタートですか。

○下水道課長

これにつきましては、供用開始をさせていただく広報でお知らせをさせていただきます。3月31日現在で、この分のエリアが供用開始されますよと。そのときに、補足的に今後その部分に受益者負担金が発生すると。そういった部分もお知らせをさせていただいて、今度、実際に受益者負担金の付加がされる地主、地主でも建物所有者でも結構なんですけど、いただければ結構なんですけど、私どもとしては、その方たちに、どなたが受益者負担金の負担をさせていただくかという、そういう通知をさせていただいて、要するに申告をいただ

く手続になってございます。申告をしていただいた方に、その中身を送付するときに、もう既にその中身もお話をしているんですが、9月に第1期の納付を行いますと。その前に、これまでですと6月ぐらいのときに、そのエリア、受益者負担金を付加するエリアとなった供用開始区域の方たちに説明会を開いておりました。

○中島委員

それで、不納欠損までにその納付書みたいなものがいってから基本5年間というふうに聞いたわけですけども、不納欠損、土地を持つて人がどこへ行っちゃったかわからなくなるとか、そういうようなことを不納欠損というのはちょっと理解ができないなと思って、その辺はもう少し手が打てないのかなと思うんですけど。

○下水道課長

不納欠損については、うちの受益者負担金は5年、1年2期で10回という支払いの納付書を送らせていただいて、その一括で払っていただく方は別なんですけど、そんなふうにならないんですが、それが払えない方について滞納繰り越しをさせていただいて、また通知をさせていただいて納付をお願いするというような格好の中で、それが5年過ぎた段階でも、もちろんその間にお支払いの連絡をさせていただいたりだとか、状況聞かせていただいたりだとかさせていただく中で、お支払いができない方について不納欠損になっていくという格好で処理しているんですが。

○中島委員

収入未済額も平成23年度は124万8,000円ありまして、未済額、不納欠損にずっとなっていくということは、あまり好ましくないと。やっぱり請求を小まめに行うということは、手続的にはそれを防ぐことになるのかなというふうには思うんですけどね。

それは事務的なことで、やっていただければいいわけですけども、そもそもは都市計画税払ってね、また供用開始するときには半分税金みたいなものをまず払わないといかんと。この二重に課税されるような区域のものがありませんよね。かつて

大きな議論になったんですけども、受益者負担金ですね、全体からしたらすごい大きなお金ではないね、支線をちょっと工事するのに使わせてもらいますよという、こういうことにはなっておりますけれども、この辺は実際収入がないとか、そういう人は、ある意味では課税されない、税金が非課税になっている人は、これを非課税にしなきゃいかんじゃないかと。非課税という言い方おかしいですけどね。減免、そういう意味では、そういう措置を速やかにとればいいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○下水道課長

たしかそういう方については、減免の対応をさせていただいてたと私は認識しておりますけど。

要するに、そのときに私どもが市内のものかもしれないですけど確認をさせていただいた部分について、そういった届け出があった方については、たしかそういう対応をしていたような気がするんですけど。今、委員の言われる、そこの不納欠損の中でも生活困窮という中身が、うちのほう確認をしてそういう処分をさせていただいたところもちろんございますが、今の委員の言われるそういった方たちについて付加する、しないという部分については、ちょっと確認をさせていただいてよろしいですかね。

○中島委員

今、時間取ってもなんですから、生活困窮で付加しないというような例があるならば、どこかでまた書類でいいですから報告をしてください。そういうことです。

税金は払えないけども、これはどんどん払えるという人は少ないと思う。税金も今、払えないというような、非課税だというような人たちが、自分はまだ下水に入る気もないし、家は古くて建てかえもしないでこのままだなというような思っている人から出さないと言っても何だから、そういうのは速やかに免除するというようなことも必要だと思うんですね。それは件数がはっきりしたら、また後ほど資料をいただければ結構ですから。

○下水道課長

今、私どもが対応させていただいている中で、今、御質問者が言われた、自分たちがまだ下水を引かないとか、まだ今やらないとかいう方たちと今の生活困窮の方たちとは私ども同じにしてごさいませんので、今のデータについては、生活困窮の方についてデータを調べて御報告させていただくということでよろしいでしょうか。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第3号について、挙手により採決します。認定第3号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、認定第3号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号 平成23年度知立市水道事業会計決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

水道組合のほうとの宿題になっていた夜間とかお休みの日の対策について、どのような協議が行われて改善されようとしているのか、報告願いたいと思います。

○水道課長

今、水道組合のほうと8月の頭でしたか、水道組合の役員の方2名の方と今後の漏水当番の委託に関してちょっと協議をさせていただきました。

近隣の市町の状況を調べさせていただいた中で、今の私どもの委託契約が夜間、平日含めて24時間

の対応ということで委託契約をさせていただいておったんですが、各近隣の市町のほうを調べさせていただくと、通常の契約内容を見させていただくと、基本委託時間としては朝午前8時半からとか、昼間の職員の勤務時間の中での漏水当番対応ということがほとんどの市町でしたので、知立市のほうとしまして、昼間の対応で午前8時半から午後5時15分までの漏水当番の対応とさせていただきます。

あと、近隣を調べさせていただくと、平日の対応についてもいろんな対応があるんですが、知立市としては、委託料について土日の対応の委託料しか支払いをしておりませんので、平日の漏水当番対応について協議をさせていただいて、その中で、平日については組合とのお話の中では協力をするというお話をいただきましたので、漏水当番という形での当番制は廃止をして、平日の昼間に関してはどういう対応をとるかまだ詰めてはいませんが、組合側としての協力をさせていただくということを確認をいただきましたので、そういう緊急漏水の対応があった場合には、その漏水契約をさせていただいた業者に順番でお願いするのか、その日ごとに申し出をしていただいて、その方をお願いするのか、ちょっとその辺は詰めてはいませんが、そういう対応をとっていきたいというふうに考えております。

○中島委員

そうすると、お休みの日とか夜間はお願いをしないと。平日の昼間。そうすると年末年始というのも一応なしですか。

○水道課長

今の契約が365日24時間の対応の契約となっておりますので、それを平日に関しては漏水当番対応なしと。土日、祝日、年末年始、お盆の対応を委託契約の中で結んでいきたいというふうに思っております。

○中島委員

平日の昼間はないとおっしゃった。何を対象にするか、もう一回言ってください。

○水道課長

今、考えておりますのが、平日に関しての漏水当番の対応はないということで、今までですと順番をつかってやったおったんですが、その平日当番の対応をなくしますよと。そのかわり土日、祝日、年末年始、お盆の期間3日ぐらいですね、13日、14日、15日、その期間に対しての委託契約をさせていただきます。

平日の緊急な漏水の場合には、委託契約をしていただいた業者に、こちらのほうから緊急の場合は連絡して、修理していただくのか、そういう委託契約してもらった業者のほうから、その日はどこが対応できるかとか、そういう申し出をしていただいて対応していただくのか、その辺をこれからちょっと詰めていきたいと考えております。

○中島委員

平日については緊急の場合だけ、市の職員で何ともならんというときだけ連絡をして、ルールがまだ決まってないけれども協力をさせていただくと、こういうことですね。

今はお礼を出している有償の契約になってますが、そのあたりは、先ほど少しふれられましたけれども、土日の対応についてどういうふうにするかは、ただ協力してもらおうというような感じですか、無償で。

○水道課長

平日の待機ということはないということで、当然漏水修理をすれば修理費用に関してはお支払いしていくと。待機をしていただかなくなるものですから、その分に関してはどういうふうに対応するかは、今、詰めをさせていただくという状況です。

○中島委員

有償部分はどういうふうを考えているんですか、具体的に。

○水道課長

有償部分に関しては、土日、祝日、年末年始、お盆関係、基本これも平日の対応ということで、午前8時半から午後5時15分までの対応ということで、それ以外の夜間に関しては市の職員のほうで連絡を受けて、もし緊急であれば、その漏水当

番の業者をお願いしていくというような内容。順番をお願いしていくということになるかと思うんですけど。

○中島委員

だから有償という今までの金額が横に書いてありましたよね。幾ら委託料出すのかという、このところについても、これはもう有償部分決まって、一応提示しているですか。どのようになるかということです。

○水道課長

有償部分の金額に関しては、配管工の金額に基づいて計算をさせていただいておるものですから、まだその具体的な金額というものは提示はさせていただいておりません。

○中島委員

そうすると、今までの定額的なものじゃなくて、具体的な仕事の内容によって変わるということになるんですか。定額でいくんですか。

○水道課長

定額というよりも、今までが委託料に関しては平日の対応の委託料が待機料としてみてなかったものですから、その平日の待機に関して、基本、平日に関しては待機をしていただかないということにしましたので、土日、休日、祝日、年末年始、お盆に関して待機料として計算をした金額を委託事業として支出していくということになります。

○中島委員

対象の日時についての待機料というような形での委託をするということですね、そこもね。

十分最終的に話し合いをして、防災関係にも協力してもらおうとか、いろんな形にいくようにスムーズにやっていただきたいなというふうに、信頼関係をしっかり持ってね、協力してもらおうところは協力してもらおうということでやっていただきたいなというふうに思います。

それから、この間、新聞で名古屋市の例が出ておりまして、大規模小売店、病院など事業所が地下水を利用すると。地下水利用が大変多くて、その量を水道水に置きかえると7億9,000万円にもなるといって試算をして、えらいことだというよ

うなね。地下水にも一定の利用が求められるように国へ要望をしているという、こういう名古屋市のほうのニュースが出ておりましたけれども、地下水利用でというのも知立市の場合もあるんですか。

○水道課長

知立市の場合、そもそも大口の需要家がありませんということがありますので、当然、地下水利用されている施設も中にはあるかとは思いますが。例えば、国道1号線沿いにあるスーパー銭湯ですね、そういうところが地下水利用されているということは聞いております。

○中島委員

スーパー銭湯ですと、下水道料金のほうにかかっているんだね、これは、井戸水だから。

ちょっと関連ですけども、そうすると量がわかるんですよ、どのぐらい水を使っているか。それ把握していらっしゃいます。

○下水道課長

スーパー銭湯ですね、下水の対応をしていただけていませんので。今、国道のところにスーパー銭湯、対応いただいてませんので、大変申しわけございません。

○中島委員

お風呂の水を浄化槽でやって側溝に流してる。下水道へ流さない。排水のところに、うなぎ屋が問題になりましたよね。あそこ下水が入っている。伊藤温泉のところも前、問題になったね。みんなそういうのが全部料金もらうんだと。

○下水道課長

下水道は入っているエリアであっても下水道に接続をさせていただいてないという、大変申しわけございません。そういうこと。

○中島委員

そういうのが問題でしょうというの。うなぎ屋だって、うなぎを飼うのにきれいな水を、井戸水くんでたくさん大量に使ってそれを流すのに全部下水道料金がかかっちゃうと。伊藤温泉も、今はやめちゃったけども、さんざん言って悩んでたわね。風呂屋泣かせと。井戸水使っても下水道料金



は出るよと。あのスーパー銭湯は全然そういう対象になってないというのは、いいんですか、そんなの。ああいうお風呂の水というのは、勝手に排水しちゃいけないでしょう。浄化槽にきれいにして、あとは側溝に流せばいいということ。ちょっと不思議でわかりません。よく説明してください。

○下水道課長

当然、施設最初にやられたときに、下水道計画エリアで供用開始されていれば、たしかそれは接続しなきゃいけないという中身だと思います。

今言われるように、お風呂の水をそのまま流してるというんじゃないで、多分、合併処理浄化槽の対応をしているということだと思います。その先は下水ではないです。

○中島委員

そんなのが近所の側溝をじゃあじゃあ流れてるんですか。そんなの見たことないけど。

○下水道課長

合併処理をした水が流れると。もちろんその風呂がどれだけの量をどういうふうに使ってるのかという把握はしてませんが、そういうことです。

○中島委員

ちょっとどうしても解せないですよ。どなたでもお風呂屋みんなそうやって流すのに苦労してみえたわけですけども、伊藤温泉の辺だと下水道があって、あそこは西町かな、流せると。でも相当昔から流せる。井谷屋のあたりも流せると、下水道が、そういう話になると。スーパー銭湯も流せるけども流していないと。ちょっとそれは問題じゃないですか。水道水がどのぐらい使うところが使っていないのかという井戸水の量はちょっとわからないですけど、何かわかることありますか。

○水道課長

私ども、今、スーパー銭湯が井戸水だということ私に答えがしたんですが、もう一度確認をさせていただいて、お答えさせていただくということでよろしいでしょうか。私もうろ覚えの話が入ってりましたので、一度確認を取りたいのですが、しばらくお時間をいただけると。

○川合委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後7時08分

---

再開 午後7時10分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

先ほどのスーパー銭湯なんですが、スーパー銭湯ができたときには、私どもの下水がまだ対応できてないという中で、スーパー銭湯を建設された方は、自分ところの銭湯の水を合併処理浄化槽で処理をする対応をしていただいております。

そんな中で、下水がきたときに、当然、私ども下水道への接続をお願いさせていただいたわけなんですけど、自分のところの合併処理浄化槽を入れた状況もあるかと思いますが、そんな中で、まだつなぐことをしていただけていないという現状でございます。

○水道課長

先ほどの井戸水の件なんですが、スーパー銭湯のお風呂の部分に関しては井戸水を使用されておると。飲食の部分に関しては水道を利用されているということです。

以上です。

○中島委員

合併浄化槽ですけども、スーパー銭湯はいつ始まったのかははっきりわかります。西町ですよ、あそこは。処理区のスタートの時期と両方教えてください。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後7時12分

---

再開 午後7時20分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

先ほどのスーパー銭湯の地域の下水の供用開始は、平成6年でございます。スーパー銭湯は、その前に営業を始められて、そのスーパー銭湯から

出る排水については合併処理浄化槽で対応されているという状況でございます。

私どもの接続については、お願いをさせていただいておるんですけど、下水道への接続はまだ実現できてございません。

以上です。

○中島委員

いろいろ調べていただきましたけれども、これはお願いするということですけども、強制力はないわけだね。受益者負担金さえ払ってれば、あとで接続するのは後ほどでも構わないという。でも供用開始をしたら3年以内には接続してくださいよということには一応なってるよね。そういった点では、再三言ってるの。

○下水道課長

接続の関係で、今、委員の言われた3年以内と、下水道法で規定されている3年以内というのは、くみ取り便所については3年という数字をその法律の中でうたい込んで接続してくださいと。

ただし、その人の生活事情だとか、近い将来、建て直しをするとかいう方に限ってはその限りではないという規定もうたい込まれてはございます。

そのほかの今、浄化槽で対応されている方については、3年以内という数字じゃございませんで、速やかにというこの表現じゃなかったと思いますけど、感覚的には速やかにということで、説明会等でも私ども使っておるんですけども、速やかかって何年なんだという中身はございますけど、私どもがその家庭の排水設備を整備する補助金を出すとかそういうのは3年以内の方について、同じ3年を使わせていただいて、3年以内の方についてそういった対応をさせていただきますよと。それ以後の方については、そういった補助金等の対応はできませんので、早いところ接続してくださいというお願いをさせていただいております。

そこについてもお願いをさせていただいてますけど、最近、私の記憶ではお願いに行ったという報告は受けておりません。

○中島委員

そういうことでと、くみ取りは3年だけでも浄

化槽なら速やかにというふうに言っているんだったらね、3年ということにこだわらずに、もっと早くやってくださいということでしょう。くみ取りよりも切りかえが簡単だからということがあるんですよ。合併浄化槽ができていれば、もう中で一つの槽のところみんな集まって来るような仕組みになってるから、その根本で取ればそう難しくないということになりますから、それはもうこれ18年たってますよ。だからお願いしますと、きちんと言われたほうがいいんじゃないですか。水道使えということは、なかなか言えなくて、名古屋市はこの井戸水をどんどん使うことにすらちょっと異議ありと言って大手が集まって全部やってるに対して言ってるわけで、そこまでやるかどうかはともかく、正規のルートで下水に流してくださいということは言わなければならないんじゃないかというふうに思います。

あとは質問というか、耐震化という課題がありますけれども、出資金という意味では、管路の耐震事業に対しては出資してほしいなということが担当者から言われております。これからどのぐらいの計画で耐震化を進めていくのか、費用的なところは年どのぐらい使って耐震化をしていくのかと、こういうことも明らかにしていただいて、出資金のことについても連動して考えてもらおうと。お金かかってしょうがないから耐震化もおくれるという話になるかもわかりませんが、だけど、その辺の今の計画、そして、どのぐらいの費用がかかるのか、年間。出資額をそれに匹敵して入れてもらえるのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○水道課長

先ほどの耐震化の事業のことになりますが、昨年、管路の耐震化整備計画をつくりまして、今、財政的な裏づけをとる必要があるということで、その計画どおりにいけるかどうかということで、今、検討をしております、耐震化については優先順位をつけまして、まずは基幹幹線と言いつつ350ミリ以上の大口径の管路に関して優先で整備していきたいと。それが基本、八橋排水場から

排水される部分が基幹幹線になるということで、その部分から順次耐震化をしていきたいということでは考えておりますが、何せ大きい管ですので、なかなか費用的にも大分かかってくるということで、まずはどの間隔で整備していけるかということで、財政計画と整合させまして年度計画を決めていきたいというふうに今、思っておりますので、今それを作成中ということで、いつどれだけの量でどれだけというのが今ちょっとお答えができないということですよ。

以上です。

○中島委員

八橋排水場からの太い管を600ミリのところについて、まず耐震化していこうというスタートはそうなってるけども、計画はまだできてないということですね。

これは計画というのは、当然、費用的な面も含めて計画の中に入ると思うんですけど、これ、いつでき上がることになるんですか。

○水道課長

昨年度、管路耐震化の計画としては、その優先順位的なものを決めてはきたんですが、ただ、大きなお金がかかるということがありますので、財政計画との整合を図りながら順次進めていきたいということなんですけど、今現状、西町配水場の建設をしておる状況ですので、それが一段落した段階で進めていきたいというふうには考えておるんですが、ことしその財政計画と管路の耐震化の年次計画をすり合わせるということで、今現在、調整をしておる状況でございます。今年度でどういう順序で、どういう費用で管路を耐震化していくかという計画をつくっていききたいということで。

○中島委員

今年度中にある程度具体的なものが出てくるということで、市民も防災いろんな意識があって、水道管がどうなっちゃうかなということもあるので、これは市民的にPRできるような計画にしていてもらいたいなと、そういうふうをお願いをしたいと思います。

あとは、西町配水場で1基目ということで、日

最大給水量が12時間分プラスされるというね、これも災害対策ということで、漏水対策ということで出されたわけですけども、相当大きな費用で水道会計の中にも、ある意味で負担にはなる事業ということですが、2基目ということは、まだないですね。

○水道課長

今、1基目3,000トンの池をつくっておりますので、ことし平成24年度、平成25年度2カ年で電気、計装、機械設備の整備をしまして平成26年に供用開始を予定しております。

2基目ということなんですが、これも含めて財政計画の中で検討していきたいというふうに思っておりますので、これがいつ、できるだけ早い時期に2基目をつくってきたいとは思っております。

ただ、財政検討の中で、赤字になってしまっただけで困るということもありますので、その辺を含めた形で本年度検討してまいりたいというふうに考えております。耐震化も含めてですね。

○中島委員

私は、西町の2基目をそう急がなくてもいいと思ってるんですよ。漏水ということで、すごく水が足らなかったときに大変だということになって、あの国の基準ができて、今回つくらなきゃいかんということになって、その後、漏水というよりも節水が非常に、電気と同じじゃないですか。結構最大の排水量とかいろいろ資料も全部出てますけどね、そんなに上がってないですよ。人口が上がっているわけですけども、1人当たりという意味でいうと上がっていないし、私は耐震化よりも優先しなきゃならないというふうには思うわけですけども、私は、その辺はちょっとゆっくりやってもいいじゃないかというふうに思いますけど、国の基準がどうのこうのということで、何が何でも先というようなことが言われるかもしれませんが、やっぱりそれは財政状況でとってちょっとはね返すと、逆に。私は、もっと耐震化とか重要なことがいっぱいあるので、先にやることは先にやってほしいと、こういうふうに思いますけどね。

○水道課長

耐震化ということも必要でありますし、西町配水場の2基についても必要であると。これが現状今どういう状況かと言いますと、八橋配水場のほうが知立浄水場と八橋配水場で2割、8割の配水を、八橋配水場のほうが受け持っており。これも八橋配水場のほうも昭和47年に運用開始をしております、池とか建物に関しては耐震補強が完了しておりますが、ポンプ設備等、電気、計装設備等も更新がまだされていないという状況がちょっとありまして、これを更新していくに当たっては、知立浄水場だけの水量ではちょっと足りないということもありまして、もし八橋配水場のほうの更新をしていく、財政的な件もあるんですが、そうした場合には、どうしても西町配水場の2基目の工事をして水量の確保をしていかないと八橋のほうの更新工事のほうに難しいという面もありますので、その辺、財政との兼ね合いを見ながらどういうふうに進めていくか、ちょっとことし検討していきたいというふうに考えております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号について、挙手により採決します。

認定第7号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第7号 平成23年度知立市水道会計決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で建設水道委員会を閉会します。

午後7時35分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長